

安芸太田町地域防災計画

（ 震災対策編 ）



令和6年5月修正
（平成17年6月策定）

安芸太田町防災会議

震災対策編目次

章	節	頁
第 1 章 総 則	第 1 節 目的	1
	第 2 節 基本方針	2
	第 3 節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	3
	第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
	第 5 節 安芸太田町の地勢の概況	1 3
	第 6 節 既往地震の概要	1 5
	第 7 節 被害想定	1 8
第 2 章 災害予防計画	第 1 節 防災町づくりに関する計画	4 0
	第 2 節 災害応急対策への備えに関する計画	4 4
	第 3 節 備蓄等に関する計画	5 4
	第 4 節 危険物等災害予防計画	5 8
	第 5 節 住民の防災活動の促進に関する計画	5 9
	第 6 節 調査，研究に関する計画	6 6
	第 7 節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	6 7
	第 8 節 広域避難の受入に関する計画	7 0
第 3 章 災害応急対策 計 画	第 1 節 配備動員計画	7 1
	第 2 節 災害情報計画	7 8
	第 3 節 通信運用計画	8 7
	第 4 節 ヘリコプターによる災害応急対策計画	9 0
	第 5 節 自衛隊災害派遣要請計画	9 4
	第 6 節 相互応援協力計画	9 9
	第 7 節 防災拠点に関する計画	1 0 1
	第 8 節 救出、計画	1 0 3
	第 9 節 避難対策計画	1 0 5
	第 1 0 節 医療、救護計画	1 1 1
	第 1 1 節 消防計画	1 1 9
	第 1 2 節 警備，交通規制，交通確保計画	1 2 2
	第 1 3 節 輸送計画	1 3 4
	第 1 4 節 広報・被害者相談計画	1 3 7
	第 1 5 節 危険物等災害応急対策計画	1 3 9
	第 1 6 節 水防計画	1 4 1
	第 1 7 節 災害救助法適用計画	1 4 2
	第 1 8 節 食料供給計画	1 4 6
	第 1 9 節 給水計画	1 4 8
	第 2 0 節 生活必需品等供給計画	1 5 0

章	節	頁
第 3 章 災害応急対策 計 画	第 2 1 節 防疫計画	1 5 2
	第 2 2 節 その他の施設災害応急対策計画	1 5 4
	第 2 3 節 災害廃棄物処理計画	1 5 5
	第 2 4 節 有害物質等による環境汚染防止計画	1 5 7
	第 2 5 節 遺体の搜索、取扱、火葬等計画	1 5 8
	第 2 6 節 文教計画	1 6 0
	第 2 7 節 公共施設等災害応急復旧計画	1 6 3
	第 2 8 節 電力・水道・下水道施設応急復旧対策計画	1 6 4
	第 2 9 節 ボランティアの受入等に関する計画	1 6 6
	第 3 0 節 住宅応急対策計画	1 7 0
第 4 章 災害復旧計画	第 1 節 災害復旧計画	1 7 5
	第 2 節 施設災害復旧計画	1 7 6
	第 3 節 激甚災害の指定計画	1 7 7
	第 4 節 生業回復等の資金確保計画	1 7 8
	第 5 節 義援金、救援物資の受入及び配分に関する計画	1 8 0
	第 6 節 罹災証明の発行等計画	1 8 2

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、本町の地域に係る大規模な地震災害に対処するため町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより住民の生命・身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定により作成している「安芸太田町地域防災計画」の震災対策編とする。
- 2 この計画は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災、平成13年3月24日に発生した芸予地震や平成23年3月11日に発生した東日本大震災等の近年の大規模震災の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め地震災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定めその具体的推進に努める。
- 4 この計画は、防災関係機関の地震災害対策の推進状況に応じて必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1 基本理念

防災関係機関は、災害対策について次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 本町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関はそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4) 災害が発生する恐れがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき生命及び身体の安全を守ることを最優先に人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮する等被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6) 感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2 基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令この計画によるほか、次の一般原則に従う。

- (1) 町は、基礎的な地方公共団体として区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として町の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、地域に係る防災計画を作成してこれに対処する。
- (2) 県は、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し応急措置の実施を要請し又は求める。
- (3) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については県又は町に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。

- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性に鑑みそれぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (6) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し応援する。
また、要配慮者や観光客等に対する配慮や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- (7) 安芸太田町防災会議（以下「防災会議」という。）は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。
また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- (8) 町民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には相互協力により被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは次のとおりである。

1 町

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (5) 被害者の救出、救助等の措置
- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 町内における公共的団体及び住民の防災組織の育成指導
- (11) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災建築物応急危険度判定
- (13) 被災宅地危険度判定
- (14) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

2 県

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 被害者の救出、救助等の措置
- (5) 被災施設の応急復旧
- (6) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (7) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (8) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (9) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (10) 被災建築物応急危険度判定
- (11) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

3 県警察

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被害者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の搜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り

- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
- 4 広島市安佐北消防署安芸太田出張所
 - (1) 防火対象物等査察・防火指導
 - (2) 危険物の防火指導
 - (3) 建築物の同意事務
 - (4) 火災調査
 - (5) 消火活動
 - (6) 救急活動
- 5 指定地方行政機関
 - (1) 中国四国管区警察局
 - ア 管区内各県警察の指導・調整及び広域緊急援助隊等の応援派遣に関する調整
 - イ 他管区警察局と連携
 - ウ 関係機関との協力
 - エ 情報の収集及び連絡
 - オ 警察通信の運用
 - カ 津波警報の伝達
 - (2) 中国四国防衛局
 - ア 米軍の艦船、航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に関係地方公共団体等に連絡すること
 - イ 災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整
 - (3) 中国総合通信局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 電波の管理及び電気通信の確保
 - ウ 災害時における非常通信の運用監督
 - エ 非常通信協議会の指導育成
 - オ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請
 - (4) 中国財務局
 - ア 被災復旧事業費の査定への立会
 - イ 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付
 - ウ 国有財産の無償貸付等
 - エ 緊急帰還に対する金融上の措置の要請
 - (5) 中国四国厚生局
 - 国立病院機構等関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）
 - (6) 広島労働局
 - ア 工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督
 - イ 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務

(7) 中国四国農政局

- ア 農業関係被害の調査・報告・情報の収集
- イ 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理
- ウ 災害時における生鮮食料品等の供給対策
- エ 災害時における家畜の管理、飼料供給の対策及び指導
- オ 土地改良機械の緊急貸付
- カ 被災した農地・農業用施設の応急対策のため技術職員の派遣

(8) 近畿中国森林管理局

- ア 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理
- イ 災害応急対策用木材の供給

(9) 中国経済産業局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- イ 電気、ガスの供給の確保に必要な指導
- ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導
- エ 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融資の円滑化等の措置

(10) 中国四国産業保安監督部

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- イ 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導
- ウ 鉱山における危害及び鉱害の防止及び鉱山施設の保安に関する監督・指導

(11) 中国地方整備局

- ア 直轄土木施設の計画・整備・災害予防・応急復旧及び災害復旧
- イ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
- ウ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告・助言
- エ 国土交通省所掌事務に関わる災害に関する情報の収集及び伝達
- オ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
- カ 災害時における交通確保
- キ 海洋の汚染の防除
- ク 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施

(12) 中国運輸局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- イ 運送等の安全確保に関する指導監督
- ウ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
- エ 船舶運航事業者に対する航海命令
- オ 港湾運送事業者に対する公益命令
- カ 自動車運送事業者に対する運送命令

(13) 広島空港事務所

- ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置
- イ 遭難航空機の捜索及び救難

ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

(14) 広島地方気象台

- ア 気象及び地震の観測並びにその成果の収集及び発表
- イ 気象、地象（地震を除く。）及び水象の予報及び警報の発表
- ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表
- エ 緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める

(15) 第六管区海上保安本部

- ア 警報等の伝達
- イ 情報の収集及び情報連絡
- ウ 海難救助等
- エ 緊急輸送
- オ 物資の無償貸付又は譲与
- カ 関係機関等の災害応急対策実施に対する支援
- キ 流出油等の防除
- ク 海上交通安全の確保
- ケ 警戒区域の設定
- コ 治安の維持
- サ 危険物の保安措置

(16) 中国四国地方環境事務所

- ア 産業廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達
- イ 家庭動物の保護等に係る支援
- ウ 災害時における環境省本省との連絡

(17) 中国地方測量部

- ア 地理空間情報の活用に関すること
- イ 防災関連情報の活用に関すること
- ウ 地理情報システムの活用に関すること
- エ 復旧測量等の実施に関すること

6 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

7 指定公共機関等

(1) 国立病院機構

災害時における医療、助産等救護活動の実施

(2) 日本郵便株式会社中国支社（安野郵便局、坪野郵便局、加計郵便局、上殿郵便局、筒賀郵便局、戸河内郵便局）

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- オ 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保
- (3) 日本銀行広島支店
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整
 - イ 決済資金の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
- (4) 日本赤十字社広島県支部
 - ア 災害時における医療、助産等救護の実施
 - イ 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
 - ウ 日赤関係医療施設の保全
- (5) 日本放送協会広島拠点放送局
 - ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
 - イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
 - ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - エ 放送施設の保守
 - オ 義援金の募集、配分
- (6) 西日本高速道路株式会社中国支社（千代田高速道路事務所）
 - ア 管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (7) 本州四国連絡高速道路株式会社
 - ア 管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (8) 西日本旅客鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の防災管理
 - イ 災害時における旅客の安全確保
 - ウ 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - エ 被災鉄道施設の復旧
- (9) 日本貨物鉄道株式会社
 - 災害時における救助物資の緊急輸送の協力
- (10) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）
 - ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理
 - イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
 - ウ 被災公衆電気通信設備の復旧
 - エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供
 - オ 「災害用伝言板サービス」の提供

- (11) 日本通運株式会社広島支店
 - 災害時における救援物資の緊急輸送の協力
- (12) 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
 - ア 電力施設の防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧
- (13) KDDI株式会社中国総支社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (14) ソフトバンク株式会社
 - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- 8 指定地方公共機関等
 - (1) ガス供給事業者
 - ア ガス施設の防災管理
 - イ 災害時におけるガスの供給の確保
 - ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧
 - (2) 旅客、貨物運送業者
 - ア 災害時における旅客の安全確保
 - イ 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力
 - ウ 被災鉄軌道施設等の応急対策及び復旧
 - (3) 民間放送機関
 - ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
 - イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
 - ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - エ 放送施設の保守
 - (4) 一般社団法人広島県医師会
 - ア 災害時における医療、助産等救護の実施
 - イ 負傷者の収容並びに看護
 - (5) 一般社団法人山県郡医師会
 - ア 災害時における医療、助産等救護の実施
 - イ 負傷者の収容並びに看護
 - (6) 広島県厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人恩賜財団広島県済生会
一般社団法人広島県医師会に準ずる
- 9 防災上重要な施設の管理者
 - (1) 病院、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の

誘導等の安全対策の実施

- (2) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造・貯蔵・処理又は取扱いを行う施設の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 被災施設の応急対策
 - ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施
- (3) 社会福祉施設等の管理者
 - ア 施設の防災管理
 - イ 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策
- (4) その他防災上重要な施設の管理者
 - 前記(1)、(2)、(3)に準じた防災対策の実施

10 公共的団体

- (1) 広島市農業協同組合
 - ア 共同利用施設の災害応急対策に関すること
 - イ 災害時における町長等の要請に基づく米穀等の食糧の確保・供給に関すること
 - ウ 生活必需品、救助用物資及び復旧資材の確保についての協力あっせんに関すること
 - エ 被災者に対する融資又はそのあっせんに関すること
- (2) 広島県LPガス協会 広島北地区協議会
 - LPガスの調達に関すること
- (3) 広島県行政書士会
 - 被災者支援として実施する行書士業務に関すること
- (4) 安芸太田町商工会
 - ア 物価の安定についての協力、徹底に関すること
 - イ 災害時における町長等の要請に基づく生鮮食品等の確保・供給に関すること。
 - ウ 生活必需品、救助用物資及び復旧資材の確保についての協力あっせんに関すること
 - エ 被災者に対する融資又はそのあっせんに関すること
- (5) 一般運輸業者
 - 緊急輸送に対する協力に関すること
- (6) 安芸太田町社会福祉協議会
 - 救援物資及び義援金の募集、その他救援活動に関すること
- (7) 安芸太田町自治振興会
 - 災害時の避難等住民に対する連絡等に関すること
- (8) 安芸太田町女性連合会
 - 防災、災害時の炊き出し及び災害救援活動の協力に関すること
- (9) 寺院、神社等
 - ア 被災者の一時収容措置についての協力に関すること
 - イ 応急教育措置についての協力に関すること
- (10) 安芸太田町災害対策等支援協力会

災害時の建設機械による応援に関すること

- (11) ヤフー株式会社
 - ア 安芸太田町ホームページのキャッシュサイトの構築に関すること
 - イ 自治体からの緊急情報の配信に関すること
- (12) NPO法人コメリ災害対策センター
 - ア 災害時の物資の優先供給に関すること
 - イ 平時からの相互の連絡体制及び物資の供給等の情報交換
- (13) 生活協同組合ひろしま
 - ア 災害時の物資の優先供給に関すること
 - イ 平時からの相互の連絡体制及び物資の供給等の情報交換
- (14) 株式会社ナフコ
 - ア 災害時の物資の優先供給に関すること
 - イ 平時からの相互の連絡体制及び物資の供給等の情報交換
- (15) 福山通運株式会社広島北支店
 - ア 災害時の防災備品の避難所への配送
 - イ 物資拠点施設から避難所への物資の配送
 - ウ 物資拠点施設の運営補助等
- (16) 株式会社ジュンテンドー
 - ア 災害時の物資の優先供給に関すること
 - イ 平時からの相互の連絡体制及び物資の供給等の情報交換

第5節 安芸太田町の地勢の概況

1 地 勢

地帯構造のうえからいえば中国地方は西日本内帯に属し、山地は一般に低く、起伏も緩やかである。また、地形構造はわりあい単純であり、中央よりやや北に偏して東西に走る脊梁山地とその両側に広がる高原状の低山地からなり、海岸には極めて小規模の平野が見られるにすぎない。

中国地方の中央部にあって、その南斜面を占める広島県は上述の中国地方の一般的特性を典型的に示しているが、広島県の北西に位置している安芸太田町は、大部分は山林によって占められ、わずかに太田川の本支流沿いに平地が開けている。

山岳は、永年の侵食により急峻で標高 1,000m 以上のものが 12 を数え、河川としては太田川の本流が西部より東南部に流れ、これに支流が合流している。各河川とも急流で谷はすべて U 字又は V 字型をなし、流量は豊富で河川の幅員に対し延長が比較的長い。

2 地形特性

主たる地形の配列は脊梁山地方向であるが、これと斜行又は平行する北東－南西方向の直線的な谷・山列が発達している。具体的には恐羅漢山地塊を中心にその南北に十方山、市間山、深入山の各並走塊地群からなり、これらは階段状に北西に急に、南東に漸次低下し、全体としては曲隆、開裂地塊山地の様相を示している。

これらの規則的な地形配列は古い地質時代の断層構造線が侵食されて形成されたものである。

3 花崗岩地形の発達

三段峡より上流は石英斑岩、花崗斑岩の酸性半深成岩で占められ、深入山、恐羅漢山、その他標高 1,000m 以上の平坦山頂部は噴出岩様組織の著しい流紋岩類で覆われている。南西部市間及び十方山塊付近では、粘板岩、砂岩、チャートから成る古成層が花崗岩体のルーフとして、また、一部石英斑岩、流紋岩類の貫入溢流を受けて小露出を示し、勢変成によりホルンフェルス化している。南東部はいわゆる広島型花崗岩類が広く分布している。花崗岩類は他の岩石に比べて一般に風化・浸食されやすく、侵食小起伏面や山麓緩斜面等特徴ある地形を生じている。

4 広島県の自然史

日本列島の帯状構造は二畳紀後半から三畳紀に造られたものといわれ、中国地方の骨格もこの頃生成された。中生代白亜紀の大規模な火山活動（花崗岩、流紋岩等の貫入・噴出）の後、長期にわたって陸上侵食を受け平坦化が進んだが、新生代第三期頃の日本海の生成以降、南からのフィリピン海プレートによる南北圧縮、東からの太平洋プレートによる南西圧縮の影響により、中国地方は波状に変形しながら隆起し脊梁山地の上昇と三次・庄原盆地及び瀬戸内海の相対的沈降が生じた。

第四期（約 200 万年前）以降は、氷河性海水準変動による影響がこの曲隆運動に加わり現在の広島県の地形が形成されていった。

第四期更新世ヴェルム氷期（約 1 万～7 万年前）には、海面は現在よりも最大で 140 m 低下し、陸化した瀬戸内海はナウマン像やニホンジカの群生する原野であった。

約1万年前から完新世には、気象の温暖化により急激に海面が上昇して瀬戸内海が誕生した。本県の主要な都市部が位置する瀬戸内海沿岸のデルタ地帯は、この海面の上昇の後に形成された沖積平野であって、未固結の砂泥が厚く堆積したものである。

第6節 既往地震の概要

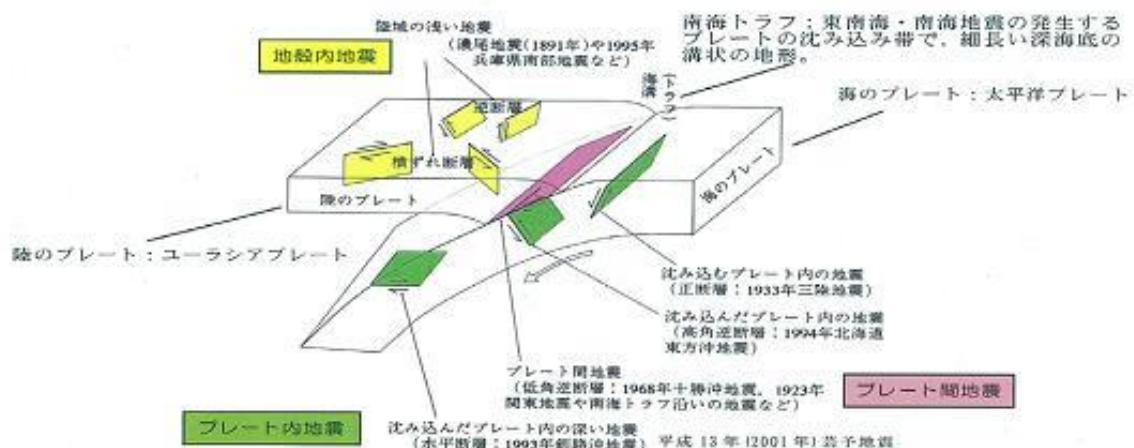
1 発生地震による地震タイプの特徴

地震は、地球表層を形成するプレート境界あるいはプレート内において岩盤がずれ動く断層運動によって発生する。これを図示すると図－1のとおりである。

地震は発生メカニズムによって陸域の浅いところで発生する活断層型地震、プレートの沈み込みによるプレート間で発生する海溝型地震、沈み込むプレート内で発生するスラブ内地震などのタイプがある。いずれにせよ、地震は繰り返すという特徴を有することから歴史地震を把握することは重要である。

なお、広島県周辺で発生した過去の被害地震の震央位置と活断層位置を図－2に示す。

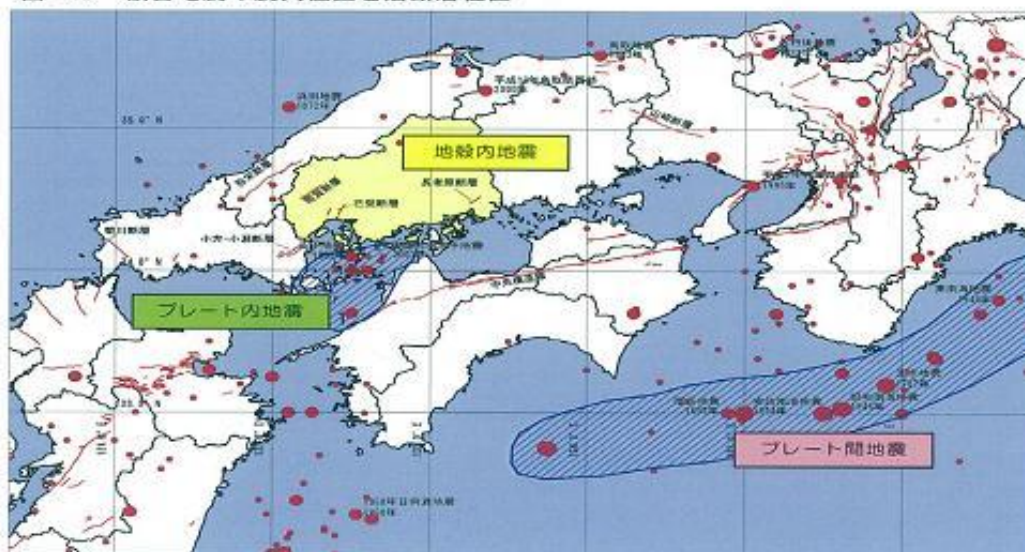
図－1 地震の発生メカニズム



【出 典】

地震調査委員会（1998）「日本の地震活動＜追補版＞」に加筆

図－2 被害地震の震央位置と活断層位置



出典
 1) 気象庁：「改訂 日本付近の主要地震の表（1926～1960）」
 2) 地震月報別冊No. 6、1982
 3) 地震学会：「地震」
 4) 防災科学研究所：K-net
 5) 宇佐美龍夫：「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会
 6) 中田高・今泉俊文 編、2002、「活断層詳細デジタルマップ」、東京大学出版会の「活断層シェイプファイル」を用いた。
 （製品シリアル番号：DAFM1101）

震央位置

M6以上
 ● M ≥ 8.0
 ● 7.0 ≤ M < 8.0
 ● 6.0 ≤ M < 7.0

2 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震

広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震を表－1に示す。

なお、主な歴史地震を発生メカニズムによって分類すると表－2のとおりである。

表－1 広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

プレート内地震	プレート間地震	地殻内地震	発生年月日	北緯	東経	マグニチュード	深さ(km)	震源地	被害等の概要
			寛永元 (1625) 1. 21					安芸	広島で大震
●			慶安 2 (1649) 3. 17	33.7°	132.5°	7.0±1/4		安芸・伊予	広島にて侍屋敷等多数破損
●			貞享 2 (1686) 1. 4	34.0°	132.6°	7.0～7.4		安芸・伊予	死者 2 名 広島県中西部 199 ヶ村で被害
	●		宝永 4 (1707) 10. 28	33.2°	135.9°	8.4		五畿七道	日本最大級の地震の一つ、町・郡部で全壊家屋 78、半壊 68(宝永地震)
			享保 1 8 (1733) 9. 18			6.6		安芸	奥郡で被害あり
	●		安政元 (1854) 12. 24	33.0°	135.0°	8.4		畿内、東海、北陸、南海、山陰、山陽	広島県内被害不明 (安政南海地震)
●			安政元 (1854) 12. 26	33.3°	132.0°	7.3～7.5		伊予西部	広島県内被害不明
●			安政 4 (1857) 10. 12	34.0°	132.5°	7 1/4±0.5		伊予・安芸	広島で家屋の破損 三原、呉で被害
		●	安政 5 (1859) 1. 5	34.8°	131.9°	6.2±0.2		石見	広島、三原で灯籠等小損 余震が約1ヶ月続く
		●	明治 5 (1872) 3. 14	35.2°	132.1°	7.1±0.2		石見・出雲	中野村(旧芸北町)で亀裂(延長 500m)を生じた。県内各地で小被害。余震が半年余り続く。(浜田地震)
●			明治 38 (1905) 6. 2	34.1°	132.5°	7 1/4		安芸灘	広島県南部で被害大(特に呉) 死者 11 名、家屋全壊 102 他 (芸予地震)
		●	大正 8 (1919) 11. 1	34.8°	132.9°	5.8		広島県三次付近	県北部で被害、井戸の水増減有
		●	昭和 5 (1930) 12. 20	34.9°	132.8°	6.1	12	広島県三次付近	県北部で被害
	●		昭和 21 (1946) 12. 21	33.0°	135.6°	8.0	24	南海道沖	負傷 3 名、家屋・道路に被害 (南海地震)
●			昭和 24 (1949) 7. 12	34.1°	132.7°	6.2	29	安芸灘	死者 2 名、道路に多くの亀裂が生じた。
		●	昭和 45 (1970) 3. 13	34° 56′	132° 49′	4.6	10	広島県北部	4 月末まで地震が頻発 落石が多く、農家の納屋及び屋根破損
		●	昭和 45 (1970) 9. 29	34° 26′	133° 18′	4.9	10	広島県南東部	旧久井町で用水路破損し、水田が冠水
		●	昭和 53 (1978) 6. 4	35° 05′	132° 42′	6.1	0	島根県中部	県北部で小被害
		●	平成 7 (1995) 1. 17	34° 36′	135° 02′	7.3	16	淡路島	福山市の一部で水道管の一部が破損 (平成 7 年(1995 年)兵庫県南部地震・阪神淡路大震災)
		●	平成 9 (1997) 6. 25	34° 26′	131° 40′	6.6	8	山口県北部	旧口和町で民家の屋根瓦落下、広島市安佐北区可部町で落石により列車脱線(負傷者なし)
		●	平成 11 (1999) 7. 16	34° 25′	133° 12′	4.5	20	広島県南東部	広島市中区在住の男性(87 歳)が地震発生に驚き転倒、腰部を打撲
		●	平成 12 (2000) 10. 6	35° 17′	133° 21′	7.3	9	鳥取県西部	広島市、旧江田島町で軽傷者 3 名、ガラス窓の破損、壁の亀裂、屋根瓦の落下等多数(平成 12 年(2000 年)鳥取県西部地震)
●			平成 13 (2001) 3. 24	34° 07′	132° 43′	6.7	47	安芸灘	呉市で死者 1 名。呉市、広島市等県南部を中心に被害大 (平成 13 年(2001 年)芸予地震)
●			平成 18 (2006) 6. 12	33° 08′	132° 26′	6.2	145	大分県西部	負傷者 4 名(重症 1 名、軽傷 3 名) 住家一部損壊 2 棟
		●	平成 23 (2011) 11. 21	34° 52′	132° 54′	5.4	12	広島県北部	負傷者 2 名
		●	平成 23 (2011) 11. 25	34° 52′	132° 54′	4.7	12	広島県北部	住家一部損壊 1 棟
●			平成 26 (2014) 3. 14	33° 41′	131° 53′	6.2	78	伊予灘	負傷者 1 名、住家一部損壊 32 棟 非住家 6 棟

※1 広島地方気象台作成資料（参考：「新編日本被害地震総覧」（宇佐美龍夫著 東京大学出版会 1996年8月発行）に地震のタイプ（スラブ内地震、海溝型地震、活断層型地震）を加筆した。

※2 緯度経度については、1970年の地震以後は度分表示、それ以前は度のみ。

なお、昭和以降は、人的被害の記録が残っている地震を掲載している

表ー2 発生メカニズムによる地震の分類

地震のタイプ	広島県に被害を及ぼした主な地震	地震の発生周期
『プレート内(スラブ内)地震』 沈み込んだフィリピン海プレート内の地震 (やや深い地震)	平成 13 年 (2001 年) 芸予地震 昭和 24 年 (1949 年) 安芸灘 明治 38 年 (1905 年) 芸予地震 安政 4 年 (1857 年) 安芸灘・伊予灘 貞享 2 年 (1686 年) 安芸灘・伊予灘 慶安 2 年 (1649 年) 安芸灘・伊予灘	約 50～100 年間隔 で発生
『プレート間（海溝型）地震』 フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震	昭和 21 年 (1946 年) 南海地震 安政 1 年 (1854 年) 安政南海地震 宝永 4 年 (1707 年) 宝永地震	約 100～150 年間隔 で発生
『地殻内（活断層型）地震』 陸域の浅い地震 (深さ 20 km 以浅)	平成 12 年 (2000 年) 鳥取県西部地震 平成 7 年 (1995 年) 兵庫県南部地震 明治 5 年 (1872 年) 浜田地震	千年～数万年間隔 で発生

3 広島県周辺における既往地震・津波

南海トラフでは津波を伴った地震が 1605 年慶長地震をはじめ、1707 年宝永地震、1854 年安政地震、1946 年南海道地震等 100～150 年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県はこの津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、2010 年（平成 22 年）2 月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で 0.1m、2011（平成 23 年）3 月に発生した東日本大震災により、広島・呉で 0.3 m の津波高を観測している。

第7節 被害想定

1 調査内容

(1) 想定地震

広島県では、東日本大震災（H23.3）を踏まえた最新の科学的知見に基づき、地震被害想定の見直しを行った。

地震対策において、被害想定を行うべき地震として既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を選定した。

その他山陰地方の地震や県北部の局地的な地震等、本調査の想定地震以外の地震も発生しており、これらについても注意が必要である。

ア 既に明らかとなっている断層等を震源とする地震（図1及び図2参照）

過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、次の①、②、③を基準とし「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」を11ケース選定した。

①歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震

②地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震

③地震規模及び本町と震源との距離から発生した際に本町に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

イ どこでも起こりうる直下の地震（図-3参照）

選定した既に明らかとなっている断層等を震源とする地震により地震被害想定を行う場合、震源から離れた自治体では比較的軽微な被害にしかならないことがある。

しかしながら、平成12年（2000年）鳥取県西部地震のように活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない。このため、前回調査と同様に既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の影響が小さい地域において防災対策を行ううえでの基礎資料として役立てることを目的として、本町役場本庁舎の所在地を震源位置に仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

【参考】

■ 選定した想定地震

想定地震	選定基準			想定対象		参考
	①	②	③	地震	津波	広島県に被害を及ぼした主な地震
1 プレート間の地震 南海トラフ巨大地震						昭和21年(1946年)南海地震 安政元年(1854年)安政南海地震 宝永4年(1707年)宝永地震
1) 南海トラフ巨大地震	○	○	○	○	○	
2 プレート内の地震 日向灘及び南西諸島海溝周辺						平成13年(2001年)芸予地震 昭和24年(1949年)安芸灘地震
2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道						明治38年(1905年)芸予地震 安政4年(1857年)芸予地震
3 地殻内の地震 中央構造線断層帯						平成12年(2000年)鳥取県西部地震 明治5年(1872年)浜田地震
3) 讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部		○	○	○	○	
4) 石鎚山脈北縁		○	○	○	—	
5) 石鎚山脈北縁西部-伊予灘		○	○	○	○	
五日市断層帯						
6) 五日市断層		○	○	○		
7) 己斐-広島西縁断層帯		○	○	○		
岩国断層帯						
8) 岩国断層帯		○	○	○		
安芸灘断層群						
9) 主部		○	○	○	○	
10) 広島湾-岩国沖断層帯		○	○	○	○	
長者ヶ原断層帯						
11) 長者ヶ原断層-芳井断層	—	—	○	○	—	
どこでもおこりうる直下地震						
役場直下に震源を配置	—	—	○	○	—	

※選定基準

①歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震

②地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震

③地震規模及び本件と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

■想定地震の諸元

地震名	タイプ	端部の位置 緯度経度	一般走向	傾斜	長さ	幅	上端 深さ	マグニ チュード [*]	30年以 内 発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	— —, —	—	—	—	—	—	9.0	—
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート間	— —, —	—	—	—	—	—	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁 —石鎚山脈北縁東部	地殻内	東端 34° 10′, 134° 39′	N70° E	北傾斜 30-40°	約 130 km	20-30 km	0 km	8.0～	0～0.3%
石鎚山脈北縁※2	地殻内	東端 33° 58′, 133° 25′	N70° E	高角度	約 30 km	不明	0 km	7.3～8.0	0～0.3%
石鎚山脈北縁西部-伊予灘	地殻内	東端 33° 56′, 133° 14′	N70° E	高角度 北傾斜	約 130 km	不明	0 km	8.0～	0～0.3%
五口市断層	地殻内	北端 34° 29′, 132° 23′	N20° E	高角 西傾斜	約 20 km	約 25 km	0 km	7.0	不明
己斐-広島西縁断層帯 【M6.5】※3	地殻内	北端 34° 27′, 132° 27′	N20° E	ほぼ直角	約 10 km	不明	0 km	6.5	不明
岩国断層帯	地殻内	北東端 34° 15′, 132° 13′	N60° E	高角 北西傾斜	約 44 km	20 km 程度	0 km	7.6	0.03～2%
安芸灘断層群(主部)	地殻内	北東端 34° 07′, 132° 13′	N50° E	不明	約 21 km	不明	0 km	7.0	0.1～10%
安芸灘断層群(広島湾 -岩国沖断層帯)	地殻内	北東端 34° 19′, 132° 24′	N30° E	不明	約 37 km	不明	0 km	7.4	不明
長者ヶ原断層-芳井断層	地殻内	東端 34° 40′, 133° 29′	N43° E	北傾斜 80°	約 37 km	—	—	7.4	—
どこでも起こりうる 直下地震	地殻内	町役場位置に断層の中心	N45° E	—	—	—	—	6.9	—

注：表中の数値等は、内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による

※1：気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード。

※2：端部の位置、長さは岡村断層部分

※3：己斐-広島西縁断層帯（M6.9）は参考として震源を仮定しているため諸元は省略

※4：長者ヶ原断層-芳井断層は、本調査による結果を表示

※5：どこでも起こりうる直下地震は、震源を仮定しているため諸元は省略

【出典】

内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震モデル検討会資料

地震調査研究推進本部（2009）：全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部（2010）：全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部（2011）：中央構造線（金剛山地東縁-伊予灘）の長期評価（一部改訂）について

地震調査研究推進本部（2004）：五口市断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部（2004）：日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について

地震調査研究推進本部（2004）：岩国断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部（2009）：安芸灘断層群の長期評価について

（2）地震動予測

想定地震毎に様々なケースの地震動等の予測を行い、被害が最大となるケースで被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルとこれを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度

の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、広島県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの強震断層モデルの内、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

また、活断層が確認されていない地域においても発生しうる地震として、本町役場本庁舎の所在地を震源位置に仮定した被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

	基本ケース	東側ケース	西側ケース	陸側ケース	経験的手法	重ね合わせ
広島県	—	—	—	○	—	—
安芸太田町	—	—	—	○	—	—

※基本ケース：基本となるケース

※東側ケース：強震動生成域をやや東側の場所に設定

※西側ケース：強震動生成域をやや西側の場所に設定

※陸側ケース：強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側に設定

※経験的手法：震源からの距離に従い自身の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定

※重ね合わせ：上記4ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

(3) 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速※で被害想定を行った。

※ 平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差 σ を加えたもの（ 2σ を加えることで正規分布の95.45%値となる）

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 平均：風速 8 m/s 最大：風速 11m/s	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることもある。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 正午 平均：風速 7 m/s 最大：風速 11m/s	・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客の多くが沿岸部等にいる。
冬 18時 平均：風速 8 m/s 最大：風速 11m/s	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

想定項目		想定する値・被害量	想定単位
自然現象	地震動	震度、最大速度、最大加速度、SI 値	250mメッシュごと
	液状化	PL 値、沈下量	250mメッシュごと
	土砂災害	危険度ランク	危険箇所ごと
建物被害等	揺れ	全壊・半壊棟数	250mメッシュごと
	液状化	全壊・半壊棟数	250mメッシュごと
	土砂災害	全壊・半壊棟数	250mメッシュごと
	地震火災	焼失棟数	250mメッシュごと
	屋外転倒物・屋外落下物	飛散物、非飛散物	250mメッシュごと
人的被害	建物倒壊	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	土砂災害	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	地震火災	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	ブロック塀等自動販売機の転倒、屋外落下物	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	揺れによる建物	自力脱出困難者数	市町ごと

	被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）		
ライフライン	上水道	被害箇所数、断水人口	250mメッシュごと
	下水道	管渠被害延長、機能支障人口	250mメッシュごと
	電力	電柱被害本数、停電軒数	250mメッシュごと
	通信	電柱被害本数、固定電話の不通回線数、携帯電話の不通ランク	250mメッシュごと
交通施設	道路	被害箇所数	直轄国道、その他
生活への影響	避難者	避難者数（避難所、避難所外）	市町ごと
	帰宅困難者	帰宅困難者数、滞留者数	市区町ごと
	物資不足量	食料、飲料水、毛布、仮設トイレの不足量	市町ごと
	医療機能支障＊	要転院患者数、医療需要過不足数	二次医療圏ごと
災害廃棄物等	災害廃棄物＊	災害廃棄物発生量	市町ごと
経済被害	直接被害＊	被害額	市町ごと
	間接被害＊	被害額	県域

＊：条件による被害量が異なる想定項目

2 想定結果

(1) 地震動等の予測

ア 地震動（図 - 4（1）～（5）参照）

想定地震の規模・震源からの距離・地盤条件等をもとに 250mメッシュ毎の震度分布を想定した。各想定地震における県全面積に対する進度別の面積割合を次表に示した。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルとこれを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の地震動の予測を行い、これらの中から最も震度が大きくなる「陸側ケース」について記した。

震度別の面積割合（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

想定地震		マグニチュード	震度 面積割合（％）					
			4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
南海トラフ巨大地震	基本ケース	9.0	75.6	18.8	5.5	0.0	0.0	0.0
	陸側ケース		5.9	46.0	38.3	9.0	0.8	0.0
	東側ケース		63.8	29.6	6.4	0.2	0.0	0.0
	西側ケース		64.7	27.7	7.4	0.2	0.0	0.0
	経験的手法※1		16.5	51.4	24.7	7.4	0.0	0.0
	重ね合わせ※2		5.9	44.8	38.9	9.5	0.8	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	南から破壊	7.4	31.8	39.2	20.6	8.0	0.4	0.0
	北から破壊		19.8	44.6	24.3	10.6	0.7	0.0
讃岐山脈南縁	東から破壊	8.0	92.0	6.0	2.0	0.0	0.0	0.0

-石鎚山脈北縁東部	西から破壊		92.9	5.8	1.3	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁	東から破壊	8.0	92.0	6.0	2.0	0.0	0.0	0.0
	西から破壊		92.9	5.8	1.3	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁西部 －伊予灘	南から破壊	8.0	83.9	12.0	4.1	0.1	0.0	0.0
	北から破壊		94.1	5.6	0.4	0.0	0.0	0.0
五日市断層	南から破壊	7.0	77.4	14.3	6.6	1.7	0.0	0.0
	北から破壊		76.3	15.2	6.4	2.0	0.1	0.0
己斐－広島西縁断層 帯 (M6.5)	南から破壊	6.5	84.9	9.8	3.6	1.6	0.1	0.0
	北から破壊		84.9	10.0	3.5	1.5	0.1	0.0
岩国断層帯	南から破壊	7.6	85.6	10.2	3.4	0.8	0.1	0.0
	北から破壊		90.4	7.4	2.0	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群 (主部)	南から破壊	7.0	93.1	4.6	2.1	0.1	0.0	0.0
	北から破壊		92.3	5.3	2.2	0.2	0.0	0.0
安芸灘断層群 (広島 湾－岩国沖断層帯)	南から破壊	7.4	79.8	12.6	6.0	1.5	0.0	0.0
	北から破壊		75.4	14.1	7.4	2.9	0.2	0.0
長者ヶ原断層－芳井 断層	南から破壊	7.4	71.8	13.2	8.7	3.8	2.4	0.0
	北から破壊		69.2	14.2	9.0	4.9	2.7	0.0
(参考)己斐－広島西 縁断層帯(M6.9)	南から破壊	6.9	76.3	14.7	6.2	2.5	0.3	0.0
	北から破壊		75.6	15.4	6.3	2.4	0.3	0.0

※ 1：震源からの距離に従い、自身の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて、震度を簡便に推定する手法で震度を表示したケース

※ 2：基本、陸側、東側、西側、経験的手法の5ケースを重ね合わせて最大となる震度を表示したケース

震度別の面積割合（どこでも起こりうる直下の地震）

想定地震	震度 面積割合 (%)					
	4 以下	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7
安芸太田町直下	80.9	10.6	6.7	1.7	0.1	0.0

※：数値は、全県の集計を示す。

イ 液状化（図－5 参照）

震度分布と土質状況をもとに 250mメッシュ毎の液状化の危険度を示すP L 値分布を想定した。

各想定地震における県全面積に対する危険度判定基準別の面積割合を下表に示した。このとき液状化の危険度の判定は液状化可能性のある震度5 弱以上の範囲で行った。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルとこれを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」のP L 値分布の想定を行い、これらの中から最もP L 値が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの地震動のP L 値分布の想定を行い、このうちP L 値が大きくなるケースについて記した。

P L 値による液状化危険度判定基準は次のとおりである。

液状化危険度	P L 値
液状化危険度が極めて高い（以下「極めて高い」）	$30 < P L$
液状化危険度がかなり高い（以下「かなり高い」）	$15 < P L \leq 30$
液状化危険度が高い（以下「高い」）	$5 < P L \leq 15$
液状化危険度が低い（以下「低い」）	$0 < P L \leq 5$
液状化危険度がかなり低い（以下「かなり低い」）	$P L = 0$

液状化危険度別の面積割合 (P L 値) (既に明らかとなっている断層等を震源とする地震)

想定地震		マグニ チュード	震度 面積割合 (%)					
			対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
				PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL≤30	30<PL
南海トラフ巨大地震	基本ケース	9.0	75.5	4.9	13.9	4.4	1.1	0.1
	陸側ケース		5.9	60.6	21.8	6.7	3.4	1.6
	東側ケース		63.8	12.3	18.0	4.5	1.2	0.2
	西側ケース		64.7	12.8	15.8	4.5	2.0	0.2
	経験的手法※1		16.5	50.3	23.9	4.5	4.0	0.8
	重ね合わせ※2		5.9	60.6	21.8	6.6	3.5	1.6
安芸灘～伊予灘 ～豊後水道	南から破壊	7.4	31.8	38.4	10.4	13.4	3.5	2.5
	北から破壊		19.8	48.1	11.5	14.5	3.6	2.5
讃岐山脈南縁 -石鎚山脈北縁東部	東から破壊	8.0	94.1	1.2	2.2	2.0	0.5	0.0
	西から破壊		82.9	5.5	7.1	3.1	1.4	0.1
石鎚山脈北縁	東から破壊	8.0	92.0	2.1	3.5	2.3	0.1	0.0
	西から破壊		92.9	1.5	3.6	1.9	0.1	0.0
石鎚山脈北縁西部 －伊予灘	南から破壊	8.0	83.9	6.0	6.7	3.1	0.4	0.0
	北から破壊		94.1	0.9	4.1	0.9	0.1	0.0
五日市断層	南から破壊	7.0	77.4	11.6	5.6	3.7	0.7	1.0
	北から破壊		76.3	12.4	5.7	3.8	0.7	1.0
己斐－広島西縁断 層帯 (M6.5)	南から破壊	6.5	84.9	6.0	4.4	3.3	0.3	1.1
	北から破壊		84.9	5.8	4.8	3.1	0.3	1.1
岩国断層帯	南から破壊	7.6	85.6	7.7	3.7	1.9	1.0	0.2
	北から破壊		90.4	4.3	2.6	2.0	0.6	0.1
安芸灘断層群(主部)	南から破壊	7.0	93.1	2.2	1.6	1.8	1.2	0.0
	北から破壊		92.3	2.6	1.9	2.0	1.0	0.1
安芸灘断層群(広島 湾－岩国沖断層帯)	南から破壊	7.4	79.8	9.8	5.7	2.1	1.6	1.0
	北から破壊		75.4	14.1	7.4	2.9	0.2	0.0
長者ヶ原断層－芳 井断層	南から破壊	7.4	71.8	13.6	8.0	4.7	1.8	0.2
	北から破壊		69.2	15.0	8.6	5.2	1.7	0.3
(参考)己斐－広島西 縁断層帯(M6.9)	南から破壊	6.9	76.3	11.3	6.3	4.4	0.5	1.2
	北から破壊		75.6	11.9	6.5	4.2	0.6	1.2

注：震度5弱以上の地域を危険度判定の対象としている。

※1：震源からの距離に従い、地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定する手法で震度を表示したケース

※2：基本、陸側、東側、西側、経験的手法の5ケースを重ね合わせて最大となる震度を表示したケース

液状化危険度の面積割合 (どこでも起こりうる直下の地震)

想定地震	液状化危険度 面積割合 (%)					
	対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
		PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL≤30	30<PL
安芸太田町直下	80.9	12.7	3.5	2.3	0.5	0.1

※：数値は、全県の集計を示す。

(2) 想定される被害の特徴 (既に明らかとなっている断層等を震源とする地震)

ア 南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は、震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では浸水深1cm以上の浸水がある面積が12.474haあり、その内浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

イ 安芸灘～伊予灘～豊後水道 (北から破壊)

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.7%、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は11.3%と今回の想定地震中最大となり、県南部の大半の地域が震度5強以上の揺れとなる。また、津波の発生によって浸水深1cm以上の浸水がある面積が7,921ha (その内浸水深30cmを超える地域の割合が約85%)と南海トラフ巨大地震に次いで広い範囲が浸水する。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により29,012棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜で最大11,206人となるが、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約40万人となる。地震発生直後においては断水人口が342,755人、停電が132,193軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約5.9兆円となる。

ウ 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部 (西から破壊)

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.3%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,520haあり、その内浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により7,689棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり2,084人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約29万人となる。地震発生直後においては断水人口が52,139人、停電が53,103軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.1兆円となる。

エ 石鎚山脈北縁（西から破壊）

県内の南部の地域が震度5強以上の強い揺れとなるが、6弱以上となる地域は発生しない。また、津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により1,693棟の建物が全壊し、死者は0人、負傷者が36人発生し、避難を必要とする人は約0.4万人となる。地震発生直後においては断水人口が3人、停電が255軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.5兆円となる。

オ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）

県内の6強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,032haあり、その内浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により3,002棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり192人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約28万人となる。地震発生直後においては断水人口が750人、停電が45,683軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1兆円となる。

カ 五日市断層（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により6,820棟の建物が全壊し、死者が179人、負傷者が4,552人発生し、避難を必要とする人が約3万人となる。地震発生直後においては断水人口が2,304人、停電が26,680軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

キ 己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は1.6%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により7,612棟の建物が全壊し、死者が249人、負傷者が5,302人発生し、避難を必要とする人は約3万人となる。地震発生直後においては断水人口が3,681人、停電が31,859軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

ク 岩国断層帯（東から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.9%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により4,498棟の建物が全壊し、死者が72人、負傷者が1,073人発生し、避難を必要とする人は約1万人となる。地震発生直後においては断水人口が22,020人、停電が2,761軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.0兆円となる。

ケ 安芸灘断層群（主部）（北から破壊）

県内の6強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.2%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では浸水深1cm以上の浸水がある面積が5,382haあり、その内浸水深30cmを超える地域の割合が約89%となる。地震による揺れ、

液状化、土砂災害、津波により 2,987 棟の建物が全壊し、死者は夏の正午が最大となり 45 人でそのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約 25 万人となる。地震発生直後においては断水人口が 556 人、停電が 39,865 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 0.8 兆円となる。

コ 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.2%であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 3.1%である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では浸水深 1 cm 以上の浸水がある面積が 5,844ha あり、その内浸水深 30cm を超える地域の割合が約 88%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 8,335 棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり 3,495 人でその 9 割が津波によるものである。避難を必要とする人が約 28 万人となる。地震発生直後においては断水人口が 50,465 人、停電が 69,582 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 2.4 兆円となる。

サ 長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 2.7%であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 7.6%である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 46,629 棟の建物が全壊し、死者が 2,840 人、負傷者が 22,170 人発生し、避難を必要とする人が約 12 万人となる。地震発生直後においては断水人口が 553,671 人、停電が 44,585 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 3.9 兆円となる。

シ （参考）己斐－広島西縁断層帯（M6.9）（南から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.32%であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 2.8%である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により約 12,603 棟の建物が全壊し、死者が 539 人、負傷者が 9,131 人発生し、避難を必要とする人が約 5 万人となる。地震発生直後においては断水人口が 10,814 人、停電が 49,426 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 2.4 兆円となる。

（3）被害想定結果（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の被害想定結果は次のとおりである。

被害想定結果一覧表（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震） 1 / 2

想定項目			想定地震	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～ 伊予灘～ 豊後水道	讃岐山脈南縁 ～石鎚山脈北縁東部	石鎚山脈北縁	石鎚山脈北縁 西部～伊予灘	五日市断層
				陸側ケース	北から破壊	西から破壊	西から破壊	東から破壊	北から破壊
			マグニチュード	9.0	7.4	8.0	8.0	8.0	7.0
			地 震 タ イ プ	プレート間	プレート内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
			30 年以内発生確率	－	40%	0～0.3%	0～0.3%	0～0.3%	不明
地震動・ 液状化	震度 6 弱以上のエリア		福山市他	呉市他	三原市他	－	呉市他	広島市他	
		県全面積に対する面積率	9.8%	11.3%	2.3%	0.0%	0.1%	2.1%	
	液状化危険度面積率(PL＞15の面積率)		5.0%	6.1%	1.5%	0.1%	0.4%	1.7%	
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが 高い箇所(A)	483	416	62	0	2	58	
	②地すべり		5	1	2	0	0	0	
	③山腹崩壊		619	547	167	0	1	77	
津波被害	津波の浸水面積 (ha)		12,474	7,921	6,520	－	6,032	－	
建物 倒壊	全壊の主な原因		液状化	揺れ	揺れ	液状化	液状化	液状化	
	全壊棟数 (棟)		69,210	29,012	7,689	1,693	3,002	6,820	
	半壊棟数 (棟)		200,572	120,894	40,659	3,266	9,294	28,340	
	焼失棟数 (棟)		351	315	90	0	0	108	
人的 被害	死傷者数が最大の季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	
	死傷者の主な原因		津波	津波	津波	－	津波	建物倒壊	
	死者数 (人)		14,759	11,206	2,013	0	192	179	
	負傷者数 (人)		22,220	20,691	6,002	36	470	4,552	
	重傷者数 (負傷者の内数) (人)		3,426	2,259	732	0	46	307	
ライフ ライン 施設 被害	上水道 (1 日後の断水人口)		1,046,761	323,150	46,663	3	718	2,304	
	下水道 (1 日後の機能支障人口)		779,794	665,462	137,035	65,493	239,856	441,551	
	電力 (直後の停電軒数)		119,836	132,193	53,103	255	45,683	26,680	
	通信(直後の固定電話不通回線数)		76,806	76,064	30,098	138	22,889	14,266	
交通施設被害	道路 (被害箇所数)		1,699	1,428	455	100	341	419	
生活 支障	避難所避難者数 (人)		386,814	261,823	192,410	2,179	183,639	16,717	
	帰宅困難者数 (人)		165,911	165,911	145,475	150,986	157,472	148,773	
	食料の不足量 (1 日後) (食)		- 569,818	- 235,322	-56,786	312,571	-32,649	292,363	
	仮設トイレの不足量 (1 日後)(基)		-10,015	-8,067	-2,605	-79	-3,484	-3,960	
	医療機能支障(需要過不足数)		1,240	2,953	23,113	31,035	27,859	25,860	
災害 廃棄物	災害廃棄物発生量 (可燃物)		124.4	49.7	13.32	2.75	4.82	11.33	
	災害廃棄物発生量 (不燃物)		372.17	172.89	44.86	11	19.84	43.12	
経済被害	直接被害 (億円)		89,030	58,776	20,514	4,779	9,953	18,511	
	間接被害		37,477	28,082	15,267	3,862	5,743	8,522	
	合計 (億円)		126,507	86,858	35,781	8,641	15,696	27,033	

被害想定結果一覧表（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震） 2/2

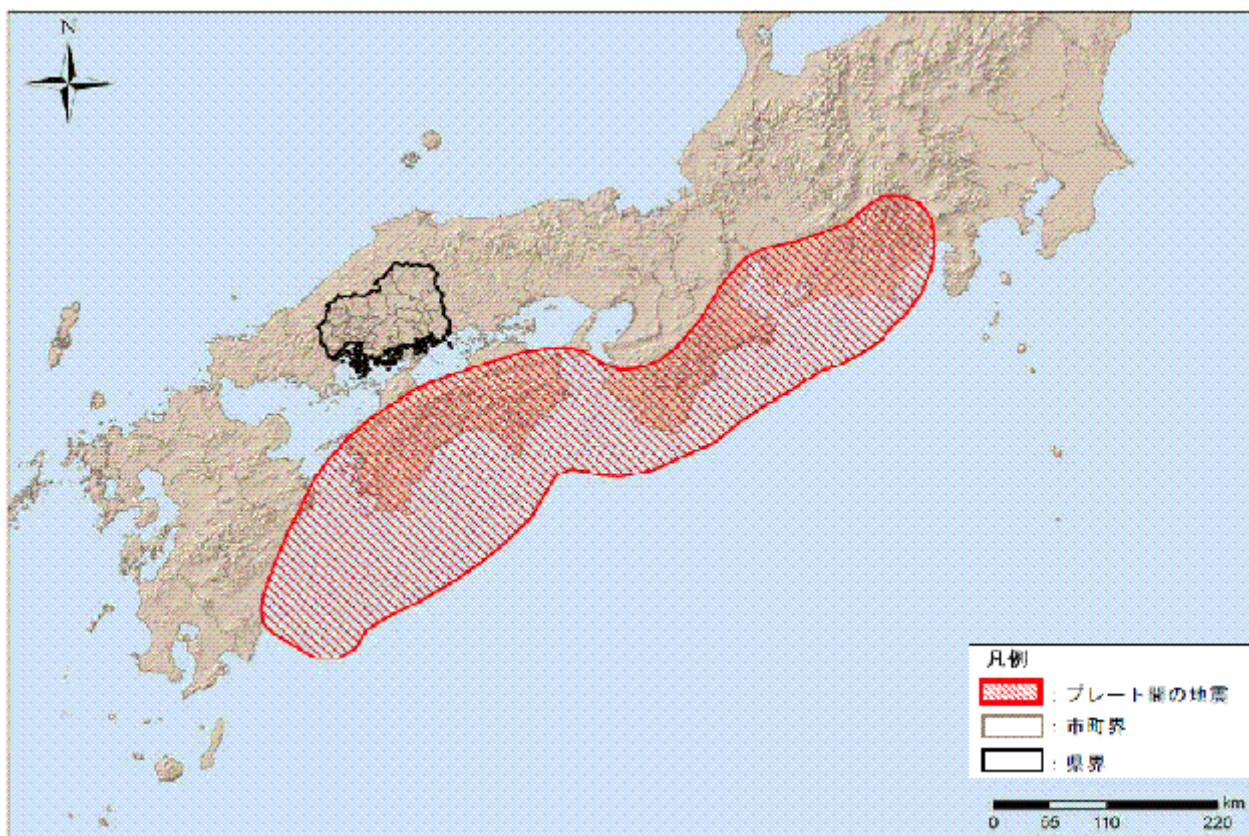
想定項目			想定地震	己斐・広島 西縁断層帯 (M6.5)	岩 国 断層帯	安芸灘 断層群 (主部)	安芸灘断層群 (広島湾・岩 国沖断層帯)	長者ヶ原断層・ 芳井断層	(参考)己斐・広島 西縁断層帯 (M6.9)
				北から破壊	東から破壊	北から破壊	北から破壊	西から破壊	南から破壊
			マグニチュード	6.5	7.6	7.0	7.4	7.4	6.9
			地 震 タ イ プ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
			30 年 以 内 発 生 確 率	不明	0～0.3%	0.1～10%	不明	不明	不明
地震動・ 液状化	震度 6 弱以上のエリア		広島市他	大竹市他	呉市他	大竹市他	尾道市他	府中町他	
	県全面積に対する面積率		1.6%	0.9%	0.2%	3.1%	7.6%	2.8%	
	液状化危険度面積率(PL＞15の面積率)		1.4%	1.2%	1.1%	2.7%	2.0%	1.7%	
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが 高い箇所(A)	79	16	3	61	786	159	
	②地すべり		0	0	0	0	8	0	
	③山腹崩壊		90	9	7	86	734	168	
津波被害	津波の浸水面積 (ha)		－	－	5,382	5,844	－	－	
建物 倒壊	全壊の主な原因		揺れ	液状化	液状化	液状化	揺れ	揺れ	
	全壊棟数 (棟)		7,612	4,498	2,987	8,335	46,629	12,603	
	半壊棟数 (棟)		30,565	10,166	6,534	39,380	76,429	46,746	
	焼失棟数 (棟)		144	36	0	99	945	261	
人的 被害	死傷者数が最大の季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	津波	津波	建物倒壊	建物倒壊	
	死者数 (人)		249	72	43	3,495	2,840	539	
	負傷者数 (人)		5,302	1,073	230	5,962	22,170	9,131	
	重傷者数 (負傷者の内数) (人)		429	131	9	744	4,809	924	
ライフ ライン 施設 被害	上水道 (1日後の断水人口)		3,681	21,327	530	48,585	544,113	10,814	
	下水道 (1日後の機能支障人口)		433,144	219,826	200,642	455,622	168,735	504,304	
	電力 (直後の停電軒数)		31,859	2,761	39,865	69,582	44,585	49,426	
	通信(直後の固定電話不通回線数)		16,068	2,527	19,987	37,493	38,675	25,105	
交通施設被害	道路 (被害箇所数)		341	194	229	535	659	483	
生活 支障	避難所避難者数 (人)		19,169	7,494	163,203	186,001	70,362	31,646	
	帰宅困難者数 (人)		142,368	142,234	144,883	156,268	96,775	150,204	
	食料の不足量 (1日後) (食)		289,219	302,781	17,577	-36,469	151,648	271,790	
	仮設トイレの不足量 (1日後)(基)		-3,897	-1,670	-2,927	-5,523	-1,752	-4,707	
	医療機能支障(需要過不足数)		25,268	30,310	32,119	22,714	7,538	19,812	
災害 廃棄物	災害廃棄物発生量 (可燃物)		12.83	7.28	4.67	13.8	85.1	21.82	
	災害廃棄物発生量 (不燃物)		47.02	29.49	20.57	52.86	245.75	74.18	
経済被害	直接被害 (億円)		18,522	10,359	7,914	24,434	38,838	24,181	
	間接被害		8,206	5,417	6,017	12,379	18,744	9,610	
	合計 (億円)		26,728	15,776	13,931	36,813	57,582	33,791	

(4) 被害想定結果 (どこでも起こりうる直下の地震)

どこでも起こりうる直下の地震の被害想定結果は次のとおりである。

被害想定結果一覧表 (どこでも起こりうる直下の地震)

想定項目		想 定 地 震	安芸太田町直下地震	
		マグニチュード	M6.9	
		地 震 タ イ プ	地殻内	
地震動・液状化	震度 6 弱以上のエリア		安芸太田町、広島市、廿日市市他	
	面 積 率		【県内分】	【町内分】
			1. 8%	43. 0%
	液状化危険度面積率（PL＞15 の面積率）		0. 6%	0. 0%
土砂災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所（A）	91 箇所	78 箇所
	②地すべり		1 箇所	1 箇所
	③山腹崩壊		88 箇所	84 箇所
建物倒壊	全壊の主な原因		液状化	揺れ
	全壊棟数		2, 781 棟	568 棟
	半壊棟数		6, 410 棟	1, 877 棟
	焼失棟数		18 棟	0 棟
人的被害	死傷者数が最大の季節・時間		冬・深夜	冬・深夜
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊
	死者数		37 人	36 人
	負傷者数		567 人	464 人
	重傷者数（負傷者の内数）		60 人	59 人
ライフライン施設被害	上水道（1 日後の断水人口）		4, 130 人	4, 130 人
	下水道（1 日後の機能支障人口）		171, 647 人	1, 821 人
	電力（直後の停電軒数）		3, 011 軒	2, 301 棟
	通信（直後の固定電話不通回線数）		3, 345 回線	2, 932 回線
交通施設被害	道路		214 箇所	52 箇所
生活支障	避難所避難者数		4, 532 人	310 人
	帰宅困難者数		134, 767 人	695 人
	食料の不足量（1 日後）		308, 938 食	1, 117 食（需要量）
	仮設トイレの不足量（1 日後）		－1, 162 基	21 基（需要量）
	医療機能支障（需要過不足数）		31, 508 人	－
災害廃棄物	災害廃棄物発生量（可燃物）		4. 48 万 t	1 万 t
	災害廃棄物発生量（不燃物）		18. 39 万 t	3 万 t
経済被害	直接被害		6, 340 億円	150 億円
	間接被害		3, 533 億円	－
	合計		9, 873 億円	－



図一 1 想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

内閣府（2012）：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

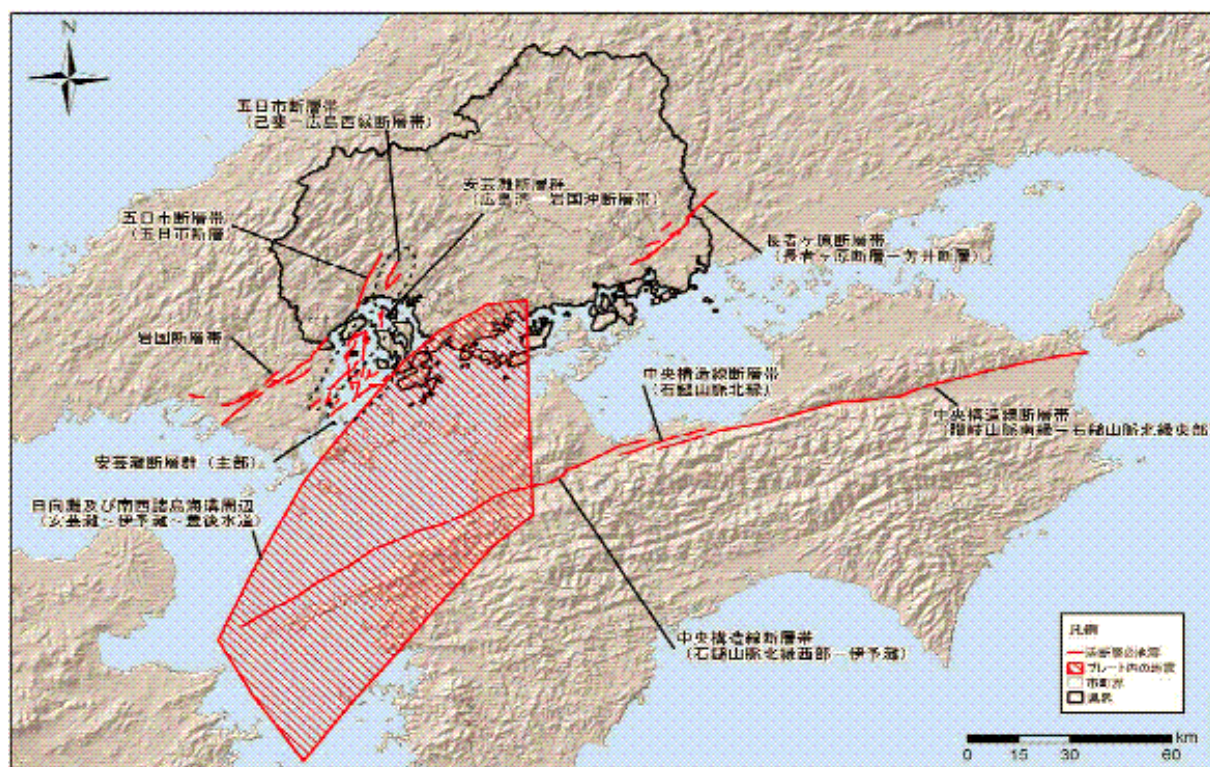
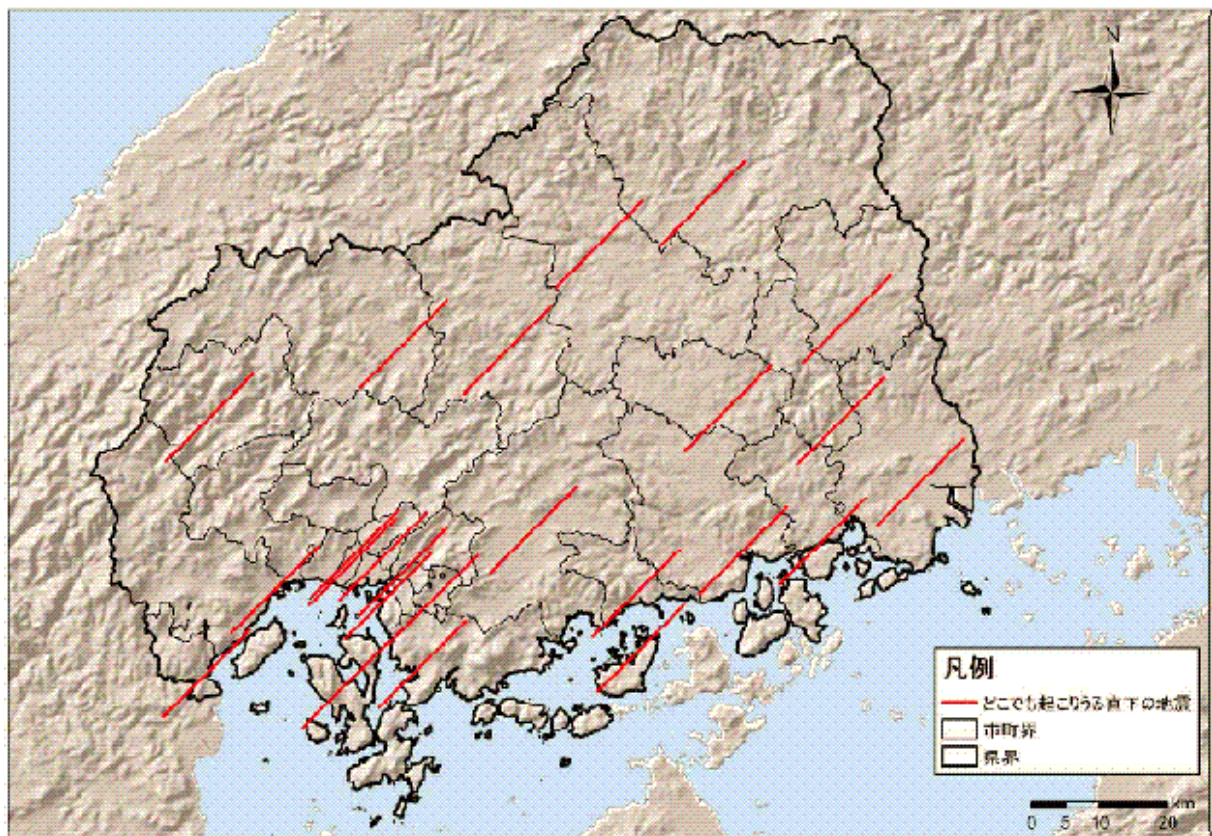
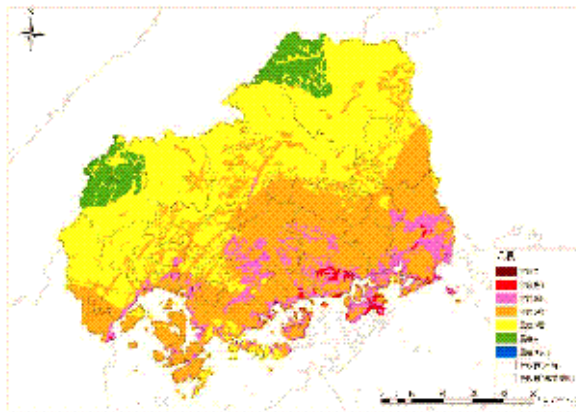


図-2 想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

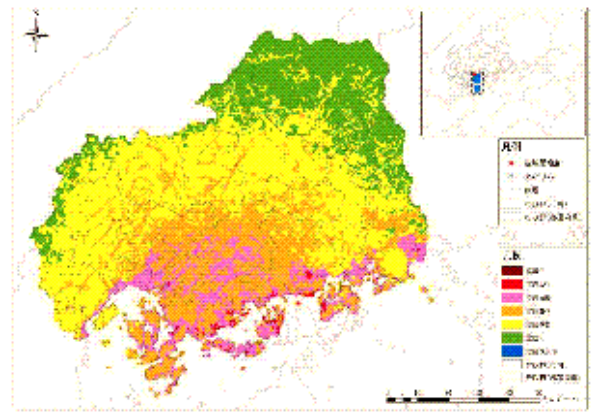
活断層研究会（1991）：新編日本の活断層、東京大学出版会



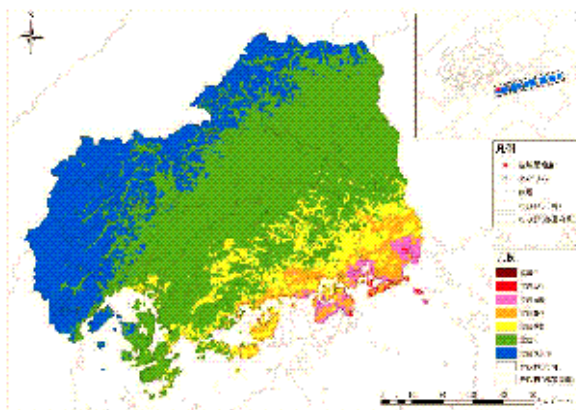
図－3 想定地震位置図（どこでも起こりうる直下の地震）



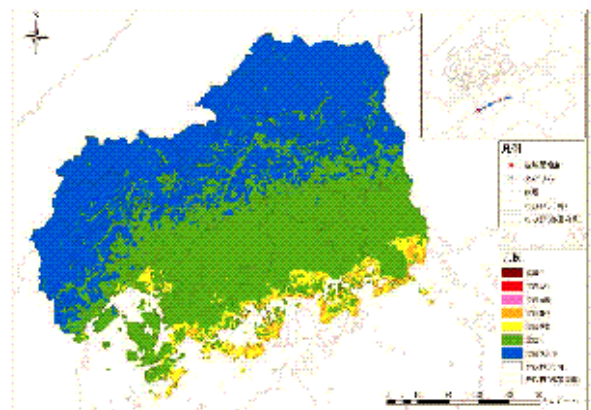
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）



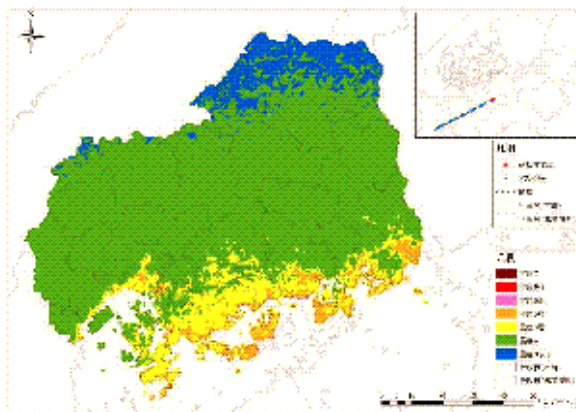
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震（北から破壊）



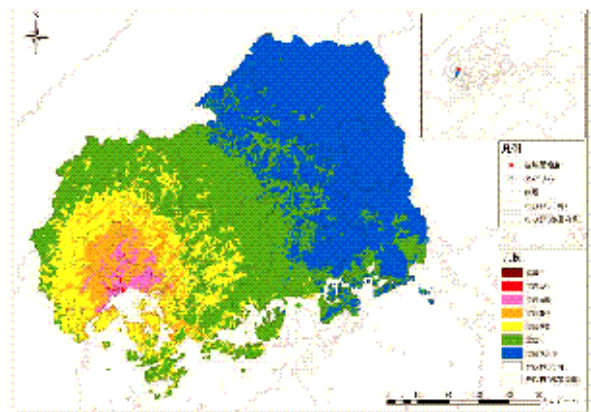
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）



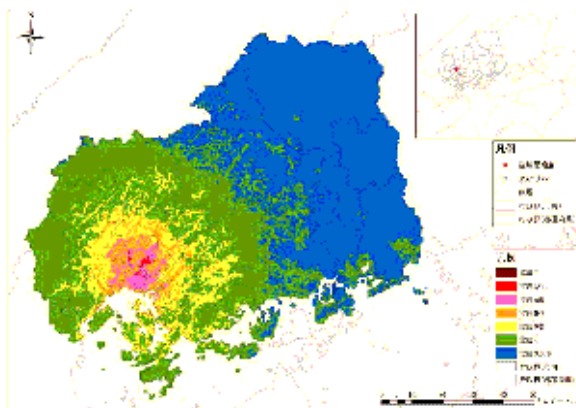
石鎚山脈北縁（西から破壊）



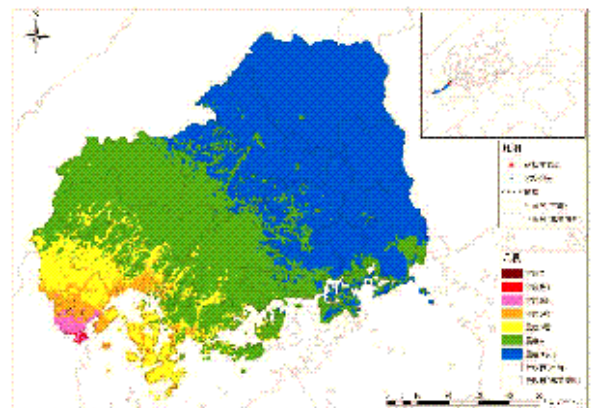
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）



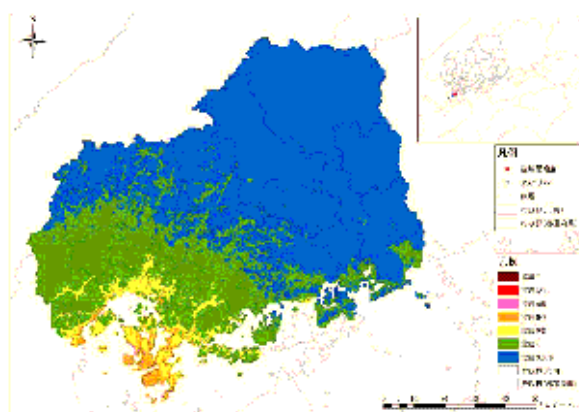
五日市断層（北から破壊）



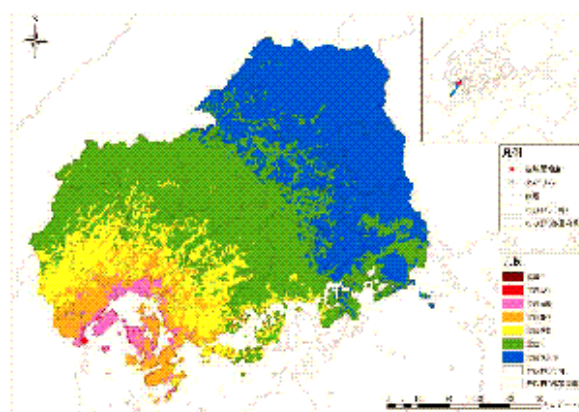
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）



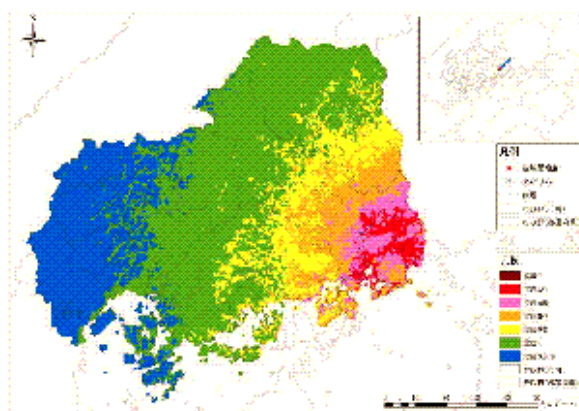
岩国断層帯（東から破壊）



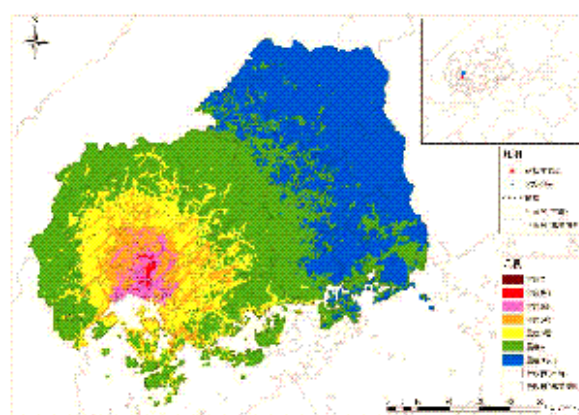
安芸灘断層帯（主部）（北から破壊）



安芸灘断層帯（広島湾-岩国沖）（北から破壊）

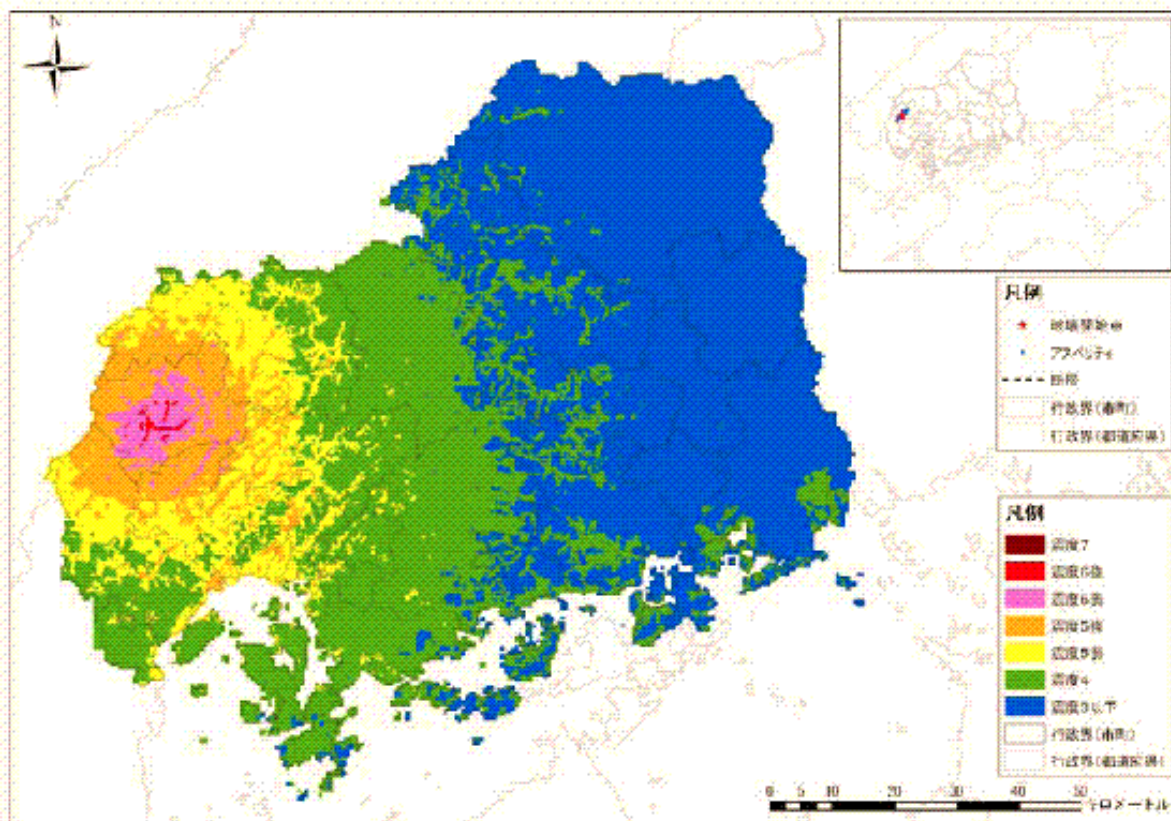


長者ヶ原断層-芳井断層（西から破壊）

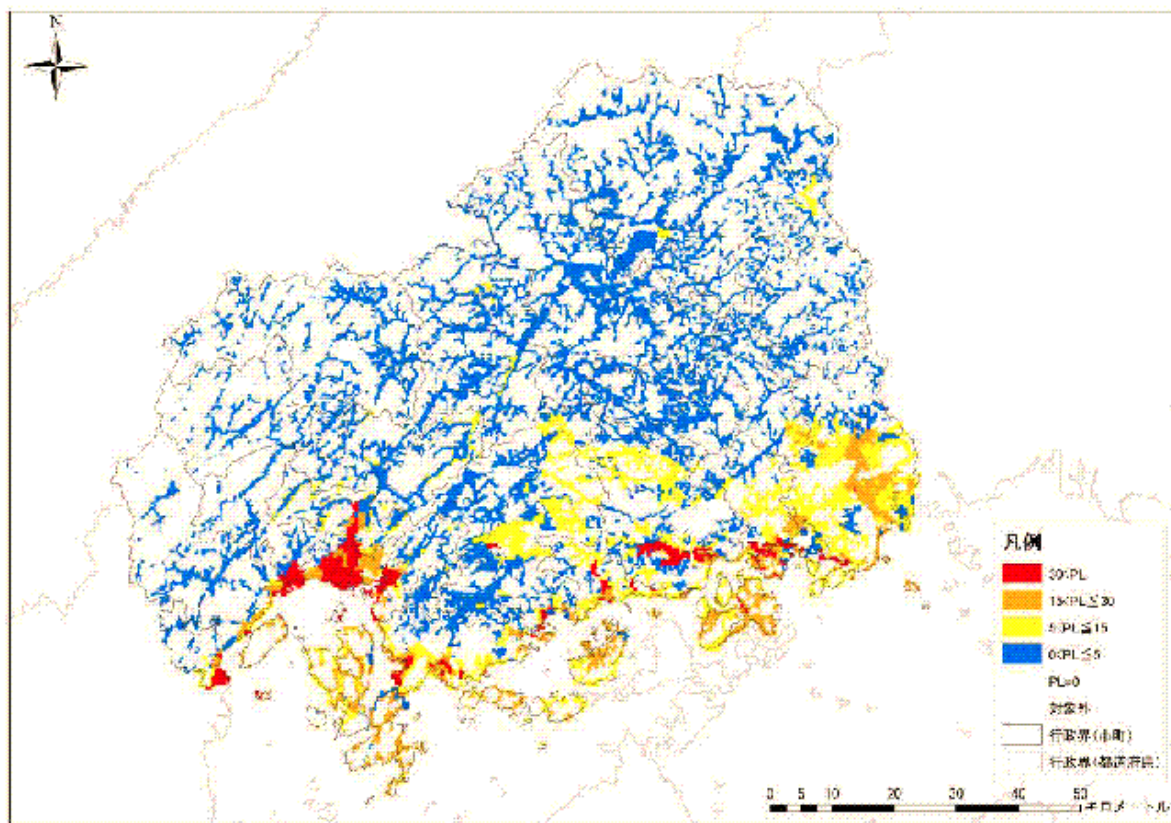


（参考）己斐-広島西縁断層帯（M6.9）（南から破壊）

図－4（2）震度分布



安芸太田町直下地震
図－4（3）震度分布



南海トラフ巨大地震（陸側ケース）
図－5 液状化危険度分布

【参考】

■ 中国地域の活断層の長期評価結果について

文部科学省地震調査研究推進本部は、中国地域に分布しマグニチュード(M)6.8以上の地震を引き起こす可能性のある活断層を総合的に評価し、「中国地域の活断層の長期評価（第一版）」として平成28年7月1日に公表した。

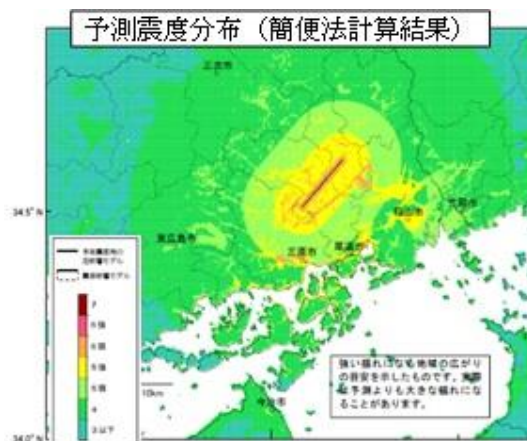
この地域評価では、広島県の活断層についてこれまで評価対象とされていなかった「長者ヶ原－芳井断層」、「宇津戸断層」、「安田断層」、「筒賀断層」及び「黒瀬断層」の5つの活断層が新たに評価対象として加えられた。

なお、地震調査研究推進本部ではこの地域評価の結果を踏まえ、平成29年2月21日に「長者ヶ原－芳井断層」及び「筒賀断層」を主要活断層帯に選定している。

新たに評価対象とされた活断層の長期評価結果の概要は、次のとおりである。(既に地震被害想定調査で想定地震とした「長者ヶ原－芳井断層」は除く。)

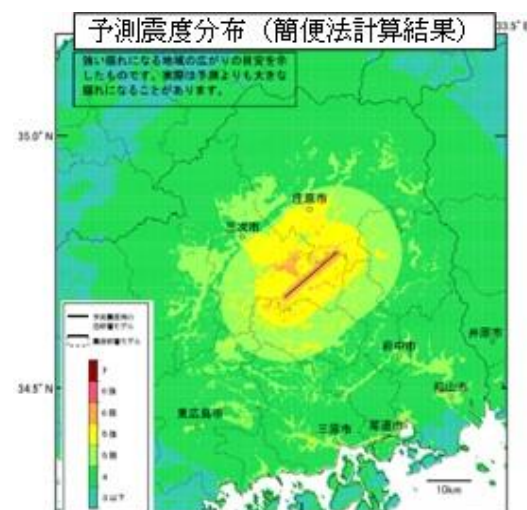
(1) 宇津戸断層

区 分	内 容
位 置	府中市から世羅町、尾道市にかけて分布
長 さ	約12km
地震の規模	M6.7程度
最大震度	震度6強 (予測震度分布)
平均活動間隔	不明
今後30年以内の発生確率	不明



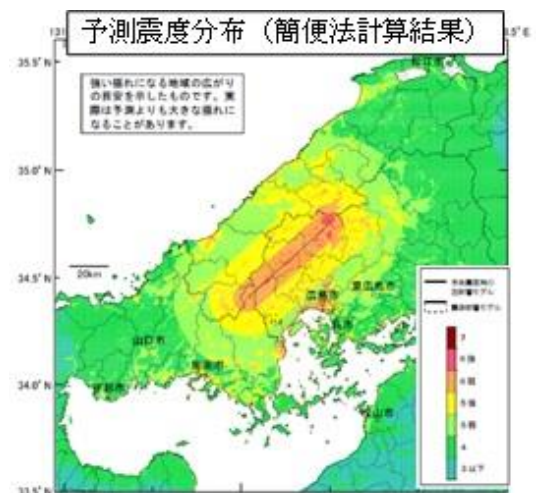
(2) 安田断層

区 分	内 容
位 置	三次市に分布
長 さ	約5km
地震の規模	M6.0程度
最大震度	震度6弱 (予測震度分布)
平均活動間隔	不明
今後30年以内の発生確率	不明



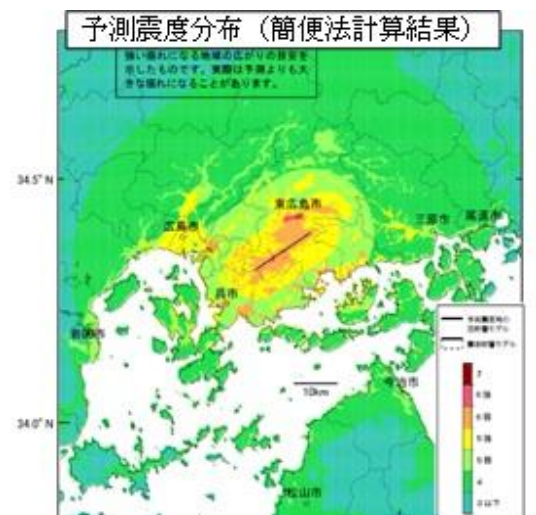
(3) 筒賀断層

区 分	内 容
位 置	北広島町から 安芸太田町、廿日市 市にかけて分布
長 さ	約 58 k m
地震の規模	M 7.8 程度
最大震度	震度 6 強 (予測震度分布)
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内 の発生確率	不明



(4) 黒瀬断層

区 分	内 容
位 置	東広島市に分布
長 さ	約 5 k m
地震の規模	M 6.0 程度
最大震度	震度 7 (予測震度分布)
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内 の発生確率	不明



(注) 予測震度分布（簡便法計算結果、平成 28 年 12 月地震調査研究推進本部作成）について

- ・ 予測震度分布（簡便法）は、強い揺れになる地域の広がりを目安に示したものであり、実際は予測よりも大きな揺れになる場合がある。
- ・ 地震の規模の評価結果が M6.8 未満の断層の場合、地震調査研究推進本部では地震規模の下限 M6.8 を用いて評価し、予測震度分布を作成している。

第2章 災害予防計画

第1節 防災町づくりに関する計画

1 方針

大規模地震発生時には、本町においても建物の倒壊・火災・ライフラインの寸断・交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、町をはじめ各防災関係機関は相互の緊密な連携のもとにこれらの被害をできるだけ防止し、住民が安心して生活できるよう災害に強い町づくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での密集地における住宅や防災上重要な公共施設等の倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について耐震性・防災性の向上を図るとともに、災害を防止・緩和するオープンスペース等の公共空間の整備を進め、広域的・総合的に防災性の高い町づくりを目指していくものとする。

なお、この防災町づくりは既存施設等を対象とするものや新たにに取り組むべきものがあり、長期的視点に立って個々の施設整備に連携を持たせながら緊急性・重要性にも配慮し計画的に行うものとする。

また、この防災町づくりを行うために地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）を必要な事業について定めるものとする。

2 防災上重要な公共施設の整備

（1）防災上重要な公共建築物の整備

ア 防災上重要な公共建築物の整備及び耐震化

町は、町庁舎・病院・学校・集会施設・福祉施設等のうち、特に地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務のために利用する公共建築物について耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成等に努める。

県及び町は、特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について非構造部材を含む耐震対策等により発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとするとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、庁舎をはじめとする公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努めるとともに、その機能を維持する必要最低限のエネルギーを確保するため太陽光発電等再生可能エネルギーの導入に努める。

イ 民間の防災上重要な建築物の耐震性の向上

民間の防災上重要な各建築物の管理者は、各々の施設の耐震性と防災性の向上を図り倒壊防止に努める。

(2) 緊急輸送道路の整備

ア 道路・橋梁の耐震性の向上

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

イ 緊急輸送道路ネットワーク等の整備

災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、国道及び県道の整備を要請し周辺各市町の中心部とを結ぶ多重ネットワークの構築を図る。

特に、隣接県との広域的な災害支援を迅速かつ確実に実施する観点から、第1次緊急輸送道路のうち県内及び隣接県相互に連絡する「広域的な災害支援に資する路線」として位置付け、優先的に取り組むものとする。

ウ 避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

エ 沿道建築物の耐震化対策の推進

県及び町は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

町は、それぞれ耐震改修促進計画を定め沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

(3) 河川の整備

ア 堤防等の耐震性強化

地震による堤防決壊による二次災害を防止するため、河川の堤防等について堤防強化、地盤改良等による耐震性向上対策を実施する。

イ 消火用水、生活用水の確保

河川水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、階段護岸、取水ピット、水路網等の整備を図る。

(4) ため池対策

老朽化したため池が地震等により決壊し、人命・家屋・農地等に対して被害を及ぼすことを予防するため、危険なため池については改修補強に努める。

3 住宅、建築物等の安全性の確保

(1) 一般建築物の耐震性の向上

ア 建築物の耐震性の向上

広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性の周知に努める。

イ 落下・転倒防止対策

建築物の所有者又は管理者に対し窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

また、家庭等においても室内の安全確保のため、移動・転倒のおそれがある家具類の固定を促進する。

(2) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

町内に所在する国・県・町指定等の文化財及びそれらを収容する建築物について、各施設の管理者は各々の施設の耐震性の向上を図り倒壊防止に努める。

(3) 町営住宅の改修・建替の推進

既設町営住宅について、耐震診断、改修を行うとともに老朽町営住宅の建替を推進する。

(4) 土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域が集中している場所について地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路、病院等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等を県と協力して推進するとともに、住民に対しては土砂災害危険箇所等についての情報提供を行う。

4 ライフラインの整備

(1) 各ライフラインの整備

ア 簡易水道

災害時の被害を最小限とするため、水道施設を耐震化していくとともに水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、水道事業者間相互の連絡管整備等のバックアップ機能を強化する。

また、簡易水道の復旧を円滑に行い被害の拡大を防止するため、被災時における問題点の把握と水道事業者間の協力支援活動体制の整備及び復旧に関するマニュアルの作成等に努める。

イ 下水道

(ア) 耐震性の向上

既設の下水道施設については耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については今後設定される新基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

(イ) 災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するために、下水道終末処理場への防災無線の設置を推進するとともに、下水道施設管理情報のネットワーク化を進めることにより応急復旧対策の迅速化を図る。

ウ 電力

変電設備、送電設備、配電設備の架空電線路については、耐震性の向上を図るとともに電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

（ア）ケーブルの2ルート化、分散収容

被災時の救出・救助及び防災関係機関の重要な通信を確保するため、関係通信施設の加入者ケーブルの2ルート化・異ケーブルへの分散収容を推進する。

（イ）移動体通信設備の信頼性向上

移動体通信設備については、機動性に優れ地震、火災等の災害時にも利用可能であることから、利用エリア拡大の推進と信頼性の向上を図る。

5 防災性の高い町構造の形成

町は、町の災害危険度を把握したうえで、防災関係機関や住民の理解と協力を得て防災町づくり計画を策定し、この地域防災計画に位置付けるとともに町の振興計画にその内容を反映させるように努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

（1）防災上重要な公共施設等の整備

ア 防災公園の整備

町は、県と連携してこの地域防災計画に位置付けられた備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し防災機能の充実を図る。

イ 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等、応急時に活用できる防災活動の拠点としてインターチェンジ周辺、下水処理場敷地、町民広場、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

（2）建築物の防火の促進

新築、増改築等の建築物の機会をとらえて、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導を行うとともに既存建築物等についても防火避難施設の改善指導を行う。

第2節 災害応急対策への備えに関する計画

1 方針

防災関係機関は、地震が発生した場合に迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとし、また、地震防災緊急事業五箇年計画を必要な事業について定めるものとする。

2 内容

(1) 配備動員体制等の整備関係

ア 配備動員体制

(ア) 災害対策本部の副本部長、支部長及び部長についてはあらかじめ職務代理者を定めておくものとする。

(イ) 災害対策本部が設置された場合に、各部は当該部が措置すべき要領をあらかじめ定め、所属職員に対して周知徹底させておくものとする。

また、定めた要領は事前に総務課に提出しておくものとする。

(ウ) 災害対策本部の設置場所については代替施設の整備に努めるものとする。

イ 初動体制の確立

町長は、あらかじめ緊急防災要員を指名するとともに職員の参集基準を明確にする等、初動体制を確立しておくとともに訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

ウ 業務継続性の確保

町は、地震災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の備蓄や状況の変化等に応じた体制の見直し・計画の改定等を行うものとする。

特に町等は、災害時に災害応急対策活動や復旧・活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気、水、食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

(2) 災害情報の収集・伝達に関する整備関係

防災関係機関は、パソコン通信やインターネット等の情報ネットワークを活用する等、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

また、避難所（小・中学校等）との情報連絡についても情報ネットワークを活用する等、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものと

する。

この場合において、避難行動要支援者となりうる者に対する伝達について十分考慮するものとする。

(3) 情報の分析整理

県及び町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(4) 通信機能の整備関係

ア 災害応急対策の実施等に関する緊急かつ、特別の必要に備えてあらかじめN T T 西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

イ 町においては、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、防災行政無線、I P 通信網等の整備に努めるとともに防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議してマニュアルを作成しておくものとする。

また、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。

ウ 地震による被害により、庁舎内の防災行政無線設備が使用できなくなった場合に備えて代替通信機能の確保に努めるものとする。

エ 町は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

オ 通信施設については、町は非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬型無線機等の仮回線用資機材等、応急用資機材の確保充実を図るとともに平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備にあたっては専門的な知見・技術を基に耐震性があり、浸水する危険性が低い場所に設置するとともに保守点検を行い操作の習熟の徹底を図る。

カ 町は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

キ 町は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

(5) 緊急地震速報の伝達関係

県及び町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(6) 災害派遣、広域的な応援体制への備え

ア 自衛隊災害派遣関係

(ア) 町は、平素から町における自衛隊災害派遣部隊等の受入れ担当（職員）の指定及び配置を行うものとする。

(イ) 町は、平素から自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくものとする。

(ウ) 町は、平素からヘリポートを選定しておくものとする。

なお、ヘリポートを選定する際は指定緊急避難場所及び指定避難所との競合を避

けることとする。

イ 相互応援協力関係

防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとする。

また、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ事業者、業界団体等との協定等を締結し円滑な災害応急対策に努める。

(7) 避難対策のための整備関係

町は、公園・集会所・学校等の公共的施設等を対象に地域の人口、避難圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得たうえで災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し住民への周知を図るものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するか災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震、大規模な火災等の災害の種類毎に指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて近隣の市町の協力を得て指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。また、町は指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに住民等へ周知を図り必要に応じて避難場所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとするものとする。

イ 指定避難場所の選定

町は、集会所、学校等の公共的施設等を対象に地域の人口、避難圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで被災者が避難生活を送るための指定避難場所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに住民等へ周知を図り、自治振興会、自主防災組織や消防団と協力し施設の速やかな開設体制の構築に努めるものとする。

(ア) 指定避難所

指定避難所については、町は被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は、応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について事前に教育委員会等の関係機関等や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(イ) 福祉避難所

- a 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指

定避難所を指定するよう努めるものとする。特に医療ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

- b 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- c 町は福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受け入れ対象者を指定して公示するものとする。

ウ 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとともに住民参加のワークショップ等を開催する等、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

- (ア) 避難中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として 15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合はおおむね 8 m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が 10～15mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

- (イ) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (ウ) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- (エ) 洪水等による浸水や土砂災害等も考慮し、河川及び急傾斜地沿いの道路は原則、経路として選定しないものとする。

エ ハザードマップの作成・周知

町は、地震動の大きさ、地震災害の程度に関する事項、指定緊急避難場所等に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップを作成し、住民に周知する。

- (ア) 町地域防災計画において定められた地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- (イ) 指定緊急避難場所に関する事項
- (ウ) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

オ 避難計画の作成

- (ア) 病院、学校、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、町長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させその者の安全の確保に努める。

- (イ) 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学

校等」という。)並びに病院及び社会福祉施設等(以下「病院等」という。)においては、特に次の事項に留意し避難対策の徹底を図る。

- a 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定めておくものとする。
- b 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定めておくものとする。

カ 避難の誘導

- (ア) 要配慮者のうち、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の避難に当たっては、消防団、自主防災組織、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、町は避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。
- (イ) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用してどの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (ウ) 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

キ 指定避難所の開設・運営

町は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成・訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資器材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

ク 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設について必要に応じ次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

なお、町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

- (ア) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備
- (イ) 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等
- (ウ) 要配慮者に配慮した施設・設備
- (エ) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
- (オ) 食料、水、マスク、消毒液、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等(指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める)
- (カ) 必要に応じて、指定避難所における家庭動物の受入れや飼養について担当部局

や運営担当（施設管理者等）との検討や調整を行う。

(キ) 必要に応じて、指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ケ 感染症対策

町は、感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当（総務課危機管理室）と福祉担当課（健康福祉課）が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館などの活用などを含めて可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

コ 住宅対策関係

県及び町は、応急仮設住宅の建設場所のためにあらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

サ 帰宅困難者対策関係

地震等により、公共交通機関が運行を停止し自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、県及び町は住民や企業等に対し「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要等の周知を図る。また、町は必要に応じて一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

シ 孤立集落対策関係

地震等により、道路等が被害を受け集落が孤立する場合に備え、町は自治振興会等、地域の状況に適した単位で孤立の可能性のある集落を把握し次の対策の推進に努める。

(ア) 指定避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄

(イ) 防災行政無線や衛星携帯電話など情報通信手段の整備

(ウ) 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立

(エ) 避難計画の整備や避難訓練の実施

(8) 医療、救護活動関係

ア 連携体制

町は、地震災害の発生に備え平常時から安芸太田病院・戸河内診療所との連携体制を確保し、災害時における応急対策等について協議しておくとともに負傷者の発生に対応するため、医療品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、医療救護活動や必要な医薬品等に不足が生じる場合は、県に要請するものとする。

イ 情報共有

県は、中国地方各県と各県災害拠点病院の状況、位置、特徴、連絡先等の情報を平常時においてあらかじめ共有し、速やかな応援体制に活用するものとする。

ウ 通信手段の確保

県及び町は、災害時の医療機関の機能を維持し広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(9) 消防活動体制の整備関係

ア 町及び広島市安佐北消防署安芸太田出張所（以下「町等」という。）は、地震発生時の火災防止のため、次の事項について平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

(ア) 出火防止及び初期消火

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため出火防止及び初期消火に努める。

(イ) 火災の拡大防止

地震により火災が発生したときは、住民・自主防災組織及び事業所等は互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 町等は、次の事項についてあらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(ア) 地震発生直後の消防団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(イ) 地震発生直後に住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(ウ) 地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(エ) 地震発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い消防水利の多元化を図る。

(オ) 応急措置の実施に必要な救助用資機材及び、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

ウ 危険物等災害応急対策関係

地震の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して必要な指導を行うものとする。

(10) 緊急輸送活動への備え

町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

県は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとし、多重化や代替性、利便性等を考慮しつつ確保すべき道路、ヘリポート等の輸送施設及び町が選定する救援物資輸送拠点の設置場所等の情報について「災害時の輸送の確保に関する協定」を締結する団体等及び「物資調

達に関する協定」を締結する事業者と共有する。

また、災害に対する安全性を考慮しつつ、国等関係機関と協議のうえ県及び町が開設する救援物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、町に対する周知徹底に努めるものとする。

道路管理者は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

特に隣接県との広域的な災害支援を迅速かつ確実に実施する観点から第1次緊急輸送道路のうち県内と隣接県とを連絡するものを「広域的な災害支援に資する路線」として位置付け、優先的に取り組むものとする。

(11) 救援物資の調達・供給活動への備え

町は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保しニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資器材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや高齢者、要配慮者のニーズに配慮するものとする。

県は、地震により県内で大規模な災害が発生し市町単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

また、県及び町は、国が構築する物資調達・輸送等調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

ア 食料供給関係

(ア) 町は、地震災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

(イ) 町は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

イ 給水関係

(ア) 町長は、地震災害時に備えて水道施設の耐震性の向上や応急給水拠点の整備等、水道システム全体の安定性の向上に努めるとともに、応急給水や応急復旧のための手順や方法を明確にした計画の策定や訓練の実施等の緊急対応体制、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水等については十分配慮しておくものとする。

る。

(イ) 町は、遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

ウ 生活必需品等供給関係

町は、被災者に対し衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに町内の取扱業者等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

エ 空き家状況の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

オ 男女共同参画センターとの連携

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部、男女共同参画担当及び男女共同参画センターが連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

(12) 文教関係

ア 避難計画の作成

教育委員会にあっては、あらかじめ町長等と協議のうえ、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成する。

イ 応急教育計画の作成

教育委員会は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障をきたさないよう配慮する。

ウ 園児・児童・生徒に対する防災教育

教育委員会は、地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努め、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身に付けることができるよう、計画的に教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて地震の基礎的な知識及び地震発生時の対策（各学校等の防災計画）等の指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び指定緊急避難場所について指導する。

エ 学校施設の耐震化

教育委員会は、できるだけ早い時期に、耐震化を完了させるよう取組みを進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

オ 地域の避難所となる場合の対策

(ア) 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受入れ場所・受入れ人員等の利用計画を作成する。

(イ) 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、町長と協議のうえ飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

カ 社会教育等を通じた啓発

教育委員会は、PTA、女性会等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、住民がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて文化財に対する防災知識の普及を図る。

キ 文化財の保護

県及び町は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

(13) 罹災証明書の交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進める等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、町に対し住家被害の調査の担当者のための研修期間の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、応援体制の強化を図るものとする。

第3節 備蓄等に関する計画

1 方針

地震の発生時における住民の生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくものとする。

なお、備蓄倉庫の整備、災害対策資機材等の整備を推進するため、地震防災緊急事業五箇年計画を必要な事業について定めるものとする。

2 対象

(1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）

(2) 医薬品等医療資機材

(3) 防災資機材

ア 救助・救難用資機材

イ 消火用資機材

ウ 水防関係資機材

エ 流出油処理用資機材

オ 陸上建設機械

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

キ 被災宅地危険度判定資機材

3 備蓄に関する基本事項

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、町内に被害をもたらすと考えられる地震を対象とし、地域特性を考慮した被害想定調査結果や過去の災害事例を基に設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目については、広島県地震被害想定調査報告書や近年発生した地震の教訓を参考に品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等町民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、町、県の3者が行うものとする。

ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について3日分程度、可能な限り1週間程度備蓄し自らの身の安全は自ら守るよう努める。

イ 町

指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資器材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

ウ 県

原則として市町への緊急支援を目的として備蓄に努める。

また、家庭・企業に対して備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

(5) 備蓄場所

町役場庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄するよう努める。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

4 備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料

ア 食料の備蓄

大規模地震発生時においては、建物の破壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、町及び県は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料の備蓄に努める。

町は、県の被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し町対応後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定に当たっては要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

「食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄

大規模地震発生時においては、水道管及び貯水池等が破損し水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、町は平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、町は迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 飲料水の調達体制の確立

「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は飲料水等の生産者及び販売業者と十分に協議し、その協力を得るとともに必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

地震発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、町及び県は備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度、可能な限り1週間程度の生活必需品の備蓄に努める。

町は、県の被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、町対応後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳ビン、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

大規模地震発生時において「医療、救護計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、町及び協力病院その他医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

大地震による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

備蓄に当たっては、家屋倒壊等による負傷者を想定して包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等の備蓄を行うものとする。

ウ 医療品の管理

医療品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

町及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者

等と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救援用資機材

町及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

町及びその他防災関係機関は消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

町及びその他防災関係機関は土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

町及びその他防災関係機関は吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

町及びその他防災関係機関は人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

町は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

町は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

第4節 危険物等災害予防計画

1 方針

地震による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して必要な指導を行う。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施内容

危険物施設の災害予防対策

ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の向上に努める。

イ 大規模タンクの耐震化

容量 500k1 以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定家屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定めた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては必要な改修、補修を実施する等、耐震性の向上に努める。

ウ 保安確保の指導

広島市安佐北消防署安芸太田出張所は、危険施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し災害防止上必要な助言又は指導を行う。

エ 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第5節 住民の防災活動の促進に関する計画

1 方針

住民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織等民間団体の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するように努めるものとする。なお、防災ボランティアについては、県、町、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民活動」を展開し、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに関係機関等の連携強化を図るものとする。

県及び町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと執るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災教育

地震災害について、広島県地震被害想定における「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果等必要な知識の普及と啓発を災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、住民等に徹底することにより地震災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため防災教育を推進する。

(1) 実施責任者

災害予防責任者（町長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）

(2) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

町は、住民が自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震等過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難等災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加等地域ぐるみで安全確保に努めることが重要である。また、初期消火を行う、近隣の負傷者・要配慮者を助ける、避難場所で自ら行動する、あるいは町等が行う防災活動に協力する等防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は自主防災思想の普及・徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携のもと、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により防災教育を実施する。

イ 住民等に対する防災知識の普及・啓発

町は、防災関係機関や大学等と連携して地震災害時に住民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて地震についての正しい知識の普及・啓発を行い意識の高揚を図る。

(ア) 啓発内容

- a 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b 地震対策の地域住民への周知
- c 地震発生時に取るべき行動、緊急地震速報利用の心得等

<地震のときの心得>

- (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
 - (b) 火の始末は揺れが収まってからやけどをしないように落ち着いて行うこと。
 - (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、防災行政無線（戸別受信機を含む。）により、気象台等が発表する地震に関する情報を入手すること。
 - (d) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機等の倒壊に注意すること。
 - (e) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
 - (f) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなるおそれがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
 - (g) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
 - (h) 地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので正しい情報を入手して行動すること。
 - (i) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・指定緊急避難場所や医療機関等を確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯等の防災用品、3日分程度、可能な限り1週間分程度の食料、生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。
- d 地震に対する一般知識
 - e 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医療品の準備
 - f 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - g 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養についての準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策
 - h 災害情報の正確な入手方法
 - i 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
 - j 出火の防止及び初期消火の心得
 - k ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
 - l 自動車運転時の心得
 - m 救助・救援に関する事項
 - n 安否情報の確認に関する事項
 - o 指定緊急避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
 - p 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
 - q 高齢者、障がい者等への配慮
 - r 各防災関係機関が行う地震災害対策

s その他必要な事項

(イ) 啓発方法

- a ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布
- b テレビ、ラジオ、防災行政無線施設の活用
- c 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用
- d 映画、スライド等の活用
- e 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催
- f その他の方法

ウ 職員に対する教育

町及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に次の内容を含んだ地震教育の周知徹底を図る。

- (ア) 地震に関する一般的な知識
- (イ) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 職員等が果たすべき役割
- (エ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (オ) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

エ 児童生徒等に対する教育

町は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて地震に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

オ 自動車運転者に対する啓発

町及び県警察は、運転免許更新時の講習や各種広報誌等により地震発生時において自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

カ その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、鉄道、道路等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震災害対策や利用者等が実施すべき事項等について利用者等へ普及啓発活動を行う。

キ その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、地震災害に対する普及啓発活動を実施する。

3 防災訓練

地震災害について、定期的に防災訓練を実施し地震災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとする。

(1) 実施責任者

災害予防責任者

(2) 実施内容

ア 防災訓練の実施

(ア) 町は、県、防災関係機関、自主防災組織及び住民等の協力により総合的、広域的かつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の搜索活動、食料供給・給水活動、緊急道路の確保、緊急物資の輸送、通信施設・電力設備・水道施設の応急復旧、他の市町との広域応援等とする。

想定する訓練地震は、東南海・南海地震をはじめ、地震のタイプ及び地域の特性に応じたきめ細かい内容となるよう検討するものとする。

また、訓練の実施目的毎に、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

(イ) 町は、防災関係機関、自主防災組織及び住民等の協力により防災訓練を行う。

(ウ) 町は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

イ 職員の動員訓練

町は、地震災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

ウ 通信運用訓練

町は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

エ 防災訓練に対する協力等

(ア) 町は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を言うとともに積極的に協力する。

(イ) 各防災関係機関は、町が実施する防災訓練に積極的に協力する。

4 地区防災計画の策定等

(1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案する等町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

5 自主防災組織の育成、指導

地震災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成・指導を推進するものとする。

(1) 実施責任者

ア 町

町内における自主防災組織の育成・指導に努める。

イ 県

県は、市町と連携を図り、自主防災組織の育成・指導に協力する。

ウ その他の災害予防責任者

町が行う自主防災組織の育成・指導に協力する。

(2) 実施内容

ア 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導

- イ リーダー養成のための講習会等の開催
- ウ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導
- エ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

(3) 自主防災組織の編成

- ア 自主防災組織は、既存の自治振興会等を活用する。
- イ 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

(4) 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき平常時及び地震災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集及び伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災資機材等の備蓄、整備

イ 地震災害時の活動

- (ア) 被害の状況等情報の収集及び伝達
- (イ) 出火防止、初期消火
- (ウ) 避難誘導活動
- (エ) 避難行動要支援者の避難支援
- (オ) 救出救護活動
- (カ) 給食給水や救援物資の配給への協力

(5) 県の協力・支援

県は、市町が行う自主防災組織の育成や活動の核となる防災に関する専門的知識・技能を有する人材の養成等、自主防災組織の活性化に関する活動に積極的に協力する。

また、他の団体が実施する事業による資機材や活動拠点の整備促進等を支援する。

6 ボランティア活動の環境整備

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行いボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(1) 実施責任者

町、町社会福祉協議会、県、県社会福祉協議会及び日本赤十字社広島県支部

(2) 実施内容

- ア 県及び町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- イ 県及び町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

る。

ウ 県及び町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進するものとする。

エ 県及び町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

オ 日本赤十字社広島県支部及び広島県社会福祉協議会は、災害時に個人参加のボランティアの活動を調整し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

カ 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、県、町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「大規模災害時におけるボランティア活動支援連絡協議会」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

7 企業防災の促進

企業の防災意識の高揚を図り、地震災害時における企業の防災活動の推進を図るものとする。

(1) 実施責任者

町、県、企業、商工会

(2) 実施内容

企業は、地震災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において地震災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は町及び県等との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

このため、県及び町は、こうした取組みに資するため広島県地震被害想定と防災減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的な参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

また、県は事業継続マネジメント（BCM）の構築に資する事業継続計画（BCP）の構築支援等、地域経済活動を維持する環境整備に努めるものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続能力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

県及び町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築する等、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

8 県民運動の推進

（1）目的

県民、自主防災組織等、事業者、消防団、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

（2）内容

県民、自主防災組織等、事業者、市町及び県が相互に連携し一体的に運動を推進するものとする。

ア 災害から命を守るための行動目標

- （ア）災害警戒区域、避難場所、避難経路等を知ること。
- （イ）災害発生危険性をいち早く察知すること。
- （ウ）自ら判断して適切な行動をとること。

イ 普段から災害に備えるための行動目標

- （ア）防災教室や防災訓練等で災害から命を守る方法を学ぶこと。
- （イ）非常持出品を準備する等災害へ備えること。

第6節 調査、研究に関する計画

1 方針

この計画は、地震災害の被害を最小限にとどめるために地震災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期することとする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施項目

(1) 地震災害の原因及び地震災害に対する措置等について科学的、技術的な調査研究への協力

(2) 調査研究の結果の公表（本町に関する部分）

4 地震被害想定調査及び災害危険度判定調査

(1) 県は、県内に大きな被害を与える可能性の高い地震を想定し、被害想定調査を実施している。町は、この調査結果を地震災害対策の基礎データとし、関係防災機関等とともにその活用を図ることとする。

(2) 町は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した町の区域の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努めるものとする。

また、この調査結果は、防災町づくり計画の基礎資料とするとともにこれを住民に公表し防災意識の高揚を図ることとする。

(3) これらの調査は、想定地震の揺れの違いや地盤の特性、地震発生時刻の違いによる火災発生確率の変化等種々の被害要因を反映するとともに、町域の構造的変化や技術革新の進展に即応するよう、必要に応じ見直しを行うこととする。

第7節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

1 方針

近年の災害においては、高齢者、障がい者、観光客及び外国人、乳幼児及び妊婦等の要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。特に本町は総人口の半数以上が65歳以上の高齢者が占めるという、県内でも特に高齢化が進んでいるため早急な対応が必要となっている。

このため、高齢者や国際化の進展を踏まえ要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

2 要配慮者に配慮した環境整備

- (1) 町は、指定避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ安全性や利便性に配慮する。また、災害時において要配慮者が避難しやすいように避難場所等の案内板の設置や「やさしい日本語」あるいは外国語の付記等の環境づくりに努める。
- (2) 町は、新たな土地利用を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路との位置関係を考慮する。

3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

町は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し被害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難体制の整備

町は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努めるものとする。

また、町は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設・設備等の整備

町は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、町、社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持

に必要な物資及び防災資機材の整備に努めるものとする。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

町は、県と連携して高齢者や障がい者等の在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

町は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障がい者等、情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備(緊急通報装置(あんしん電話)の設置等)に努め、今後はインターネット等による情報伝達手段の多様化を検討する等緊急時の通報体制の整備に努める。

また、平成26年3月24日に町内郵便局及び可部郵便局と締結した「安芸太田町高齢者等地域見守り活動事業に関する協定」により、安否確認体制の多重化を図る。

(3) 環境の整備

町は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう歩道の整備、拡幅、段差の解消、スロープ化の推進、障がい者用トイレ・手すり・点字案内板の設置等環境の整備に努めるものとする。

(4) 防災器具等の普及・啓発

町は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

(5) 災害発生時の避難支援プランの策定

町は、防災担当(総務課危機管理室)と福祉担当課(健康福祉課)との連携の下、避難行動要支援者に関する情報を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を管理・共有するとともに、災害発生時にとるべき行動についてあらかじめ地域の実情に応じた避難支援プラン(全体計画・個別計画)を策定し、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるように努める。

(6) 避難行動要支援者名簿

ア 町は、防災担当(総務課危機管理室)や福祉担当課(健康福祉課)など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援が必要となる事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意又は町条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

（7）個別避難計画

- ア 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当（総務課危機管理室）や福祉担当（健康福祉課）など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。
- イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- ウ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または町条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、広島県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- エ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- オ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

（8）避難行動要支援者の避難誘導

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

5 要配慮者への啓発・防災訓練

（1）防災知識等の普及啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行う等、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、地域で生活する外国人に対し「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記等の対策を推進するよう努める。

（2）防災訓練

町は、要配慮者を想定した避難誘導・情報伝達等の訓練に努める。

第8節 広域避難の受入に関する計画

1 方針

基本法の規定に基づき、県外において災害が発生し被災都道府県から本県に対して被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受入れを実施する。

2 被災住民の受入れ

- (1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入れに関する協議があった場合、被災住民の受入れについて町と協議するものとする。

この場合、町は町が自ら被災する等の被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし避難所を提供する。

- (2) 町は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに県に報告する。

3 被災住民の受入れが不要となった場合

- (1) 県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、町へ通知する。

- (2) 町は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

4 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、町の受入体制が十分確保できない場合、町は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受入れを行うため必要な支援を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 配備動員計画

1 方針

この計画は、町内に大規模な地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すために職員の配備動員及び防災組織等に関する事項を定める。

2 配備動員体制

地震災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町は次の体制によって地震災害に対処する。

種 別	発 令 の 時 期	配 備 体 制
注 意 体 制	① 町内に震度4の地震が発生したとき ② 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表されたとき	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制 主として情報収集及び連絡活動を実施
警 戒 体 制	① 町内に震度4の地震が発生し、かつ、災害が発生したとき、若しくは震度5弱又は震度5強の地震が観測したとき ② 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表されたとき (注) ②は総務課が必要と認めたとき	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制 主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施
非 常 体 制	① 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ② 町内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき ③ 町内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき ④ 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表されたとき (注) ④は総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めたとき	災害対策本部・支部を設置した体制 全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施
緊急非常体制	勤務時間外に、町内で震度5強以上の地震が発生した場合の初期活動体制を確保するための体制	

(注) 震度は、原則として、広島地方気象台が発表した値とする。

(1) 緊急非常体制

ア 勤務時間外に町内で震度5強以上の地震が発生した場合は、初期活動体制を確保するため、全職員は周囲の安全を確認したうえで速やかに参集し、配備につくものとする。

なお、必要に応じて防災行政無線あるいは、職員参集メールにより職員の参集の周知を行うものとする。

また、職員の中からあらかじめ初動要員を指定しておくものとする。

イ 道路の損壊、交通機関等の途絶、火災等により所定の場所に参集できない職員の
場合

(ア) 居住地に近接した参集可能な町の施設等(施設等とは本庁、各支所、保健医療福祉統括センター、安芸太田病院、戸河内診療所、教育委員会をいう。)に参集し、

当該施設等が分掌する事務に従事する。

この場合、参集する施設等は現在所属している部の課等を原則とするが、関係する課等がない場合は、参集したその施設等の部長（部長が不在の場合は、その職務代理者）に対し到着の報告をし、その指示に従うものとする。

(イ) 町の施設等に参集できない職員は、地域の自主防災活動に従事するとともにその地域の被害状況等を可能な範囲で災害対策本部に連絡するものとする。

ウ 緊急非常体制に基づく措置

(ア) 町長が事故や不在時等の非常時には、副本部長である副町長が指揮を執るものとし、副町長も不在時等の場合には総務課長が指揮をとるものとする。

(イ) 緊急非常体制については、事態の推移に伴い必要に応じて非常体制に切り替えるものとする。

(2) 非常体制

ア 災害対策本部の設置

(ア) 自動的に本部を設置する場合

町内において震度6弱以上の地震が発生したとき。

(イ) 町長の命令で設置する場合

a 町内において震度5弱又は5強の地震が発生し、特に町長が必要と認めた場合。

b 地震により町内に相当大規模の災害が発生し又は発生するおそれがあり、これに対する総合的な対策を講ずるため特に町長が必要と認めた場合。

なお、町長が事故や不在時等の非常時には副町長、総務課長の順に設置を命令するものとする。

イ 非常体制に基づく措置

(ア) 災害対策本部が設置された場合に、本部の各部長は当該部が実施すべき業務に関する要領をあらかじめ定め、所属職員に対し周知徹底させておく。

また、定めた要領は事前に総務課に提出しておくものとする。

(イ) 災害対策本部の設置場所は役場本庁舎総務課に設置するものとするが、庁舎が被災等して使用不能の場合は、役場支所など被災していない公共施設の中から選定して本部を設置する。

(ウ) 災害対策本部の各支部長、各部長についてはあらかじめ職務代理者を定めておくものとする。

(エ) 災害対策本部の副本部長に事故があった場合等指揮を執ることが困難な場合は、副本部長（副町長）が指揮を執るものとする。

ウ 標識の設置等

災害対策本部を設置した場合は、庁舎正面玄関に標識を掲示するとともに災害活動に従事する職員は腕章を着用するものとする。また、災害時に使用する車両には標旗を付けるものとする。

標識、腕章、標旗の規格は資料編に掲載のとおりである。

エ 災害対策本部の廃止

災害発生のおそれが解消し又は災害応急対策が概ね完了したと副本部長が認めたとき。

オ 現地災害対策本部の設置

(ア) 災害の規模その他の状況により、特に被災現地での応急対策を必要と認めるときは現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

(イ) 現地本部の所管区域、現地本部長、現地本部員及び事務局の設置場所等はその都度本部長が定める。

カ 災害対策本部は、国が非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置した場合、あるいは県が現地災害対策本部を設置した場合には、必要に応じて合同会議を開催する等し、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図るものとする。

(3) 配備動員体制

ア 注意体制、警戒体制及び非常体制における災害対策要員の動員については、それぞれ次の配備体制により動員する。動員にあたっては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ災害対策本部が長期にわたって設置させることを想定し、交代要員やローテーション等について、あらかじめ定めるよう努める。

(ア) 注意体制の設置基準

町内に震度4の地震が発生したときは、町長は非常事態に備えて事前の体制を確立するため、注意体制を設置する。

【注意体制の設置基準】

種 別	配備時期	体 制	分 掌 事 務
注意体制	1 町内に震度4の地震が発生したとき。 2 南海トラフに関連する情報（臨時）が発表されたとき。	【役場本庁】 総務課・建設課 危機管理室： 各2人	1 地震に関する情報の収集及び連絡 2 被害情報の収集及び防災関係機関との連絡調整 3 必要により各課（室・局）、支所、施設及び教育委員会との連絡 4 状況により警戒体制を整える準備 5 その他必要な本部事務
		【役場支所】 住民生活課 2人	1 地震に関する情報の収集及び連絡 2 被害情報の収集及び本庁への伝達 3 必要により支所各課及び本庁との連絡 4 状況により警戒体制を整える準備 5 その他必要な支部事務

(イ) 警戒体制の設置基準

町内に震度4の地震が発生し、かつ、町内の全域あるいは一部の地域に災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合、若しくは震度5弱又は震度5強の地震が発生したときは警戒体制を設置する。

【警戒体制の設置基準】

種 別	配備時期	体 制	分 掌 事 務
警戒体制	1 町内に震度4の地震が発生し、かつ、災害が発生したとき、若しくは震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 2 南海トラフに関連する情報（臨時）が発表されたとき。 (注)2 は総務課が必要と認めたとき	【役場本庁】 総務課・建設課 危機管理室： 全職員 他課等2人 【消防団】 団幹部	1 地震に関する情報の収集及び連絡 2 被災地又は被災予想地区への警戒巡視 3 災害予防、災害応急対策活動 4 被害情報の収集及び防災関係機関との連絡調整 5 各課等、支所、施設及び教育委員会との連絡 6 直ちに非常体制に移行できる準備 7 その他必要な本部事務

		【役場支所】 全職員 【その他施設・病院・教育委員会】 各2人	1 地震に関する情報の収集及び連絡 2 被災地又は被災予想地区への警戒巡視 3 災害予防、災害応急対策活動 4 被害情報の収集及び本庁への伝達 5 支所各課、施設及び本庁との連絡 6 直ちに非常体制に移行できる準備 7 その他必要な支部事務
--	--	---	--

(ウ) 非常体制の設置基準

町内で震度6弱以上の地震を観測したときは自動的に非常体制とし、災害対策本部を設置する。

【非常体制の設置基準】

種 別	配備時期	体 制	分 掌 事 務
非常体制	1 災害対策本部が設置されたときの体制 2 南海トラフに関連する情報(臨時)が発表されたとき。 (注)2 は総合的な対策を講ずるために、特に町長が必要と認めたとき。	【役場本庁】 全職員 【消防団】 全団員	災害対策本部の設置 全職員をもってあたるもので、総力を挙げて応急活動に対処する体制 基本編別表第1・別表第2のとおり。
		【役場支所】 全職員 【その他施設・病院・教育委員会】 全職員	災害対策支部の設置 全職員をもってあたるもので、総力を挙げて応急活動に対処する体制 基本編別表第1・別表第2のとおり。

(エ) 緊急非常体制の設置基準

勤務時間外に、町内で震度5強以上の地震が発生した場合の初期活動体制を確保するための体制

【緊急非常体制の設置基準】

種 別	配備時期	体 制	分 掌 事 務
緊急非常体制	1 勤務時間外に、町内で震度5強以上の地震が発生した場合の初期活動体制を確保するための体制	【役場本庁】 総務課・建設課 危機管理室：全職員 他課等2人 【消防団】 全団員	1 地震に関する情報の収集及び連絡 2 被災地又は被災予想地区への警戒巡視 3 災害予防、災害応急対策活動 4 被害情報の収集及び防災関係機関との連絡調整 5 各課等、支所、施設及び教育委員会との連絡 6 直ちに非常体制に移行できる準備 7 その他必要な本部事務
		【役場支所】 全職員 【その他施設・病院・教育委員会】 ：各2人	1 地震に関する情報の収集及び連絡 2 被災地又は被災予想地区への警戒巡視 3 災害予防、災害応急対策活動 4 被害情報の収集及び本庁への伝達 5 支所各課、施設及び本庁との連絡 6 直ちに非常体制に移行できる準備 7 その他必要な支部事務

(注) 病院、その他施設、教育委員会にあっては、上記(ア)～(エ)に準じた体制を執るものとする。

※ 町長(本部長)は、災害の規模及び特性に応じ、上記基準(ア)～(エ)については、この基準により難いと認められる場合、又は警戒が長期にわたることが見込まれる場合においては、臨機応変の配備体制を整えることができる。

(4) 配備動員要領

ア 町における災害対策要員の動員

(ア) 町長が警戒体制又は災害対策本部の設置を指示したときは、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ総務課長、支所長、事務局長、事務長及び教育次長、教育課長、危機管理室長（以下「総務課長等」という。）は、各部の部長に必要な動員の配備を指示するとともに、動員にあたっては長期化することも想定し、交代要員やローテーション等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(イ) 各部の部長は、総務課長等の指示を受けたときは、動員が円滑に行われるようにあらかじめ指定した職員（以下「連絡員」という。）に連絡又は指示して動員し、部の活動を実施する。

(ウ) 各部員は、災害の発生が予想される事態又は災害が発生したときは、常に所在を明らかにし連絡員との連絡保持に努め、動員に応ずる体制を整えるものとする。

(エ) 各部員は、災害対策本部の業務開始の指示を受けたときは、直ちに登庁し部長の指示を受けるものとする。

(オ) 動員命令の伝達は、庁内放送、庁内電子メール、参集システムメール、防災行政無線、電話、口頭又は伝令とする。

(カ) 勤務時間外、その他勤務を要しない日時において、連絡不能の状況にある場合の各部の部長並びに連絡員は自らの判断により災害対策本部が設置される事態が推定されるときは、指示を待たずに登庁し災害応急対策活動に支障がないよう努めなければならない。

(キ) 各部長は、部員の動員を確認するため次の事項を記録した名簿を備え常に整理しておかなければならない。

- a 職名、氏名及び勤務場所
- b 連絡場所及び電話番号
- c その他必要と認める事項

(ク) 職員参集状況の把握

各部長は、部員の参集状況を把握し部員の動員配備が完了したときは、その状況を資料編掲載の「体制の動員、部員配備完了報告書」により直ちに総務課（災害対策本部設置時には総務部）を通じて本部長に報告するものとする。この場合において本庁の部長にあつては総務課長に、支所の部長にあつては支所長に報告するものとする。

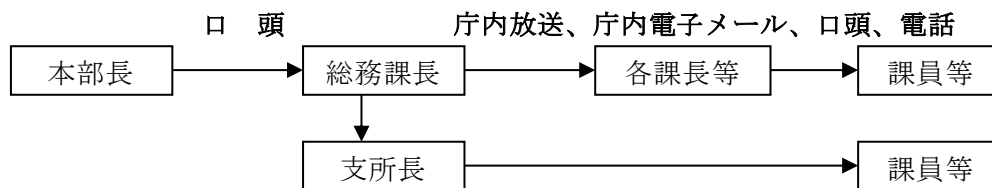
(ケ) 動員、配備の方法

本部長が決定した配備体制をとるための動員命令は、次の方法により伝達し所要人員の確保に万全を期するものとする。ただし、災害の規模により他の機関の応援、協力を必要とする場合は町防災会議で調整するものとする。

a 勤務時間内の場合

職員の勤務時間内における動員命令の伝達経路及びその方法は次のとおりとする。

また、この方法に加え参集システムメールを送信するものとする。



b 勤務時間外又は休日の場合

職員の勤務時間外又は休日に地震が発生した場合は、あらかじめ配備体制毎に指名されている登庁職員が速やかに参集するものとする。

なお、勤務時間外に町内に震度5強以上の地震が発生した場合は「緊急非常体制」を執るため、全職員が速やかに登庁することを職員に周知しておくものとする。

(a) 伝達は、原則として電話によるものであるが、通信機関が途絶しているときは防災行政無線、庁用自動車（広報車）、口頭又は伝令によるものとする。

(b) 直接、緊急非常体制及び非常体制に入った場合の伝達は、防災行政無線、庁用自動車（広報車）、口頭又は伝令によるものとする。

(c) その他

① 職員は、交通機関が途絶した場合は、徒歩その他可能な限りの方法をもって速やかに登庁し配備につくよう努めなければならない。

② 登庁すべき職員が通信機関の途絶によって上司に問い合わせすることができないときは、テレビ、ラジオその他による気象情報から判断して進んで登庁し上司の指示に従わなければならない。

(コ) 要員が不足する場合の措置

災害対策要員が不足する場合は、総務課は待機職員を緊急動員し、あるいは部間での調整を行うものとする。

(サ) 参集時の留意事項

参集職員は、周囲の安全を確認し直ちに勤務場所に参集するものとともに参集途上の被害状況の把握に努めるものとする。

また、交通機関等の途絶、火災等により勤務場所に参集することが困難な場合は、地域の自主防災活動に従事するとともにその地域の被災状況等を可能な範囲で所属部長又は総務部に連絡するものとする。

(シ) 勤務時間外に災害対策本部を設置した場合、全職員は周囲の安全を確認したうえで直ちに勤務場所に参集し配備につくものとする。

なお、交通機関等の途絶、火災等により勤務場所に参集することが困難な職員は、原則として、2(2)イによるものとする。

(ス) 各部長は、その後の状況によって参集職員の勤務場所への復帰が可能となった場合には、所掌業務の緊急度を勘案して参集職員の復帰を命じることができるものとする。この場合、勤務場所の所属部長等に連絡するものとする。

イ 消防団の動員

(ア) 町長が、警戒体制又は災害対策本部の設置を指示したときは、危機管理室長は、消防団担当職員に消防団員の出動等について指示するものとする。

(イ) 消防団担当職員は、危機管理室長の指示により直ちに消防団長に通知するもの

とする。

（ウ）消防団員は、消防団長の指示により、直ちに出勤して配備に付くものとする。

（5）災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、地域防災計画基本編「第3章 災害応急計画 第2節 組織、動員」による。

第2節 災害情報計画

1 方針

この計画は、町内に地震が発生し又は地震による被害が発生するおそれがある場合において、防災関係機関が被害応急対策を迅速かつ的確に実施するため地震に関する情報（以下「地震情報等」という。）の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震情報の収集・伝達

(1) 町内の地震動の観測

町役場（本庁・支所）には、県により計測震度計が設置されており震度情報を県庁に送信する広島県震度情報ネットワークシステムが整備されている。

このシステムにより、震度情報を町及び県で把握し職員の参集や災害応急対策を行うとともに、総務省消防庁及び広島地方気象台へ送信し広域応援体制の確立を図るほか、気象庁が発表する地震情報にも活用されている。

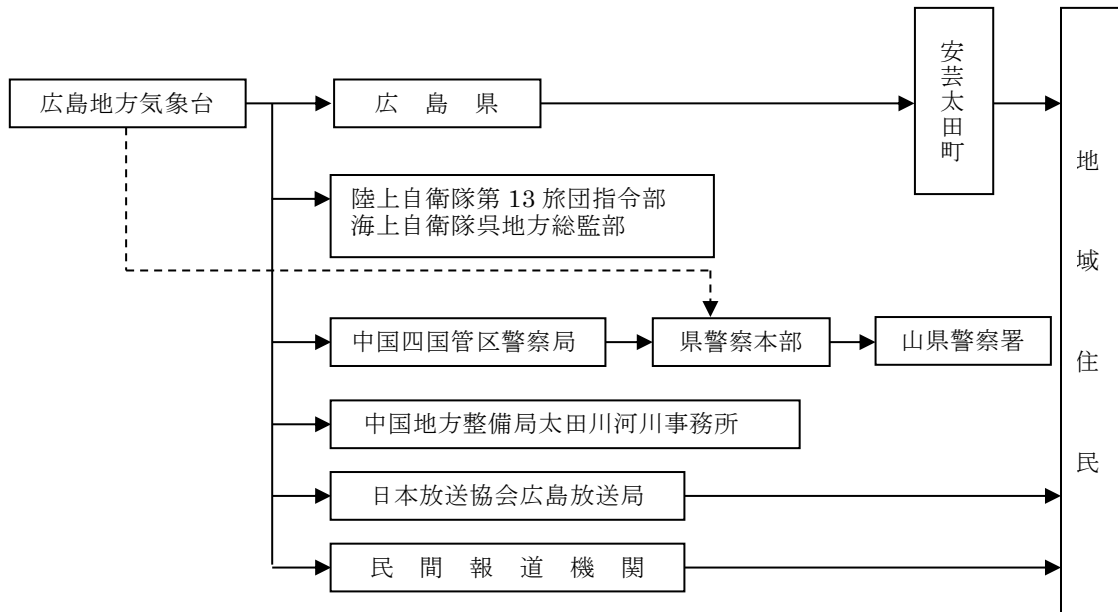
(2) 地震に関する情報の種類と内容

種 類	内 容
震度速報	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区部）震度、地震の発生時刻を発表。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な自身の震源要素更新のお知らせなどを発表。
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

（注）国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所（震源）、及びその規模（マグニチュード）を、「遠地地震に関する情報」として日本や海外への津波の影響に関しても記述し発表。

(3) 地震情報等の伝達経路

広島地方気象台は、必要と認める場合には地震及び津波に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。



(注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報提供システム専用線、破線は専用線以外の副次的な伝達経路である。

(副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報システムをいう。)

2 民間報道機関は、(株)中国放送、広島テレビ放送(株)、(株)広島ホームテレビ、(株)テレビ新広島、広島FM放送(株)、(株)中国新聞社である。

(4) 緊急地震速報が発表された場合の措置

町は、受信した緊急地震速報を同報系防災行政無線(J-A L E R T)等で伝達可能な場合には、住民へ伝達する。

[地震・津波に関する情報発表の概念図]



3 情報の収集伝達手段

市町における地震災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 情報の収集手段

- ア 住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 消防団からの防災行政無線による収集
- エ 広島市安佐北消防署安芸太田出張所、山県警察署からの電話、ファクシミリ等による通報
- オ その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- カ タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- キ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- ク マスコミの報道
- ケ 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- コ 広島県防災情報システムの活用
- サ 広島県の市町情報収集連絡員からの報告

(2) 関係機関への伝達手段

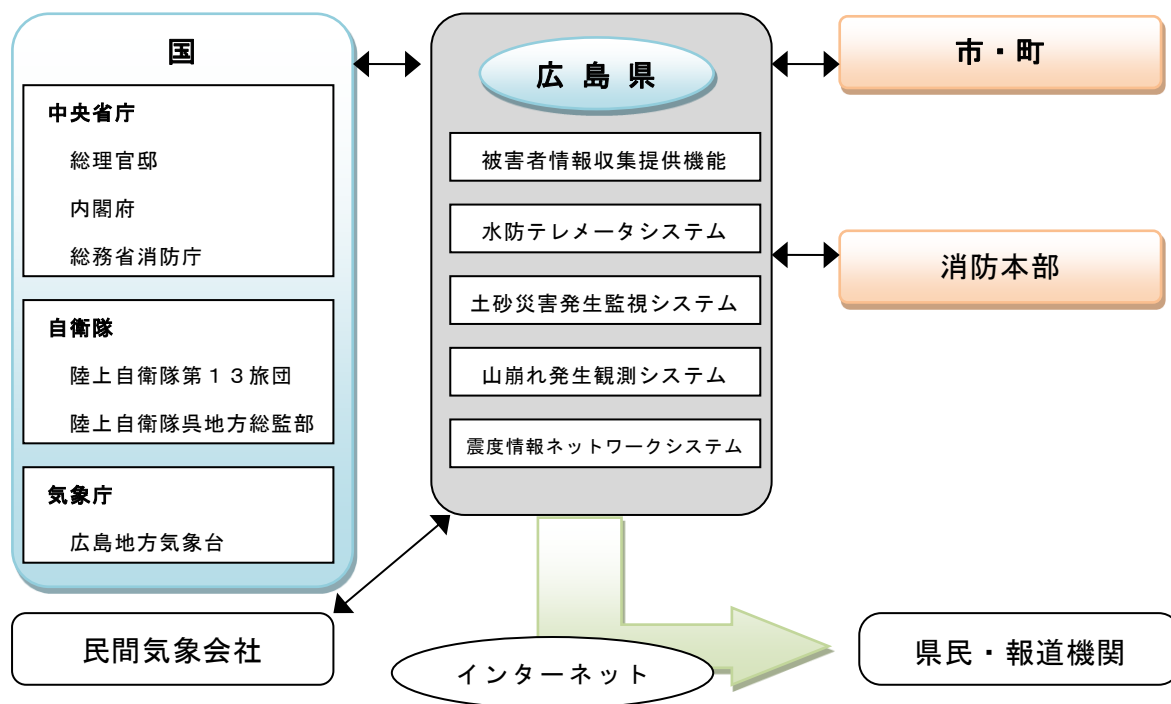
- ア 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- イ 防災行政無線の活用
- ウ 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- エ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- オ エリアメールの活用

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用する等、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

また、太田川沿岸への避難情報等の伝達手段として、「温井ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定（平成 18 年 3 月 1 日締結）」における警報設備も活用するものとする。

広島県防災情報システムの概念図



4 被害状況の把握

(1) 職員等の派遣

災害が発生した場合には、被害の状況を把握するため速やかに職員及び消防団員を災害現場に派遣させるものとする。

派遣職員等は、「被害状況連絡票」により速やかに被害の場所、発見時間、被害の内容・規模等を総務課（災害対策本部が設置された場合は、情報調査部）に報告するものとする。

(2) 被害状況の取りまとめ

総務課（災害対策本部を設置した場合は、情報調査部）は、関係各課等からの災害発生報告及び被害状況報告に基づき、「被害総括票」により定期的に被害状況を取りまとめ、町長に報告するとともに災害応急対策及び災害復旧に資する。

5 情報の収集伝達経路

(1) 通常の場合（県が災害対策本部を設置していない場合）の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

基本法第54条第4項の規定により、災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた町長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関（県西部建設事務所安芸太田支所）に通報する。

イ その他の情報

町は、災害に関係のある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

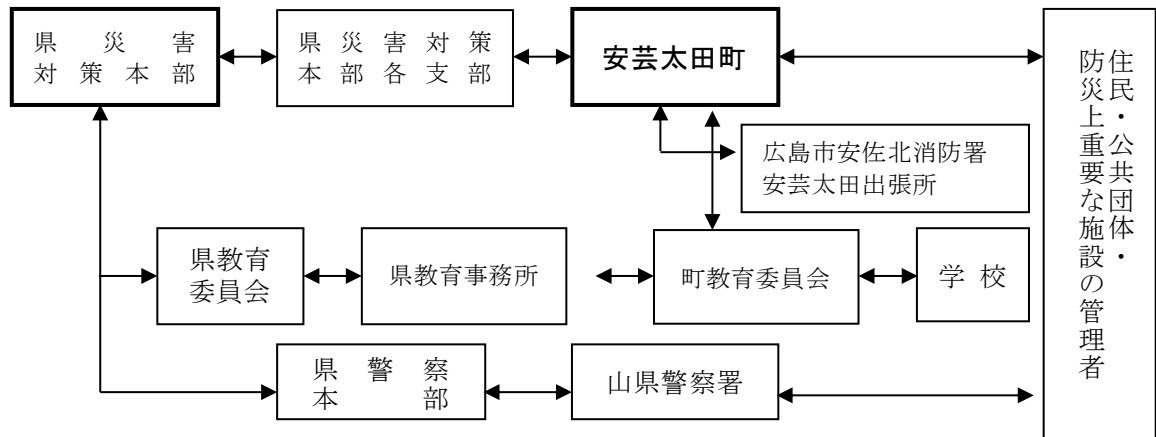
町は、必要と認めたときは、関係のある民間団体に通報する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害状況の情報交換

町及び災害応急対策責任者は、災害に関する情報の収集に努めるとともに災害に関係のある事故又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対してとった措置をできるだけ相互に通報しあう。

(2) 県が災害対策本部を設置した場合の経路

県が災害対策本部（情報連絡班）を設置した場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行うものとする。



6 地震災害発生及び被害状況報告・通報

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため町は基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

なお、町からの報告は原則として広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、町は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

ただし、県に報告できない場合にあっては直接内閣総理大臣（総務省消防庁経由）へ報告するものとする。

なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、町は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。

大規模災害の発生による町機能の喪失等により町が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

県及び町は、必要に応じ収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

また、町は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が他の市町

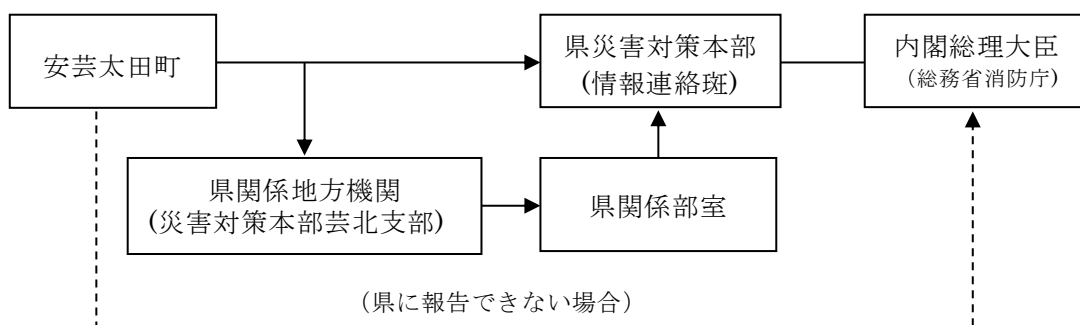
村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(1) 災害発生報告

応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で災害発生状況の迅速な把握を主眼として、次により県に報告する。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は、「県危機管理監」と読み替える。）



※ 内閣総理大臣への報告先（総務省消防庁経由）（以下この節において同じ。）

区 分 回線別		平日 (9:30～18:15)	左 記 以 外
		※応急対策室	※宿直室
N T T 回 線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	釧 18-048-500-90-49013	釧 18-048-500-90-49101～49103
	F A X	内線指定-8-048-500-90-49033	内線指定-8-048-500-90-49036

イ 地震災害発生報告の様式

地震災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため原則として「災害発生報告」により行う。

ウ 県に報告することができない場合の災害発生の報告

県に報告できない場合の災害発生の報告先は内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

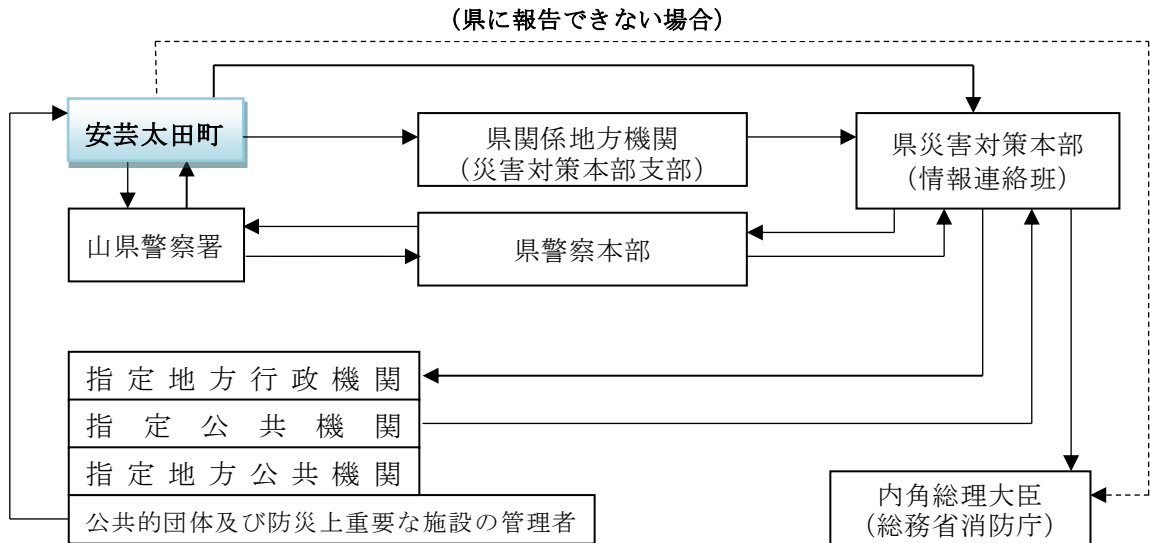
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行うものとする。

(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼として、次により関係機関に被害状況を報告及び通報する。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。（県が災害対策本部を設置していない場合は、「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。）



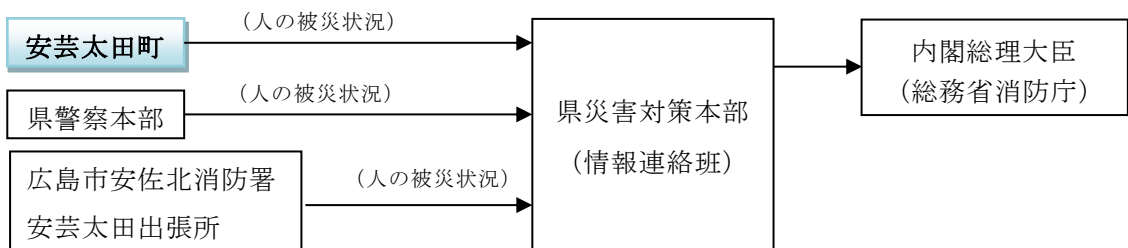
イ 県に報告することができない場合の被害状況の報告

県に報告できない場合の被害状況の報告先は、直接内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行うものとする。

ウ 人の被害についての即報

町は、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。



人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約・調整を行うものとする。その際、県は関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は人的被害の数について広報を行う際には町等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

7 関係機関との情報交換

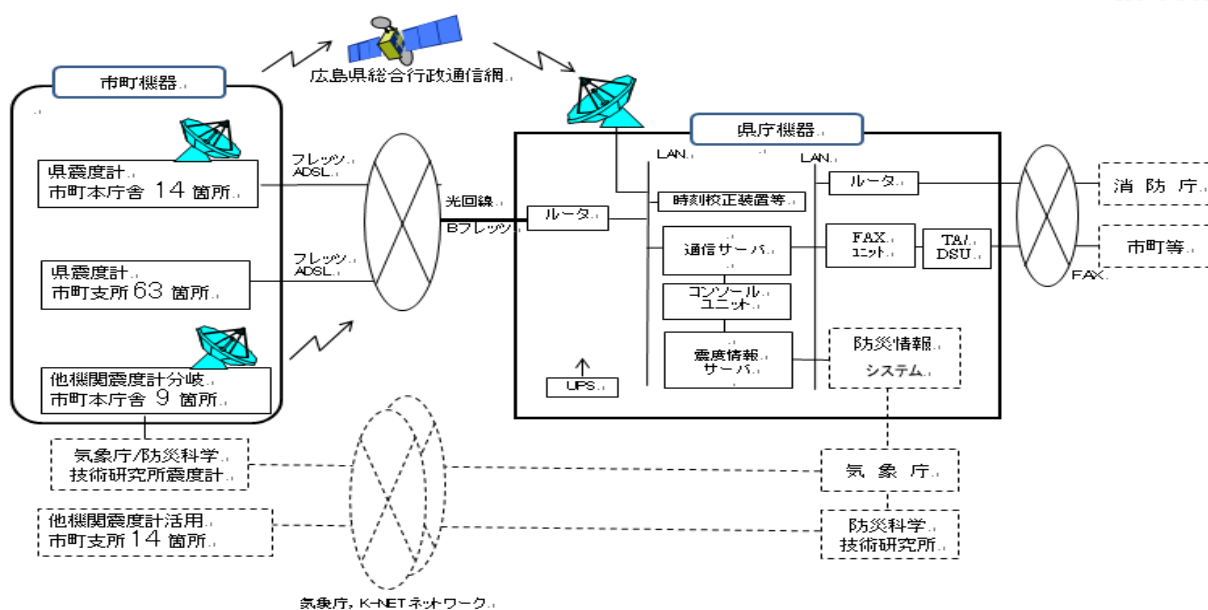
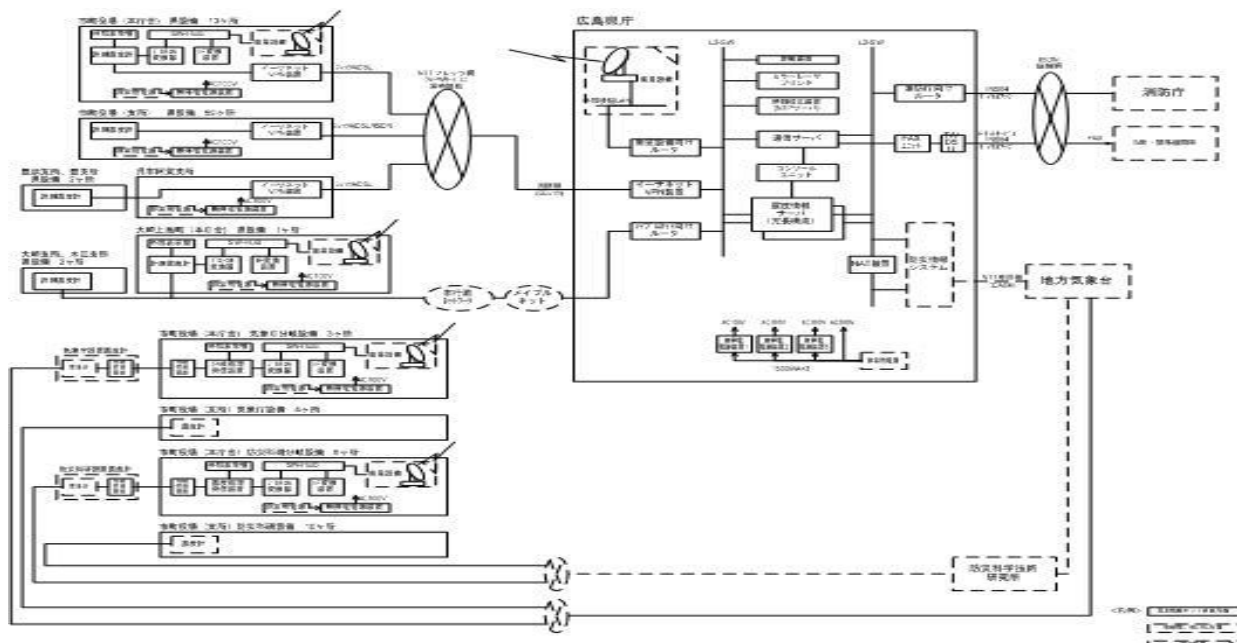
県及び防災会議を構成する各関係機関と緊密な連絡をとり、相互に被害状況等の情報交換を行うよう努めるものとする。

なお、現地情報連絡員の派遣等に関する協定は次のとおり。

- ・国土交通省中国地方整備局「災害時における情報交換に関する協定」

（平成23年7月5日締結）

広島県震度情報ネットワークシステムの構成



広島県震度情報ネットワークシステム

震度計設置位置図



第3節 通信運用計画

1 方 針

町は、震災時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため広島県総合行政通信網の活用、町防災行政無線の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設等の適切な利用により非常通信の確保を図る。

2 広島県総合行政通信網の活用

県及び市町は、広島県総合行政通信網の活用により震災時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

広島県総合行政通信網は、県庁と地方機関庁舎とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と市町及び消防本部とは衛星系回線で構成した通信網である。また、この通信網は災害時には優先的に通信を確保するため通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。

3 町防災行政無線（移動系）の活用

消防団の各部、役場及び遠隔地集落に陸上移動局が配備されている。

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、町防災行政無線を活用し消防団との連絡、災害現場及び孤立地域との通信の確保を図るものとする。

4 町防災行政無線（同報系）の活用

町内公共施設及び各世帯等に戸別受信設備が設置・貸与されている。

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、この戸別受信設備を活用し住民等への緊急放送等の通信の確保を図るものとする。

5 公衆電気通信設備の優先利用

(1) 加入電話の優先利用の申込み

町は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

申 込 先	申込みダイヤル番号
116センター	「116」

(2) 非常・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記(1)の「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

申 込 先	申込みダイヤル番号
電報センター	「115」

(3) 特設公衆電話（無償）の要請

町は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無償）を要請する。

要 請 先	電 話 番 号
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

(4) 臨時電話（有償）等の申込み

町は、必要に応じ 30 日以内の利用期間を指定して加入電話の提供を受けるための契約電話（有償）を申込み。

区分	申 込 先	申込先ダイヤル番号
固定電話	1 1 6 センター	「1 1 6」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0 1 2 0 - 6 8 0 - 1 0 0

6 有線通信等が途絶した場合における代替措置

有線通信等が途絶した場合、町は次により通信の確保を図り、災害応急対策の迅速な実施を図るものとする。

(1) 防災関係機関設置の無線通信施設の利用

有線通信が途絶した場合は、防災関係機関の設置する無線による非常通信を優先する。非常通信は無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じ、非常無線通信を発信する。

また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険若しくは緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合には、必要に応じて非常通信を発信する。

なお、町は町内における防災関係機関以外の者の所有する無線局についてあらかじめその実態を把握するとともに、その利用について協議し、マニュアル等を作成しておくものとする。

(2) 防災相互通信用無線局の使用

災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように共通の周波数を持った防災相互通信無線局を活用する。

ア 設置状況

中国地方における防災相互通信無線局の設置は、中国管区警察局、中国地方整備局、第六管区海上保安本部の各地方機関及び中国地方各県の自治体の一部である。

イ 通信方法

各無線局を防災相互通信用のチャンネルに切り替える。ただし、この使用は通信相手も同様のチャンネルにしておく必要がある。

(3) 放送機関に対する放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは放送機関に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送をあらかじめ協議して定めた手続きにより知事を通じて依頼するものとする。

(4) アマチュア無線の活用

アマチュア無線局の実用通信（個人的な通信技術の興味によって行う通信以外の通信）は、通常時は禁じられているが、災害時において通信手段が途絶した際には、県及び市町は非常通信としてこれを活用することを図るものとする。

ア 県

県は、広島県アマチュア無線赤十字奉仕団及び社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部に対して災害時における非常通信の協力を依頼する。

イ 町

町は、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努めるとともに災害時における非常通信の協力を依頼する。

(5) 移動体通信設備の利用

町は、各種の情報連絡を行うために移動体通信設備（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

7 非常通信協議会の活用

非常通信を確保するため、中国地方非常通信協議会を中心とする関係機関の無線施設を利用する。

8 専用通信施設の応急対策

町の防災行政無線施設は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割をもっている。町は、次の点に留意して災害時に有効に適切な措置を行うものとする。

ア 要員の確保

通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急資機材の確保

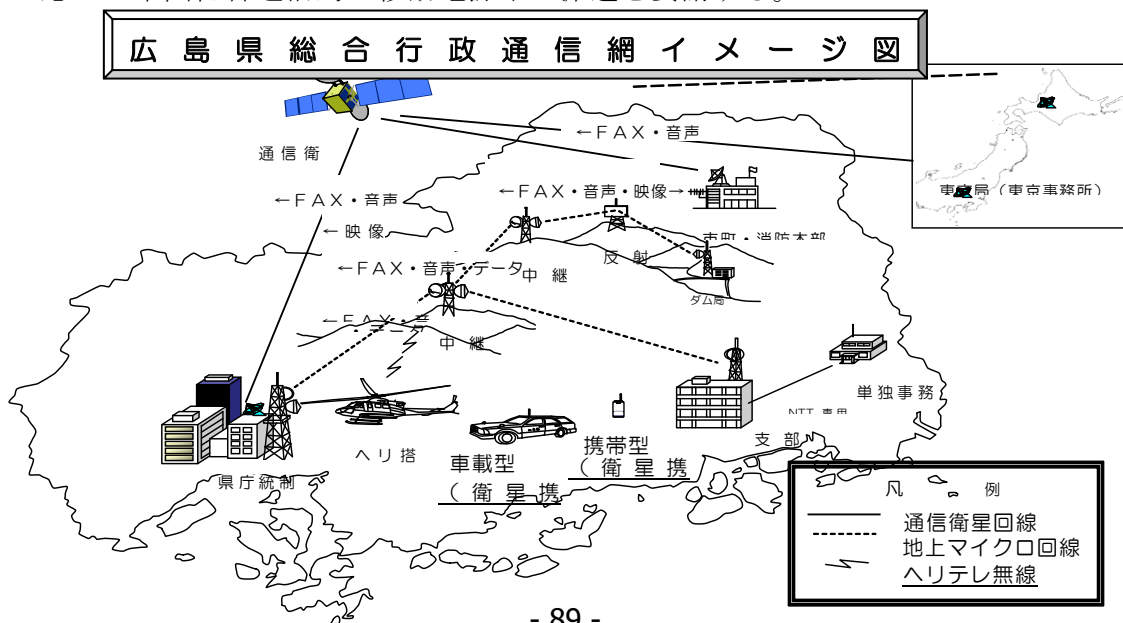
非常用電源（自家発電施設、電池等）、移動無線機、可搬型無線機等の仮回線用資機材等、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

また、町は災害時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に通信施設の機能確認を実施するとともに平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

9 通信機器の供給及び電源の確保

町は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて中国総合通信局に緊急調達を要請する。

また、町は災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて中国総合通信局に移動電源車の派遣を要請する。



第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

1 方針

地震災害が発生した場合においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難、あるいは孤立集落の発生が予想されることからヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合においては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか県警察及び海上保安庁等のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けることができ、さらには災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、町は関係機関と連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努める。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 活動拠点の確保

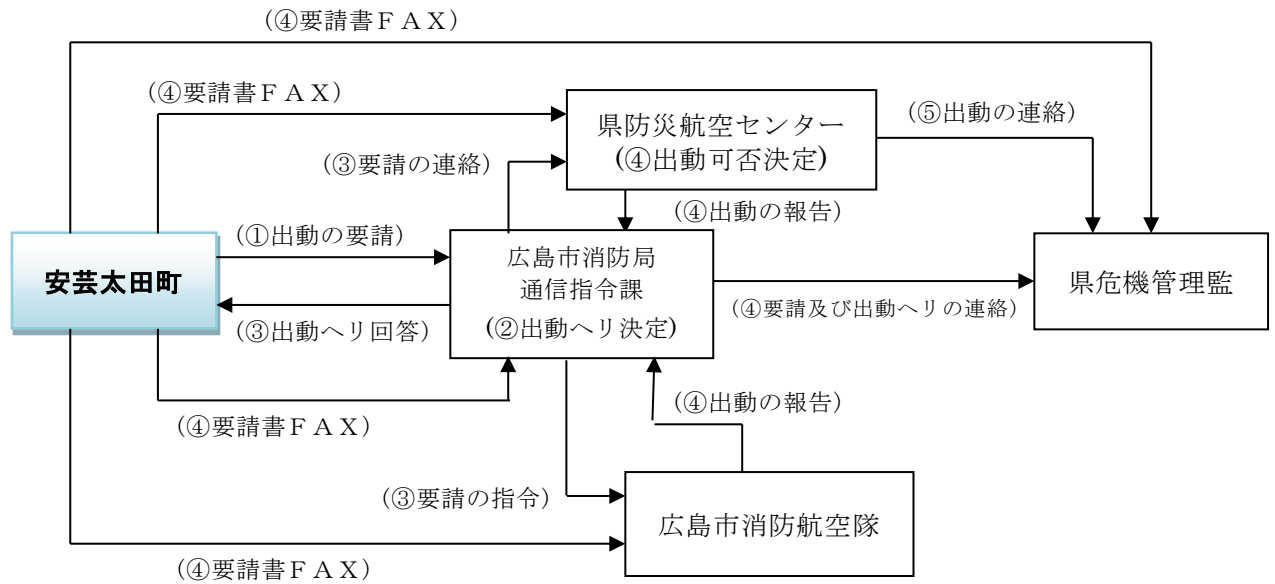
町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備するとともに臨時ヘリポートを確保する。

町は、輸送活動拠点となる臨時ヘリポートを「見入ヶ崎町民スポーツ広場」、「杉の泊ホビーフィールド」、「筒賀多目的スポーツ広場」、「深入山グリーンシャワー多目的広場」、「正地ヘリポート」、「猪山広場」、「平見谷ヘリポート」等に確保する。

5 支援要請の方法

町長は、災害の状況等によりヘリコプターの活用が必要と判断した場合は「広島県内航空消防応援協定書」等に基づき県又は広島市にヘリコプターの支援を要請する。

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は次の図による。



5 各機関への出動要請

(1) 自衛隊

自衛隊のヘリコプターの支援要請については「自衛隊災害派遣計画」に定めるところによる。

(2) 他都道府県応援ヘリコプター

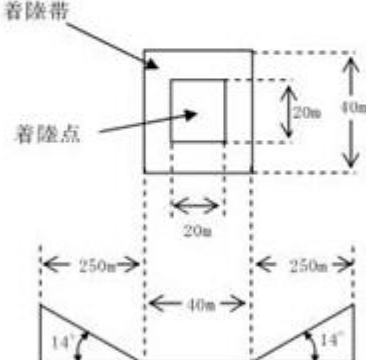
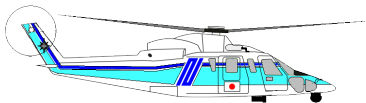
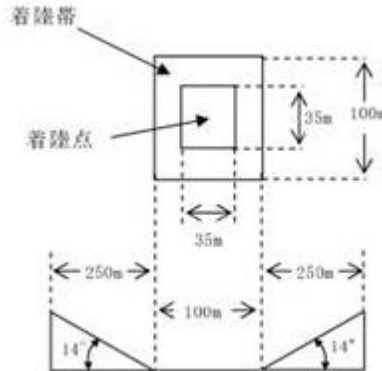
県及び町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（平成8年7月18日締結）」等に基づいて応援要請する。

また、県は「緊急消防援助隊運用要綱（総務省消防庁）」等に基づき消防庁長官に対し応援要請する。

8 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	認定基準（地籍）
小 中 型	 広島県防災航空隊 アグスタAW139	
	 広島市消防航空隊 AS365N3	
	 広島県警察航空隊 AS365N2	
	 海上保安庁広島航空基地シコルスキー S76D	
	 陸上自衛隊 UH-1	
大 型	 陸上自衛隊 CH-47	
	 海上自衛隊 UH-60	
	 海上自衛隊 MCH-101	

(2) 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

- ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを除去し、砂じんの舞い上がるおそれのあるときは十分に散水しておく。
- イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外のものを接近させないようにする。
- ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに事前に派遣部隊等と調整をすること。
- エ 風向風速を上空から確認できるように臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てる。
これを準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発炎筒を焚く。
- オ 着陸地点には、次図を標準とした㊸を表示する。
- カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
- キ 臨時ヘリポートの使用に当たっては災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。

(3) 臨時ヘリポートの選定

臨時ヘリポートを選定する際は避難場所等との競合を避けることとする。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

1 方針

この計画は、災害が発生し又はまさに発生しようとしているとき、町の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合、その他特に町長が必要と認める場合に実施する自衛隊の災害派遣要請の要求について必要事項を定める。

2 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救助活動を実施する。

(1) 被害状況の把握及び通報

空中等からの偵察により被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

なお、震度5弱以上の地震に際し、部隊等は航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を必要に応じ県に伝達する。県は、自衛隊に対して的確な災害情報の提供に努める。

(2) 遭難者等の遭難救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行う。

(3) 人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

(4) 炊飯及び給水支援

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は給食及び給水支援を行う。

(5) 道路及び水路の啓開

緊急交通路及び避難場所等への道路及び水路を重点に、障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。

(6) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(7) その他

その他臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で所要の活動を行う。

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町長及び警察官がその場にはいない場合に限り、次の町長の職権を行うことができる。この場合において、町長の権限を行ったときは直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令

(2) 町の区域内の他人の土地等の一時使用等

- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 町の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。
- 4 災害派遣要請の手続等

(1) 派遣要請の手続

派遣要請は、要請者が旅団長に対し原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。要請文書には次の事項を記載する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法等

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1
第3部(防衛班)

電話 082-822-3101 内線 2410

(夜間・土・日・祝祭日等) 内線 301 (当直)

(ウ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1
オペレーション

電話 0823-22-5511 内線 2823、2222(当直)

(エ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1
司令部防衛部

電話 092-581-4031 内線 2348 (課業時間外) 内線 2203(SOC 当直)
092-581-4036 (直通)

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 県

県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線 2783~2786

082-228-2159 (直通)

082-511-6720 (直通)

(イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目10-17

電話 082-251-5111 内線 3271~3275

082-251-5115、5116 (直通)(当直)

(ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺64-34

電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣の要請の要求等

- ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 町長は、知事に自衛隊の災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛庁長官又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において当該通知を受けた防衛庁長官等は、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣することができる。

ウ 町長は、前記イの通知をしたときは速やかに知事に通知しなければならない。

(4) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については震災後、要請者と旅団長等が事前に協議し協定書等を締結するものとする。

5 災害派遣部隊の受入れ

災害派遣を依頼した町長は、自衛隊の災害派遣が決定したときは派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期することとする。

ア 派遣部隊到着前

(ア) 派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む）

(イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が町と緊密な連絡をとることに必要かつ適切な施設（場所）の提供

(ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補地の検討を含む。）

(エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備

(オ) 臨時ヘリポートとして見入ヶ崎町民スポーツ広場、深入山グリーンシャワー多目的広場、正地ヘリポート、猪山広場等に設ける（別紙に示す事項に留意する。平常時からのヘリポート候補地の選定を含む。）。

イ 派遣部隊到着後

(ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

(イ) 他の関係機関の救護活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう派遣部隊指導官と協議する。

(ウ) 派遣部隊指導官・編成装備・到着日時・活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

6 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は町の負担とする。

(1) 部隊の輸送費（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）

(2) 隊員の給与

(3) 隊員の食料費

(4) その他の部隊に直接必要な経費

7 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は知事に対して自衛隊の撤収要請を要請する。

別 紙

1 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	設定基準（地 積）	ヘリコプターの型式
小中型		AW 1 3 9 A S 3 6 5 N 3 A S 3 6 5 N 2 S 7 6 D UH-1（陸自）
大型		CH-47（陸自） SH-60（海自） MCH-101（海自）

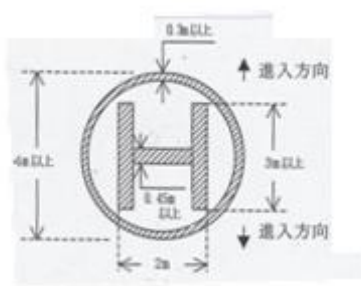
2 臨時ヘリポートの準備

町は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期する。

- (1) 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは十分に散水し、積雪時は除雪又は圧雪しておく。
- (2) 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。
- (3) 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに事前に派遣部隊等と調整をすること。
- (4) 風向風速を上空から確認判断できるように臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

(5) 着陸地点には次図を標準とした㊦を表示する。



斜線内は通常白色（石灰）
積雪時は赤色とする。

(6) 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

(7) 臨時ヘリポートの使用に当たっては県災害対策本部（危機管理室）及び施設等管理者に連絡すること。

3 臨時ヘリポートを選定する際は避難場所及び避難所との競合を避けることとする。

第6節 相互応援協力計画

1 方針

地震が発生し、被害が広範囲に及び町のみでは十分な応急措置ができない場合には県や他の防災関係機関の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

(1) 知事等に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し原則として次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、要請は原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは口頭又は電話等迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする職種別人員

ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

オ 応援を必要とする期間

カ その他必要な事項

(2) 他の市町に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき、他の市町長に応援を求めるものとする。

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

また、災害時の相互応援に関する協定以外の場合にも、国と協力し、「応急対策職員派遣制度」に基づき、他の地方公共団体による被災市町への応援に関する調整を実施するものとする。

(3) 緊急消防援助隊等の応援等の要請のための連絡

町長は、大規模災害により自町の消防力および県内応援隊だけでは対応できず大規模な消防の応援等をうける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事に当該応援が必要である旨の連絡を行うものとする。

(4) 警察災害援助隊の援助

県内警備力をもって災害に対処することができない場合、県公安委員会が警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害援助隊等の援助要請を行う。

(5) 相互応援協定等の締結

本町は、既に次の相互応援協定を締結している。

災害時に応急対策が円滑に実施できるよう、今後も他の関係機関と相互応援に関する協定等を締結するとともに共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

ア 広島県内広域消防相互応援協定（昭和 62 年 10 月 1 日施行）

イ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定（平成 8 年 12 月 2 日施行）

（6）応援要員の受入体制

災害応急対策を実施するに際して町外から必要な応援要員等を導入する場合、町長は、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、可能な限り準備、あつ旋する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

（7）応急措置の代行

県は、災害の状況により指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県は、災害が発生した場合において被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により、実施すべき応急措置の全部又は一部を町に代わって行うものとする。

国は、被災により町及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を町に代わって行うものとする。

（8）被災地への職員の派遣

県及び町は、職員派遣に備え災害対応業務毎にあらかじめ派遣職員名簿を作成する等して速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は派遣元となる県及び町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

第7節 防災拠点に関する計画

1 方針

この計画は、地震発生時における災害対策活動の拠点施設を整備し、救援物資の輸送・集積及び救援部隊集結のための拠点を指定配置するに当たり必要な事項を定めるものとする。

2 防災拠点施設の整備

(1) 防災拠点施設の指定

町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を町の防災拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

防災拠点施設

◎ 災害対策活動拠点	⇒ 安芸太田町役場（本庁・各支所）
◎ 避難対策拠点	⇒ 各小・中学校、集会所等
◎ 救援物資集積搬送拠点	⇒ 戸河内ふれあいセンター、加計体育館
◎ 医療救護拠点	⇒ 安芸太田病院、戸河内診療所
◎ 輸送拠点（臨時ヘリポート）	⇒ 見入ヶ崎町民スポーツ広場ほか

(2) 耐震化の推進

災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる町庁舎、避難施設となる学校その他の公共施設、また災害時に医療活動の拠点となる町立病院等においては、耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事を行い耐震化・不燃化を図るものとする。

3 防災拠点施設の機能

ア 食料、生活必需品、防災資機材の備蓄拠点施設

災害に備え、被災者用物資として毛布や非常食料等、また、救助用資機材としてバールやハンマー等を備蓄

イ 救援物資の集積・搬送拠点機能

災害時に県内外から寄せられる大量の救援物資を集積し被災地に搬送

ウ 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

災害時には遠隔地からの救援部隊の集結場所となる。また、救援部隊の待機・休憩スペースを確保

エ 臨時ヘリポートの機能

ヘリコプターによる消防防災活動を実施するため臨時ヘリポートを整備

4 救援拠点

防災拠点施設を補完し被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、町は既存の広場や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

ア 救援物資輸送拠点

県内外から送られてくる大量の救援物資の受入れ及び搬送のための拠点とする。

イ 救援部隊集結拠点

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点

とする。

5 拠点施設の運営

ア 救援物資輸送拠点

拠点施設は町が運営するものとするが、必要によりボランティア、自主防災組織、自治振興会等の協力を得て運営するものとする。

イ 救援部隊集結拠点

救援部隊である警察、自衛隊において独自に計画運営を行う。

第8節 救出計画

1 方針

地震による家屋等の崩壊、がけ崩れ等により多数の要救出者が発生した場合には、町は県、警察その他の防災関係機関等と相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、被災現場においては、原則として町長が救出活動の指揮をとるものとする。

2 救出活動

(1) 町

ア 広島市安佐北消防署安芸太田出張所、消防団員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ 町による救出が困難なときは、速やかに山県警察署に連絡し、合同して救出に当たる。

ウ 前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他市町に応援を要請し、必要な場合には県に対して自衛隊の派遣を要求する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(県及び他の市町に応援要請する場合)

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする期間

(ウ) 応援を必要とする人員、車両、特殊機器、航空隊その他資機材の概数

(エ) 応援を必要とする区域及び活動内容

(オ) その他参考となるべき事項

(自衛隊に派遣要請する場合)

自衛隊への派遣要請については、「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

エ 救護機関及び県警察と連携協力し負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

(2) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。なお、町は自主防災組織及び事業所等に対して平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

ア 自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。

イ 要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに広島市安佐北消防署安芸太田出張所、消防団又は山県警察署に連絡し早期救出に努める。

ウ 可能な限り町、広島市安佐北消防署安芸太田出張所、消防団、山県警察署と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

(3) 住民

大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により町を始め、各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊等か

らの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は町や防災関係機関が現場に到着するまで自分の身に危険が及ばない範囲で隣人等と協力して要救出者等の救出活動にあたるものとする。

3 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ連携して活動するものとする。

4 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、消防機関は必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を養成するものとする。

5 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第9節 避難対策計画

1 方 針

地震により建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ等が発生した場合には、町長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり人命の安全確保に努める。

この計画では指定避難所の運用について定める。

2 避難の指示

(1) 指示する者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき次により避難指示又は緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）を発令する。

ア 町長の措置

(ア) 町長は、火災、がけ崩れ、土石流等の事態が発生し又は発生のおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに立退きの避難指示等を発令する。

なお、避難指示等を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

(イ) 町長は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要性を認める場合は、速やかに避難指示等を発令する。

(ウ) 地震の発生により、降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示等を発令する基準を設けておく。

イ 警察官の措置

警察官は、地震災害の発生により住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置を行ういとまがないとき又は町長から要請があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

(ア) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合において、当該措置をとったときは直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(イ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときに限り、危険な場所にいる住民に避難の指示をすることができる。

エ 知事又はその命を受けた職員

(ア) 知事又はその命を受けた職員は、洪水又は地すべりの危険が著しく切迫していると認めるときは危険な地域の住民に対し立退きを指示する。

(イ) 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき避難指示等の措置の全部又は一部を知事が代わって実

施しなければならない。

(2) 避難指示等の内容

町長等避難指示等を発令する者は次の内容を明示して実施する。

- ア 避難対象地域
- イ 避難指示又は緊急安全確保の理由
- ウ 避難先及び避難経路
- エ 避難の方法及び携行品
- オ その他必要な事項

(3) 住民への周知及び関係機関への連絡

避難指示等を発令した者又は機関は、速やかに該当地域の住民に対してその内容を周知するとともに関係各機関に対して連絡する。

ア 住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、速やかにその内容を防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、災害情報共有システム（L-アラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット、X（旧ツイッター）、アマチュア無線等情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

イ 関係機関の相互連絡

町、県、県警察、自衛隊等は避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

(4) 防災上重要な施設の避難対策

病院、学校、旅館、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、町長が避難指示等発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させその者の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者の避難に特に配慮するものとする。

幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し避難対策の徹底を図る。

- ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定めておく。
- イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定めておく。

3 避難の誘導

(1) 避難誘導に当たる者

- ア 町職員、警察官、消防職員、消防団員、その他の避難措置の実施者
- イ 自治振興会、自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

ア 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置する等して住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ避難場所を選定した場合は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難は、幼少児、女性、高齢者及び障がい者を優先する。

ウ 避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン(全体計画・個別計画)を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても自主防災組織、自治振興会、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

エ 避難指示等に従わない者については極力説得して任意に避難するよう指導する。

オ 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ避難の円滑を図る。

コ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

(3) 再避難の措置

誘導に当たる職員等は正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

4 指定避難所の開設

町は、避難場所に避難した避難者のうち、引き続き避難を必要とする者及びその他必要と認められる者に対して避難所を開設する。

(1) 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、町、自主防災組織、自治振興会、ボランティア団体、その他防災関係職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。また、町は避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

特に、町はあらかじめ施設管理者との調整や避難所毎の担当職員を定める等、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治会や自主防災組織等とも連携して円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、町は県と連携を図り避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引き取りや応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化を考慮して必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

また、県は指定避難所の設置・運営について、必要に応じ応援職員を派遣する等町を支援するものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては次の点に留意する。

- ア 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の把握、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し関係防災機関へ連絡する。
また、指定避難所で生活せず、食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め、関係防災機関へ連絡する。
「災害発生時における安芸太田町と安芸太田町内郵便局及び可部郵便局の協力に関する協定（平成27年6月5日締結）」に基づき、被災者に係る郵便物の配達等が円滑に行われるよう連携を図るものとする。
- イ 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理等必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等必要な医療体制の確保や避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康診断、心のケア等必要な対策を行う。
また、プライバシーの確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮する等良好な生活環境を維持するよう注意を払う。
- ウ 避難の長期化等必要に応じて簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ゴミ処理の状況等避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。
- エ 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し効率的に配給する。
- オ 高齢者、障害者等要配慮者の避難所での健康状態の把握に努める。
- カ 要配慮者の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。
また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。
- キ 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当（健康福祉課）は、防災担当（総務課危機管理室）に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- ク 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- ケ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供

等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行えるよう努めるものとする。

コ やむを得ない理由により、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

サ 「ペット受入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

町は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入れが難しい場合は各動物愛護（管理）センターに対し一時預かり先等について相談する。

町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市町を支援するものとする。

(2) 県への報告

指定避難所を開設したときは、次の事項について県危機管理監（県が災害対策本部を設置したときは、本部情報連絡班）に報告する。

ア 開設の日時

イ 開設の場所

ウ 受入れ人員

エ 開設期間の見込み

オ その他必要と認められる事項

5 広域的避難

本町が被災した場合、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して町外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとし、県は要請を受けた場合又は支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行い、居住地以外の市町へ避難する避難者に対して避難先の自治体と連携のうえ必要な情報等の提供に努めるものとする。

また、大規模災害の発生による町の機能の喪失等により広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は町に代わり必要な手続きを行うものとする。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は運送事業者である指定地方公共機関等に対し被災者の運送を要請するものとする。

6 避難行動要支援者の避難等

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では、生活することが困難な障がい者等の要配慮者が避難所で生活する

ために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や避難場所として宿泊施設を借上げる等多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて町外の社会福祉施設等に避難させる。

県は、町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合等、当該市町への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整を行う。

7 帰宅困難者対策

公共交通機関等の運行の停止等自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び市町は帰宅困難者等への広報を行うとともに、必要に応じ一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第10節 医療、救護計画

1 方針

地震のため傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合等被災地の医療能力だけでは全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 医療救護体制等の整備（平常時）

- (1) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、平時から迅速かつ的確な医療救護活動や公衆衛生活動が実施できるよう体制の整備、人材育成を図るものとする。
- (2) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練、研修等を行なうものとする。
- (3) 災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院及び近隣医療機関との連携関係を構築しておくとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「E M I S」という。）等の操作訓練等を実施する。

3 災害時における実施責任者及び実施内容

- (1) 【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

ア 県

- (ア) 地震災害時には県災害対策本部を速やかに立ち上げ、保健医療活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害時医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

- (イ) E M I S の活用等により医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し情報を共有する。
- (ウ) 町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。
- (エ) 災害派遣医療チーム（以下「D M A T」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にD M A T 県調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括D M A T を受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。
- (オ) 県内D M A T での対応が困難な場合、統括D M A T の判断を踏まえ厚生労働省に他都道府県D M A T の派遣を要請する。
- (カ) 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災

害対策本部の消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。

- (キ) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DPAT調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに広島DPATの指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
- (ク) 県内DPATでの対応が困難な場合、広島DPAT統括者の判断を踏まえDPAT事務局へ他都道府県DPATの派遣を要請する。
- (ケ) 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえた活動に留意するものとする。
- (コ) 避難所に保健所職員で構成する調査班を設置し状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びDPATの派遣を行う。
- (サ) 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、DMAT、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入れに対応するものとする。
- (シ) 県保健所は、災害対策本部を設置し近隣医療機関等の被災状況を確認する等、被害状況の収集に努める。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。
- (ス) 避難所における保健所職員による状況把握や町からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）の派遣について検討するとともに、災害福祉ネットワーク事務局と情報を共有する。

イ 町

- (ア) 町長は、地震災害時には、あらかじめ定める計画に基づき地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (イ) 町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、町長が実施責任者となる。
- (エ) 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

ウ 中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

エ 国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療活動を実施する。

オ 日本赤十字社広島県支部

県又は町の要請があった場合若しくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

カ 広島県医師会

県又は町の要請があった場合若しくは自ら必要と認めたときは「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

キ 広島県看護協会

県又は町の要請があった場合若しくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

ク 災害拠点病院

(ア) 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに職員の参集・患者の受入体制の構築を行う。

(イ) 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら院内DMA T及び参集する院外DMA Tと協力し、患者搬送等必要な対応を行う。

(ウ) 自院の被害が少なく県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら重篤患者の受入れやDMA Tの派遣等による医療救護活動の実施に対応する。

(エ) 自院がDMA T活動拠点本部となる場合には、統括DMA Tを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに参集する院外DMA Tの支援の下で医療救護活動を実施する。

(オ) 自院及び近隣医療機関の被災・稼働状況等の情報をEMI Sへの登録等により提供する。

ケ 災害拠点精神科病院

(ア) 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集及び精神科医療が必要な患者の受入体制の構築を行う。

(イ) 機能喪失等により患者搬送等の必要性が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら院内DPA T及び参集する院外DPA Tと協力し、患者搬送等必要な対応を行う。

(ウ) 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合又は、自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、精神科医療が必要な患者の受入れやDPA Tの派遣等による精神科医療救護活動の実施に対応する。

(エ) 自院がDPA T活動拠点本部となる場合には、精神科医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外DPA Tの支援の下で精神科医療救護活動を実施する。

(オ) 自院及び近隣の精神科医療機関の被災・稼働状況等の情報をEMI Sへの登録などにより提供する。

(2) 【第Ⅱステージ（被災地の医療機関、避難所の支援）】

ア 県

(ア) 大規模災害発生時には保健医療活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チ

ームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター及び災害小児周産期リエゾンを配置する。

- (イ) 町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。
- (ウ) 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム、D P A T 及び D W A T の派遣を行う。
- (エ) 人工透析等生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊等関係機関との調整を行う。
- (オ) 急性期医療（D M A T 等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームへの円滑な引継支援について調整を行う。
- (カ) D W A T の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島D W A T 調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島D W A T の指揮・調整、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整を行う。
- (キ) 県内D W A T での対応が困難な場合、広島D W A T 統括者の判断を踏まえ、厚生労働省へ他都道府県D W A T の派遣を要請する。

イ 町

- (ア) 町長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (イ) 町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、町長が実施責任者となる。
- (エ) 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

ウ 中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

エ 国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療活動を実施する。

オ 日本赤十字社広島県支部

県又は町の要請があった場合若しくは自ら必要と認めたときは「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

カ 広島県医師会

- (ア) 県又は町の要請があった場合若しくは自ら必要と認めたときは「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じ

て公衆衛生活動に協力する。

- (イ) 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療調整本部や被災した地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながらJMATによる支援を要請するとともに医療救護活動調整の支援に努める。

キ 広島県歯科医師会

県又は町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

ク 広島県薬剤師会

県又は町の要請があった場合は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

ケ 広島県看護協会

- (ア) 県又は町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

- (イ) 他の都道府県看護協会等からの支援が必要な場合は、日本看護協会との「災害支援ナース派遣に関する協定書」に基づき、他の都道府県看護協会から井の災害支援ナースの派遣を要請するとともに日本看護協会等の関係機関と連携を図りながら医療救護活動の支援に努める。

コ 災害拠点病院

- (ア) 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。
- (イ) 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合は、県と密接に連携を図りながらDMATの派遣や医療救護活動を継続実施する。
- (ウ) 自院がDMAT活動拠点本部となる場合には、統括DMATの指示のもと医療救護活動を継続実施する。
- (エ) 県DMAT調整本部がDMAT活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DMAT活動拠点本部を撤収する。
- (オ) 傷病者の受入要請がある場合は引き続き受入れを行う。

サ 災害拠点精神科病院

- (ア) 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。
- (イ) 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DPATの派遣や精神科医療救護活動を継続実施する。
- (ウ) 県DPAT調整本部がDPAT活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DPAT活動拠点本部を撤収する。
- (オ) 精神科医療が必要な患者の受入要請がある場合は、引き続き受入れを行う。

4 医療救護等の活動内容

(1) 医療救護

ア 基本原則

- (ア) 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。
- (イ) 医療救護活動を円滑に実施するために県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や町に助言や支援を行う

等医療救護活動の調整を図る。

(ウ) 県災害対策本部(県保健医療調整本部)には必要に応じて県内の統括DMAT、DMAT隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム(日本赤十字社広島県支部連絡調整員)、県医師会担当役員、県外から支援の統括DMAT等が参画し、情報収集やDMAT、医療救護班の調整を行う等医療救護活動の調整を図る。

(エ) 医療救護活動に当たっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って迅速かつ適切な活動を実施する。

(オ) DMAT・ドクターヘリ

a 【第Ⅰステージ】

(a) 被災地で活動するDMATは、原則として被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMAT活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。

(b) 広域医療搬送の要請を受けたDMATは、広域医療搬送拠点に参集し主にSCUでの活動、航空機内の医療活動、SCUへの患者搬送を行う。

(c) 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行なう。

b 【第Ⅱステージ】

(a) 統括DMATが被災地域内の医療機関及び避難所において継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。

(b) 県DMAT調整本部がDMAT活動の終了を判断した時はDMAT県調整本部を解散する。

(c) ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断した時は患者の後方病院搬送等を実施する。

(d) ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し平時の運航体制を再開する。

(カ) 医療救護班

a 【第Ⅰステージ】

(a) 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は町の派遣要請があった場合若しくは自ら必要と認める場合にはEMISに入力する。

(b) 医療救護班の出動は、県又は町が調整・連絡する。なお、連絡調整に当たっては、必要に応じて切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

(c) 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部(コマンドポスト)の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。

(d) 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等でDMAT、救急隊員とともに3T活動(トリアージ、治療、搬送)を実施する。

(e) 医療救護班が撤収する時期については、県又は町が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

- (f) 救護に必要な医薬品及び衛生材料で現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、町においてあらかじめ定めた主要医療薬品業者との調達の方法により、あっせん確保に努める。

b【第Ⅱステージ】

- (a) 町は、必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。
- (b) 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は町の派遣要請があった場合若しくは自ら必要と認める場合にはE M I Sに入力する。
- (c) 医療救護班の出動は、県又は町が調整・連絡する。なお、調整連絡にあたっては、必要に応じてD M A Tメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- (d) 医療救護班は、避難所において被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。
- (e) その他必要に応じて、医療救護班は避難所又は近隣において被災者に対し巡回診療やニーズ調査、生活指導を実施する。
- (f) 医療救護班が撤収する時期については、県又は町が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し連絡する。
- (g) 救護に必要な医薬品及び衛生材料で現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、町においてあらかじめ定めた主要医療薬品等卸業者との調達の方法によりあっせん確保に努める。

(2) D P A Tの派遣

- ア 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて医師、看護師等により組織するD P A Tを現地に派遣する。
- イ D P A Tが不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対してD P A Tの編成及び派遣を求める。
- ウ D P A Tの派遣、受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

(3) 公衆衛生活動

ア 災害時公衆衛生チーム

- (ア) 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。
- (イ) 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数等の状況把握を行う。
- (ウ) 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し避難所等に派遣する。
- (エ) 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケア等の支援活動を実施する。

イ こども支援チーム

- (ア) 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて医師、臨床心理士等により組織

する子供支援チームを被災地に派遣する。

(イ) 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け、地域住民の利便性を確保する。

(ウ) 学校、保育所等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力向上を図る。

ウ 保健師

(ア) 統括保健師は保健師が行う活動の総合調整を行う。

(イ) 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動するとともに被災市町の保健師が行う活動を支援する。

5 医薬品・医療資機材（以下、「医薬品等」という。）の確保

(1) 震災発生後の初期段階への対応

町及び県は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外貨的治療薬等の確保に努めるものとする。また、県は重篤患者の救命に必要な医療資機材等については、特に災害拠点病院への備蓄を推進するものとする。

備蓄医薬品等の管理については、備蓄先医療機関又は県医師会等に協力を依頼するものとする。

(2) 震災発生後中期移行への対応

避難所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合等の協力により流通時等の在庫を供給源とする。

なお、県は前記（1）の場合も含め、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じた場合又は医療機関及び町等からの要請があった場合は、関係業者等から速やかに調達できるよう努めるものとする。

(3) 救援医薬品等の集積

県は、被災地外からの救援医薬品等について、専用の集積場所を指定するものとする。

6 救護所設置の広報

救護所を開設した場合は、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

7 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ連携して活動するものとする。

8 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第11節 消防計画

1 方針

町、安芸太田町消防団、広島市安佐北消防署安芸太田出張所は、地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

2 消防活動体制の整備

(1) 町は、地震発生時の火災防止のため、次の事項について平素から広報等を通じ、住民・事業所等に次の事項を周知しておくこととする。

ア 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命・身体及び財産を守るため出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

地震により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については二次災害の発生防止に努める。

(2) 町は、次の事項についてあらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 地震発生直後の消防団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ 地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が予定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川・池・水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い消防水利の多元化を図る。

3 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

町長及び消防団長は、消防団員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、広島市安佐北消防署安芸太田出張所、山県警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、防災行政無線（移動系）等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

消防団長は、町及び広島市安佐北消防署安芸太田出張所と連携し、次の事項に留意して消防活動を実施する。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急処置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- カ 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携・指導を図る。

4 事業所等の活動

町長は、広島市安佐北消防署安芸太田出張所長に事業所等に対して次の措置を講ずるよう指導を依頼するものとする。

(1) 火災予防措置

LPガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

LPガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- イ 広島市安佐北消防署安芸太田出張所及び山県警察署等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。
- ウ 立入禁止等の必要な措置を講ずる。

5 相互応援協力体制の整備

町は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（昭和62年10月1日締結）により、町内で発生した災害に対してその消防機関の消防力を活用して消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

6 広域災害発生時における県の措置

- (1) 知事は、地震災害が広域に及び市町において被害状況の把握が困難と認めたときは、県警察、自衛隊及び第六管区海上保安本部に対しその状況に対応してヘリコプターによる火災の発生状況等の偵察を依頼し、偵察結果を関係市町に連絡する。
- (2) 知事は、地震災害が広域に及び緊急の必要があるときは、市町長、市町の消防長に対し、消防相互応援の実施、その他災害の防御の措置に関し必要な指示をする。
- (3) 知事は、地震による災害が拡大し、県内の市町の消防力をもって対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の応援等について要請する。

- ア 災害の状況
 イ 出動を希望する区域及び活動内容
 ウ 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

なお、応援要請先及び連絡方法は次のとおりである。

総務省消防庁

区分 回線別		平日 (9:30～18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7-90-49013	7-90-49101～49103
	F A X	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101～49103
	F A X	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

7 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMA T）等とも密接に情報共有を図りつつ連携して活動するものとする。

8 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第12節 警備、交通規制、交通確保計画

1 方針

震災時における、住民の生命、安全及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、山県警察署はその所管にかかわる警備活動を実施する。

また、避難救出、緊急物資の輸送及び消防活動等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、速やかに適切な交通規制を行い、交通の混乱を未然に防止する。

さらに、道路管理者等その他の関係機関においても障害物の除去等を行い、交通確保に努めるものとする。

2 警備対策

(1) 県警察の警備対策

県警察は、関係機関及び自主防犯組織等と密接な連絡、連携を図り、迅速、的確かつ効果的な警備対策を推進し、被災地及びその周辺における住民の生命・身体・財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序を維持して治安に万全を期するものとする。

(2) 町の措置

町は、警察の行う警備活動に協力する。

3 交通規制・交通確保対策

(1) 災害時における交通の規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

ア 被災地及び周辺における優先通行

地震発生直後の緊急措置として、被災地及びその周辺の地域について区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

なお、緊急通行車両であっても人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路（高速道路を含む。）については、あらかじめ緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として選定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該区域又は道路の区間においては、緊急通行車両以外の車両の通行を抑制する。

ウ 県内への車両の流入抑制

隣接県に通じる中国縦貫自動車道、中国横断自動車道、山陽自動車道、国道2号及び国道54号等主要道路については、隣接県又は近接県による指導・広報によって緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、県内への車両の流入を極力制限する。

このため、県内の主要交差点、隣接県境及び高速道路のインターチェンジ等必要な箇所に交通検問所を設置する。

(2) 運転者に対する指導、広報

ア 県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して通行禁止に係る区域・区間及びう回路等の周知を図り、「運転者のとるべき措置」として次の事項を遵守するよう指導・広報を行う。

(ア) 走行中の車両

a 速やかに車両を通行禁止区域又は区間以外の場所に移動すること。速やかな移動が困難な場合は、できる限り車両を道路の左側に寄せ、緊急通行車両の通行妨害とならないように駐車すること。

b 移動、駐車後はカーラジオ等により地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

c 車両を置いて避難するときはできる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せてエンジンを切り、エンジンキーは付けたままとするか運転席等の車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉めドアロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(イ) 避難のための車両

避難は原則として徒歩で行うこととし、車両は使用しないこと。(歩行困難な被災者については、最大限公的救助措置をとるものとする。)

(3) 路上の障害物除去等

ア 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路の管理者に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施するものとする。

イ 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有・所有・管理者に対して、これを道路外の場所への移動等を指示・命令する。

なお、命令の相手方が現場にいない等により当該措置等を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏(団)員は当該措置を講ずることができる。

ウ 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

エ 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは基本法第76条の6の規定により、道路区間を指定して緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

a 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し車両等の移動命令をすることができる。

b 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは指定道路区間内に周知しなければならない。

c 車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者は、やむを得ない限度で車両その他の物件を破損することができる。

d 土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるためにやむを得ないときは、必要な限度で他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

e 損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により損失が発生した場合は損失を補償しなければならない。

(4) 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行ったときには、直ちに居住者等に対してその禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者並びに報道機関等を通じて交通規制状況、う回路状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について徹底した広報を実施する。

(5) 関係機関との連携

ア 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する場合には、道路管理者等の関係機関、警備業協会等の関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち適切な交通規制を行うものとし、その状況を災害対策本部へ通報するものとする。

イ 県公安委員会は、通行禁止等を行なうため必要があると認めるときは、道路管理者に対し当該通行禁止等を行おうとする道路の区間における指定若しくは命令又は措置を取るべきことを要請する。

ウ 県公安委員会は、交通規制のため車両が滞留し、その場で長期間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力してその解消に適切な対応措置を講ずるものとする。

エ 通行妨害車両等の排除については、社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以

下「J A F」という。）と「災害時における被災車両の撤去に関する協定」を平成17年9月30日に締結していることから、J A Fに対して協力を要請する。

（6）緊急通行車両又は緊急輸送車両及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を区域又は道路の区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）及び基本法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である一部の車両の事前届出及び確認を県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。

なお、緊急通行車両等の「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の様式は、別記1、2のとおりである。

（7）緊急通行車両等の事前届出・確認

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される計画がある車両及び指定行政機関等が所有する車両について、災対法施行令第33条第1項の規定に係る事前届出の手続きを行わせる。

ア 事前届出の対象とする車両

（ア）災対法の規定に基づく緊急通行車両等

a 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

（a）警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項

（b）消防、水防その他の応急措置に関する事項

（c）被災者の救難、救助その他保護に関する事項

（d）災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

（e）施設及び設備の応急復旧に関する事項

（f）廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

（g）犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序維持に関する事項

（h）緊急輸送の確保に関する事項

（i）その他災害の発生の防衛又は拡大の防止に関する事項

b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共交通機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）とその他県公安委員会がこれらに準ずる機関と認めるものが保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は指定行政機関等が災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊

車両等」という。)であって、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定による番号標以外のものを付しているものについては緊急通行車両ではなく、規制除外車両として交通規制の対象から除外することとし、標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

(イ) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

a 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県、又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

(a) 地震予知情報の伝達及び避難の指示等に関する事項

(b) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(c) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

(d) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項

(e) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序維持に関する事項

(f) 緊急輸送の確保に関する事項

(g) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

(h) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

b 指定行政機関等(指定地方公共機関を除く。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等(指定地方公共機関を除く。)の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等についてはア(ア) bのとおり標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としない。

イ 事前届出に関する手続き

(ア) 事前届出者

事前届出を行うことができる者は当該車両を使用して行う業務について責任を有する者又は代行者とする。

(イ) 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署とする。

(ウ) 事前届出に必要な書類

a 当該車両の自動車検査証の写し(1通)

b 契約等により災害応急対策等に従事する車両にあつては当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類(指定行政機関等の上申書、輸送協定書、覚書等)

c 緊急通行車両等事前届出書(車両1台につき2通、別記3のとおり)

ウ 緊急通行車両事前届出済証の交付等

(ア) 事前届出があつた場合は、事前届出を受理した警察署において緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、別記3「緊急通行車両等事前届出済証」(以下「届出済証」と言う。)を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合には、交付を受けた届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所等に持参することにより緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

- (イ) 届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署に返還させる。

(8) 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の事前届出・確認

ア 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両については、規制除外車両として取扱う。

イ 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、規制除外車両は実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要性に応じて個別に判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約により災害発生時等に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両等として取扱われることになる。この場合、緊急通行車両等の事前届け出車両として取扱うためには改めて緊急通行車両等として事前届出を行う必要がある。

ウ 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- (ア) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

エ 事前届出に関する手続き

事前届出者及び事前届出先

- (7) ウ（ア）、（イ）と同様とする。

オ 事前届出に必要な書類

- (ア) 当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類の写し

a 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両

医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

b 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者とし、写真は重機を積載した状況のものとする。

（イ）規制除外車両事前届出書（車両1台につき2通、別記4のとおり）

（ウ）当該車両の自動車検査証の写し（1通）

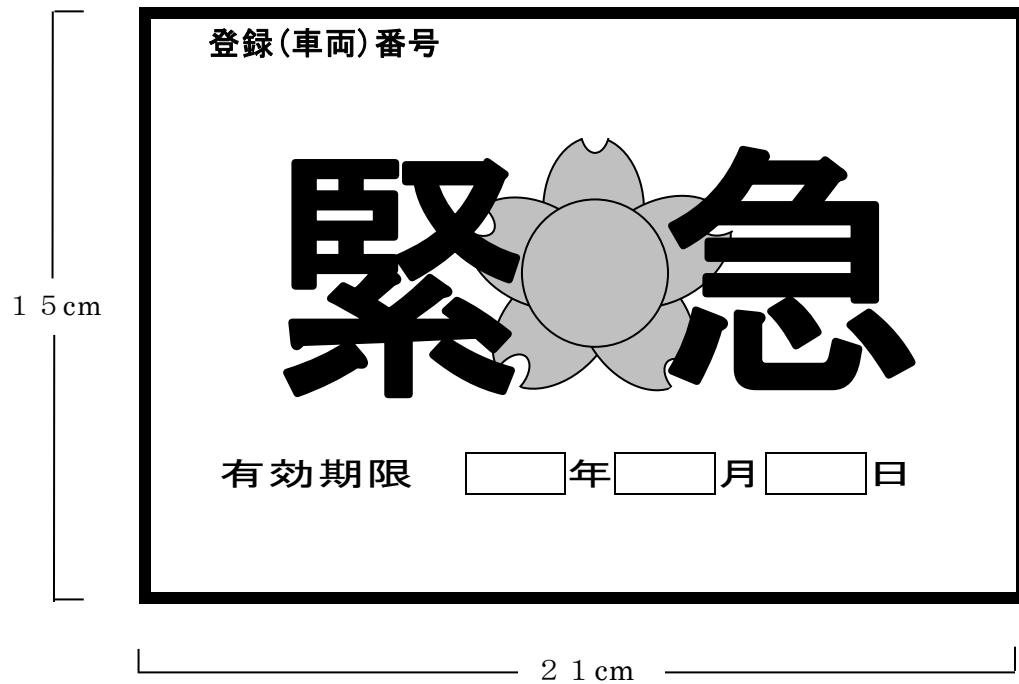
カ 規制除外車両事前届出済証の交付等

（ア）事前届出があった場合は、事前届出を受理した警察署において規制除外車両に該当すると認められるものについては、別記4「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた除外届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所等へ持参することにより規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

（イ）除外届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署へ返還させる。

別記 1



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。

別記2

第 号		年 月 日
緊急通行車両等確認証明書		
広島県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記3

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置 用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 申請者住所 氏名 (電話)		地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置 用 緊急通行車両等事前届出済証 先のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送 人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2通作成して、当該車両を 使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の 上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提 出してください。		
(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基 本法、原子力災害対策特別措置法又は武力 攻撃事態等における国民の保護のための措 置に関する法律に基づく交通規制が行われ た時には、この届出済証を最寄の警察本部、 警察署、交通検問所等に提出して所要の手 続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証 を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合 には、公安委員会（警察本部経由）に届け 出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還し てください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったと き。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要 性がなくなったとき。		

別記4

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 申請者住所 氏名 (電話)		災害 応急対策用 第 号 原子力災害 国民保護 措置用 規制除外車両事前届出済証 先のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2通作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		
(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。		

広島県内主要道路地図

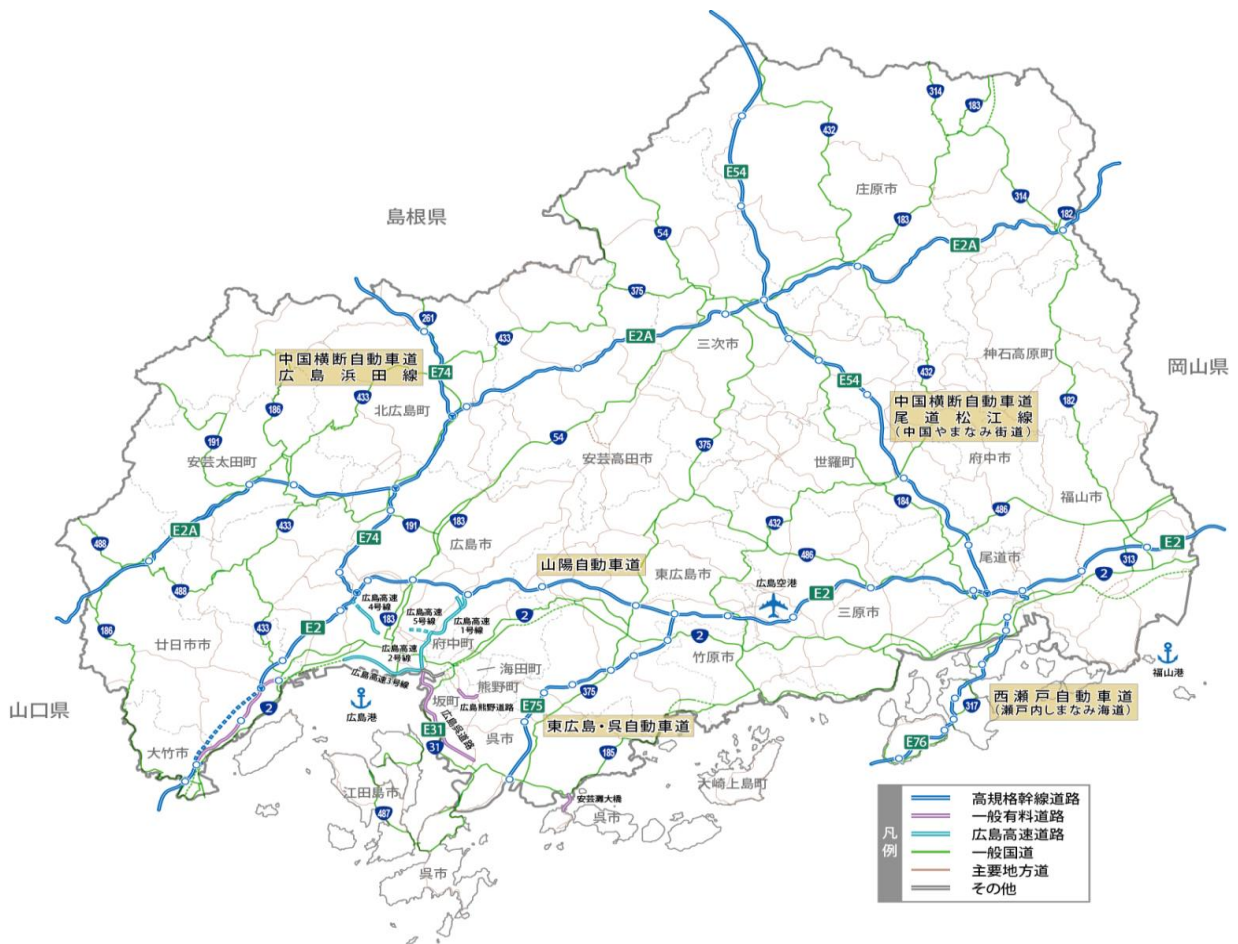
緊急交通路

指定予定路線

高速自動車国道(山陽自動車道・中国横断自動車道・広島浜田線・尾道松江線)・中国縦貫自動車道

自動車専用道路(西広島バイパス・広島呉道路・西瀬戸自動車道・東広島呉自動車道・広島高速1～4号線)

その他国道・県道等の主要幹線道路



注1) 緊急交通路は、実際の災害状況や道路状況に応じて指定又は変更する。

注2) 整備中の路線を含む。

第13節 輸送計画

1 方針

地震が発生した場合には、県、町及び関係機関は災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を各機関の保有する車両等又は運送業者等の保有する車両等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 災害対策要員
- (3) 救助用物資・資機材
- (4) 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) その他必要な人員、物資等

3 輸送車両等の確保

- (1) 町は、あらかじめ定める震災時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から必要な項目を明示して他の市町又は県にあっせんを要請する。

- ア 輸送区域及び借り上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ 車両等の燃料の給油場所及び給油予定量
- カ その他必要事項

4 救援物資の調達及び配送

(1) 方針

県内で大規模な災害が発生し、市町単独での物資の確保が困難な場合に、県は市町の要望等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに市町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して物資の調達及び輸送等を要請する。

(2) 物資の調達及び受入体制

ア 町

- (ア) 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、地震等により救援物資輸送拠点が使用できない場合等を想定して民間施設の選定に努める。

- (イ) 物資の調達が困難な場合は知事に対して応援を要請する。

- (ウ) 救援物資の受け入れ窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救

援物資輸送拠点の情報共有に努める。

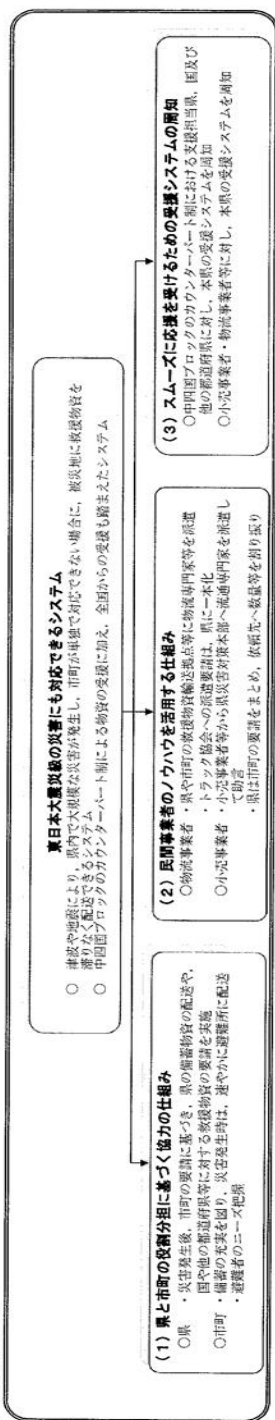
イ 県

- (ア) 町から物資の要請があった場合又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに町へ供給する。
- (イ) 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。
- (ウ) 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。
- (エ) 地震等により救援物資輸送拠点が使用できない場合等を想定して民間施設の選定に努めるとともに、災害時に町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

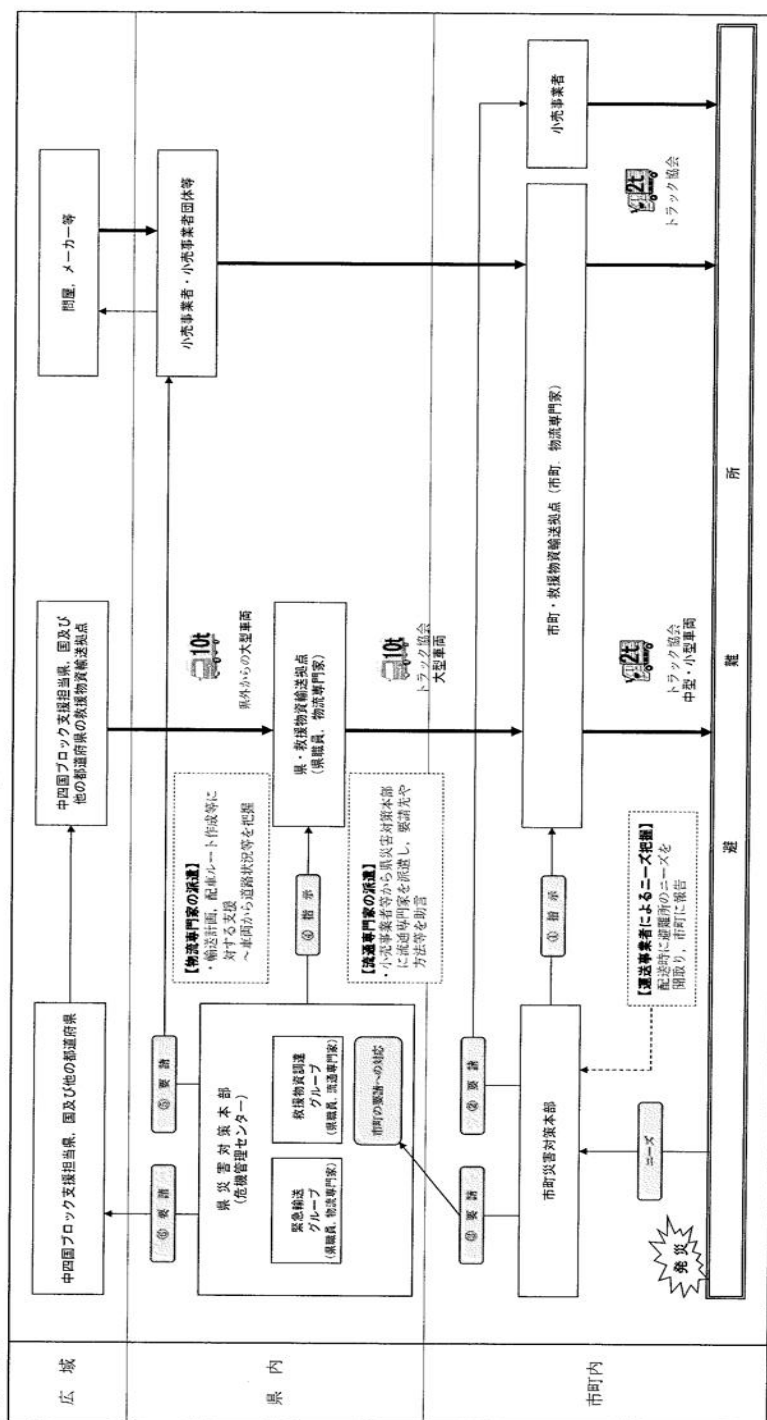
(3) 物資の輸送

- ア 県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。
- イ 県は、広島県トラック協会等に対して県や市町の災害対策本部または救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。
- ウ 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に必要に応じ避難所のニーズ等の聞き取りを行い、市町等への報告に努めるものとする。
- エ 物資輸送車両等の燃料確保について、県は国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

I 基本的な考え方



II イメージシミュレーション図



第14節 広報・被害者相談計画

1 方針

地震発生時においては、各防災関係機関は被災地や隣接地域の住民に対し、被害の状況、災害応急対策の実施状況等について速やかに広報することにより、住民の不安解消、また被災者の生活再建等に努めるとともに、住民自らの適切な判断により無用の混乱を排除するように配慮する必要がある。

なお、住民への情報伝達に当たっては、報道機関の協力を得るものとする。

また、速やかな対策を講じるために被災者相談を行い、被災した住民の動向と要望の把握に努める。

2 広報活動

(1) 広報責任者

各防災関係機関は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、あらかじめ定めた広報手続きにより広報活動を実施する。

ただし、急を要する広報については、直接各放送機関に対して広報事項を示して放送の要請を行う。

(2) 広報の目的

各防災関係機関は、災害発生直後にはパニック、余震、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。

なお、その際要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

(3) 広報の内容

町は、広島市安佐北消防署安芸太田出張所、山県警察署その他関係機関と緊密な連携のもとに次の事項について広報活動を行う。

《災害発生直後の広報》

- a 地震に関する情報（余震に関する情報を含む。）
- b 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- c 医療、救護所の開設に関する情報
- d 災害発生状況に関する情報
- e 出火防止、初期消火に関する情報
- f 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、水道等の措置）
- g その他安心情報等必要な情報

《応急復旧時の広報》

- a 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b 電気、水道の復旧に関する情報
- c 交通機関、道路の復旧に関する情報

- d 電話の利用と復旧に関する情報
- e ボランティア活動に関する情報
- f 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- g 臨時相談所に関する情報
- h 被災建築物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する情報
- i その他生活情報等必要な情報

(4) 広報の方法

- ア 防災行政無線放送による広報
- イ 窓口による広報
- ウ 広報車、ハンドマイク等による広報
- エ 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- オ ビラ配付等による広報
- カ 自主防災組織（自治会・コミュニティ組織）を通じての連絡
- キ 県に対する広報の要請
- ク 報道機関への情報提供、放送要請
- ケ 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- コ インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- サ 携帯電話による災害速報メールを利用した広報
- シ 登録制メール、緊急速報メールの活用

3 被災者相談活動

(1) 被災者相談の実施

各防災関係機関は、地震災害が発生したときには、被災者又は関係者からの相談・要望・苦情等に速やかに応じ、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

(2) 相談方法

各防災関係機関は、被災者からの相談・要望・苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク・自動車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は関係機関が共同で設置する等してワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は災害の実情に応じたものとする。

4 安否情報の提供

町又は県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第15節 危険物等災害応急対策計画

1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱う事業所においては、危険物等の流出、出荷、爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

なお、地震の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、町及び広島市安佐北消防署安芸太田出張所等関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

2 危険物災害応急対策

町は、広島市安佐北消防署安芸太田出張所等の協力を得て消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、地震による災害の発生を阻止するため次の措置を行う。

- (1) 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して次に掲げる措置を実施させる。

- ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- ウ 危険物施設の応急点検
- エ 異常が認められた施設の応急措置

- (2) 施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

町は、広島市安佐北消防署安芸太田出張所等の協力を得て、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定める高圧ガス並びに火薬類取締法に定める火薬類を製造、販売、貯蔵、消費及び移動又は運搬する事業所に対し、地震による災害の発生を阻止するため次の措置を実施する。

施設の管理責任者等と密接な連絡をとり災害の拡大を防止するため、消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

4 毒物劇物災害応急対策

町は、毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所に対し地震による災害の発生を阻止するため次の措置を実施する。

町は、県、県西部厚生事務所、山県警察署及び広島市安佐北消防署安芸太田出張所と速やかに連絡をとることとするが、緊急を要する場合には次の措置を行い災害の発生及び拡大等を防止する。

町は、施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連携をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

第16節 水防計画

1 方針

大規模地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は震災時には防災関係機関と相互に協力し速やかに応急対策を実施する。

2 応急対策

(1) 河川、ダム、ため池等の管理者

ア 地震の発生に起因して堤防、ダム、ため池等の破損による洪水の来襲が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）は、必要とする区域の居住者に対し水防法（昭和24年法律第193号）第22条による避難のための立退きの指示を行う。

なお、水防管理者が立退きの指示を行う場合はその旨を山県警察署長に通知する。

イ 河川、ダム、ため池、水門及び樋門等の管理者は、地震発生後直ちに所管施設の被害状況を点検把握し応急措置を講ずる。

また、速やかに被害状況・措置状況等を関係機関に連絡する。

(2) 水防管理団体

水防管理団体は、大規模地震発生後直ちに区域内の河川、ダム、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には水門及び樋門の操作その他適宜に水防活動を行う。

3 水防活動の応援要請

(1) 町長は、水防上必要あるときは、他の水防管理者に対し応援を要請する。

(2) 町長は、必要があるときは警察官の出動を求める。

第17節 災害救助法適用計画

1 方針

地震により一定規模以上の被害が発生した場合には、知事に災害救助法の適用を要請し、同法に基づく次の応急救助の実施を求め、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 遺体の搜索及び取扱い
- (12) 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

2 災害救助法の適用基準

- (1) 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。
(同法第2条第1項に定める適用)
 - ア 町の区域内の住家の滅失世帯数が市町村災害救助法適用基準一覧表の「1号基準世帯数」以上であること。
 - イ 県の区域内の住家の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、町の区域内の住家の滅失世帯数が市町村災害救助法適用基準一覧表の「2号基準世帯数」以上であること。
 - ウ 県の区域内の住家の滅失世帯数が9,000世帯以上あって、町の区域内の住家の滅失世帯数が多数であること。
 - エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 滅失世帯の算定

滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

- (2) 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次のすべてに該当する場合に適用される。(同法第2条第2項に定める適用)
 - ア 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が

告示されていること。

イ 安芸太田町において、当該災害により被害を受けるおそれがあること。

3 災害救助法の適用手続き

(1) 市町における災害が前記(2)のいずれかに該当し又は該当する見込みがあるときは、当該市町は直ちにその旨を県に情報提供する。

(2) 県は、市町からの情報提供又は要請に基づき災害救助法を適用する必要があると認めるときは、国(内閣府)から必要な助言を受けて災害救助法の適用を決定し、国(内閣府)へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について当該市町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

(3) 県は、災害救助法を適用したときは速やかに公示する。

4 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	期 間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に受入れた者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医 療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者)	分娩した日から7日以内
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から3か月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了)
救助の種類	対 象	期 間

学用品の供与	住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	災害発生の日から （教科書）1か月以内 （文房具及び通学用品）15日以内
埋 葬	災害の際死亡した者 （実際に埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から 10 日以内
遺体の搜索	行方不明の状態にありかつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者	災害発生の日から 10 日以内
遺体の取扱い	災害の際死亡した者	災害発生の日から 10 日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から 10 日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の取扱い 7 救助用物資の整理配分	各応急救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内

5 町長への委任

県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は知事が実施機関となり、町長が補助機関となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任する。

県から、町長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市町の行政機能が損なわれる被災状況等、町の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から町に通知することにより行うとともに、町へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、町において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、町に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

町長及び知事それぞれが担当する救助事務	
実施者	担当する救助事務
町長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の捜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市町が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

第18節 食料供給計画

1 方針

町は、地震災害発生時における被災者に対し食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、地震災害に備え緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

(1) 町長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。

(2) 町長は、必要な食料を確保できない場合は知事に応援を要請する。

(3) 知事は、町長からの要請があった場合又は必要があると認めた場合は、食料を調達し供給する。

3 食料供給の実施方法

(1) 町長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は知事に対して応援を要請する。

なお、炊き出しは町が開設する避難所内又はその近隣において実施する。

(2) 町長は、知事等から食料供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。

(3) 町長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携してそれらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(4) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズ把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ関係団体と連携し栄養管理に配慮して食料の供給および給食、炊き出しを行う。

(5) 調達食料等の集積場所

町は、調達した食料、県等から配給された救援食料を次の施設に集積し職員並びにボランティア、自主防災組織等の協力を得て仕分け・配送作業等を行う。

救 援 物 資 集 積 場 所

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
戸河内ふれあいセンター	安芸太田町大字戸河内 759 番地 1	0826-28-7000
加計体育館	安芸太田町大字加計 3838 番地 1	0826-22-1117

(6) 炊き出しの実施

炊き出しは、町が開設した避難所内又はその近隣において女性会等の協力を得て実施する。なお、炊き出しを実施するに当たっては常に食品の衛生面に留意するものとする。

4 食料供給の適用範囲及び期間

(1) 避難所に入所した者

- (2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
 - (3) 水道、電気、ガス等の供給がなく炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等への入院や入所している者も含む。）
 - (4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記（2）、（3）の住家への宿泊人、来訪者
 - (5) 被災地内に停車したバス等の乗客で責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者。
 - (6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。
- 5 使途及び経費
- 災害救助法が適用された場合は、原則として災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

第19節 給水計画

1 方針

地震災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため飲料水を得ることができない者に対し、県及び町、水道事業者及び水道用水供給事業者は飲料水の確保及び供給に努めるものとする。

2 事前対策

町長は、地震災害時に備えて浄水場、幹線管路等基幹施設の耐震化、老朽管路の更新、バックアップ機能の強化等水道施設の耐震性の向上に努めるとともに、緊急時の給水を確保するための配水池の増強や応急給水拠点の整備等水道システム全体としての安定性の向上に努めるものとする。

また、地震災害が発生したとき、迅速に応急給水、応急復旧が実施できるようその手順や方法等を明確にした計画の策定及び訓練の実施等緊急対応体制の確立に努めるものとする。

3 実施責任者

地震災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事が実施を指示した場合は、町長）	災害救助法第4条・第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき。	町長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者（町長） 水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）	水道法（昭和32年法律第177号）第40条

なお、災害救助法等が適用される前においては、水道により水を供給しているときは水道事業者が供給の責務を有する。

4 実施方法

給水活動を迅速にかつ円滑に実施するため次の措置を講ずる。

- (1) 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。
- (2) 給水車、トラック等による応急給水を実施する。特に災害拠点病院や透析医療機関等優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
- (3) ポリ容器、ポリ袋等による応急給水を実施する。
- (4) 必要に応じ水質班を組織し水質検査及び消毒等を実施する。
- (5) 給水用資機材の調達を行う。
- (6) 関連事業者等の協力を得て応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- (7) 町のみでは飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、「県内市町の災害時の相互応援に関する協定」に基づき近隣市町又は県に応援を要請する。

- （8）自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- （9）応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- （10）遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

第20節 生活必需品等供給計画

1 方針

町及び県は、被災者に対し衣服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売（販売）業者等における生活必需品等の放出可能量の把握・確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

町は県と相互に協力して被災者に対し生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

2 実施責任者

知事は、災害救助法を適用し、町長を補助執行者として生活必需品を被災者に給与又は貸与する。

なお、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により、知事が町長に生活必需品等の給与又は貸与の実施を指示したときは、町長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

地震により住家に被害（全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上浸水）を受け、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者であって、物資の流通機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者

(2) 適用期間

災害の発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は期限の延長を行う。

(3) 生活必需品等の範囲

ア 寝具（毛布等）

イ 外衣（ジャージ等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

エ 身の回り品（タオル、サンダル等）

オ 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

カ 食器（コップ、皿、箸等）

キ 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）

ク 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

4 実施方法

町は、あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要品目・必要量が確保できないときは、県又は他の市町に対し応援を要請する。

5 生活必需品等の集積場所

町は、調達した生活必需品等及び県等から輸送される生活必需品等を次の施設に集積し、職員、ボランティア及び自主防災組織等の協力を得て仕分け・配送作業等を行う。

救 援 物 資 集 積 場 所

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
戸河内ふれあいセンター	安芸太田町大字戸河内 759 番地 1	0826-28-7000
加計体育館	安芸太田町大字加計 3838 番地 1	0826-22-1117

第21節 防疫計画

1 方針

町及び県は、地震災害発生時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等により感染症の発生が予想されるため、防疫について必要事項をあらかじめ定め、感染症の予防及びまん延の防止のための防疫活動を実施する。

2 実施責任者及び実施事項

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延防止が困難であると認められるときは、町に当該措置を実施するよう指示することができる。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には町は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	
ねずみ族・昆虫類の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症

3 町の防疫活動

(1) 防疫体制の強化

防疫措置の徹底を図るため、保健所、医師会等関係機関と連携し防疫体制の強化に努める。

(2) 県の防疫指示等に基づき、次の事項について範囲及び期間を定めて速やかに行う。

ア 感染症の病原体に汚染された場所等の消毒（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条）

イ ねずみ族・昆虫等の駆除（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条）

ウ 物件に係る措置（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条）

エ 生活の用に供される水の供給（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条）

オ 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

(3) 県の指示に基づき、清掃・消毒、ねずみ・ハエ・蚊等の駆除、飲料水等の家庭用水の供給を実施する。

(4) 避難所における防疫を実施する。

(5) 防疫薬剤を配布する場合は自治振興会等を通じて行う。

4 各種感染症に関する知識・情報の広報

結核・感染症発生動向調査情報等に基づき、住民に対し流行のおそれのある感染症予防に関する正しい知識の周知・徹底を図るため、迅速かつ適切に広報活動を実施する。

第22節 その他の施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

町は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

町での措置が極めて困難な場合等においては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

3 空き家対策

町は、災害時に適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部または一部の除却等の措置を行う。

第23節 災害廃棄物処理計画

県及び町は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

1 災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

2 町災害廃棄物処理計画

町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項等、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、「安芸太田町災害廃棄物処理計画」において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、町が主体となって処理する。県は、町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や町の支援を行う。

4 町及び県の役割

町及び県の役割

町	県
・自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・仮置場の設置運営 ・廃棄物の運搬・処分等 ・県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請	・県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制整備に係る連絡調整 ・被災市町への事務支援、人的支援 ・被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

5 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

町は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ、他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時において町が必要と認める場合は、町が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

町は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区分	機 能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

第24節 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって県民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、P R T R 法（化学物質排出把握管理促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第25節 遺体の搜索、取扱、火葬等計画

1 方針

震災時において死亡者が発生した場合、町は県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして遺体の搜索、取扱い及び火葬等を実施する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

知事は、災害救助法が適用された場合、町長を補助執行者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い遺体の搜索を行う。

なお、知事から町長に実施を指示されたときは、町長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、県警察及び町は次の措置を行う。

(1) 県警察

ア 遺体の見聞及び検視(以下「検視等」という。)町と連絡をとり所要の措置を行う。

なお、多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資機材(水、電気、手袋、エプロン等)の準備・保管・提供、検視等が終了した遺体の洗浄等について町と連携して対応するとともに、県公安委員会にあっては、必要に応じて県警察災害派遣隊を要請し、体制の確保に努めることとする。

イ 身元不明遺体については、写真の撮影・指紋の採取・遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

(2) 県

市町の行政機能が喪失又は低下した場合、検視場所の確保、身元不明遺体の引き渡し等の措置を円滑に進めるため、当該市町を積極的に支援する。

(3) 町

ア 遺体について、県警察と協議のもと、医師による死因その他医学的検査を実施する。

イ 遺体の身元特定のために必要な資料等について県警察等に積極的な提供を行う。

ウ 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材(水、電気、手袋、エプロン等)の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

エ 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により取扱う。

(ア) 感染症の予防に配慮し遺体の洗浄・縫合・消毒等を行う。

(イ) 遺体の身元識別のため相当の期間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋葬等ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行ったうえで特定の場所(寺院等の施設の利用又は神社仏閣等の施設に仮設)に集め、埋葬等の処置をとるまで一時保存する。

4 遺体の火葬等

町は自ら遺体を火葬若しくは埋葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、町が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」(平成25年10月1日施行)に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も同様とする。

県は町から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、火葬等に当たっては次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に措置する。
- (2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
 - ア 知事は一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは遺体の移動を制限し、又は禁止することがある。
 - イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
 - ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し又は埋葬することができる。

第26節 文教計画

1 方針

町及び県は、震災時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、震災後の生徒等の不安感の解消に努めるとともに、学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し応急教育の円滑な実施を図る。

また、震災時において学校や公民館等の社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2 避難対策

(1) 学校の管理者

- ア 町立学校 町教育委員会
- イ 県立学校 県立学校長

(2) 避難の実施

学校の管理者は、震災が発生した場合又は町長が避難指示等を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努めるものとする。

3 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い精神的な不安感の解消に努める。

4 学校教育対策

(1) 応急教育の実施

ア 応急教育の実施責任者

- (ア) 町立学校 町教育委員会
- (イ) 県立学校 県立学校長

イ 応急教育の実施場所

(ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて校内施設の活用又は町内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

(イ) 応急教育実施場所が町内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会がその確保のためあつせんに当たる。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育は被害の実情に即した方法により実施する。

(ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

(イ) 教職員を動員し授業再開に務める。なお、被害の状況により必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。

(ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に生徒等及び保護者に連絡する。

(エ) 児童生徒を学校に一度に受入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

(オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は仮校舎等の建築も検討する。

(カ) 児童生徒の登下校時における安全の確保に努める。

(2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

町教育委員会及び県立高等学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合は、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し支給する。また、知事がその実施を町長に委任した時は、町長が実施者となり実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流出、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失・損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む）並びに高等学校生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校等の生徒を含む。）

(イ) 支給範囲

- (a) 教科書及び教材（県又は町教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）
- (b) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- (c) 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

(ウ) 支給限度額

- (a) 教科書及び教材：給与に要した実費
- (b) 文房具及び通学用品：災害救助法施行細則に定めるところによる。

(エ) 支給の期限

- (a) 教科書及び教材：1か月以内
- (b) 文房具及び通学用品：15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合、応急教育の実施責任者、は県教育委員会にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努めるものとする。

(4) 給食

ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者はその状況を県教育委員

会に報告する。

イ 設置者（町教育委員会又は県教育委員会）は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者用炊き出しに利用されることになる場合は、学校給食と被災用炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては、感染症のおそれが多いので、保健衛生については特に留意する。

(5) 奨学金の貸付

県教育委員会は、災害等による家計急変のため緊急に奨学金の貸付けが必要な場合は奨学金を貸し付ける。

(6) 就学奨励費の再支給

県教育委員会は、災害により学用品等を喪失又は損傷した幼児、児童、生徒がある場合には就学奨励費の再支給等必要な措置を講ずる。

5 学校が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対してその利用について必要な情報を提供する。

また、避難所としての運営に必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動と調整について町と必要な協議を行う。

6 社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

(1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対してその利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な職員を確保し、施設・整備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

(2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には避難者への支援活動について町と必要な協議を行う。

7 文化財に対する対策

(1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに町教育委員会に被災状況を報告する。

(2) 町教育委員会は、町指定文化財の被災については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国・県指定の文化財については県教育委員会に被災状況を報告する。

(3) 県教育委員会は、前項の報告を受けたときは町教育委員会に対し必要な措置をとるよう指示し、国指定等の文化財については文化庁へ被災状況を報告する。

(4) 県教育委員会は、平成25年12月27日に中国・四国地方の9県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有するとともに、文化財が被災した場合には必要な救出や応急措置を行う。

第27節 公共施設等災害応急復旧計画

1 方 針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に速やかに応急復旧工事を実施し、二次災害の防止を図るとともに応急対策の円滑な実施に支障がないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は被災状況を速やかに調査し応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

道路、橋梁等の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため沿道等の応急復旧計画と調整のうえ、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため上下線各1車線の確保に向けて最大限の努力を要請する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川

河川管理者は、震災により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防施設等

町及び県は、砂防施設等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれがある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

町及び県及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

町及び公共施設の管理者は、公共施設等の損傷等により二次災害が発生するおそれのある場合等、必要に応じて住民に対し広報する。

第28節 電力・水道・下水道施設応急復旧対策計画

1 方針

電力施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、震災時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施するものとする。

2 電力施設の応急対策

(1) 実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(2) 震災時における危険防止装置

震災時において、送電又は配電を行うことが危険と認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 復旧方針

復旧にあたっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア 人命救助に関わる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、水道、交通、通信、報道等の機関

ウ 被災者受入れ施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

(4) 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、被害状況に応じて必要な人員を確保する。
また、状況によっては、請負工事業者等及び他の電力会社へ応援を依頼する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

(5) 広報サービス活動の実施

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(6) 連絡・協力体制

「災害時における連絡・協力体制に関する協定（平成27年5月18日締結）」に基づき、中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワークセンターと電力の復旧等に向けての連携を図るものとする。

3 水道施設の応急対策

（1）実施責任者

水道事業者（町）

（2）応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報車や防災行政無線等により住民へ広報する。

（3）復旧資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

4 下水道施設の応急対策

（1）実施責任者

下水道管理者（町）

（2）応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結する等、支援体制の確立に努めるものとする。

イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を越える広域的な支援を必要と認めるときは「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

（3）広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車、防災行政無線等により行い、必要に応じて知事を通じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

（4）資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

第29節 ボランティアの受入れ等に関する計画

1 方針

町、県及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付・調整等その受入体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入体制

災害時において、県は災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び安芸太田町社会福祉協議会が設置する安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンターは連携を図り、ボランティア等の受入れや活動支援、情報収集・発信等を行う。

(2) 県災害対策本部の役割

県災害対策本部は、ボランティアの受入体制の確保について被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡・協議し、支援等を行うものとする。

また、県災害対策本部は広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況等の情報提供や情報収集を行う。

(3) 町災害対策本部の役割

町災害対策本部は、ボランティアの受入体制の確保について安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、町災害対策本部は、安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンターに対して情報提供等の支援を行う。

(4) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市町被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、市町被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行う。

ア 市町被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信・人材の派遣・資機材の確保、資金の調整等の支援を行う。

イ 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ被災地支援に向けた情報・人材・資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

(5) 安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや町災害対策本部等の連絡・調整し、ボランティア等の受入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受付け、各ボランティアの活動内容・活動可能日数・資格・活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

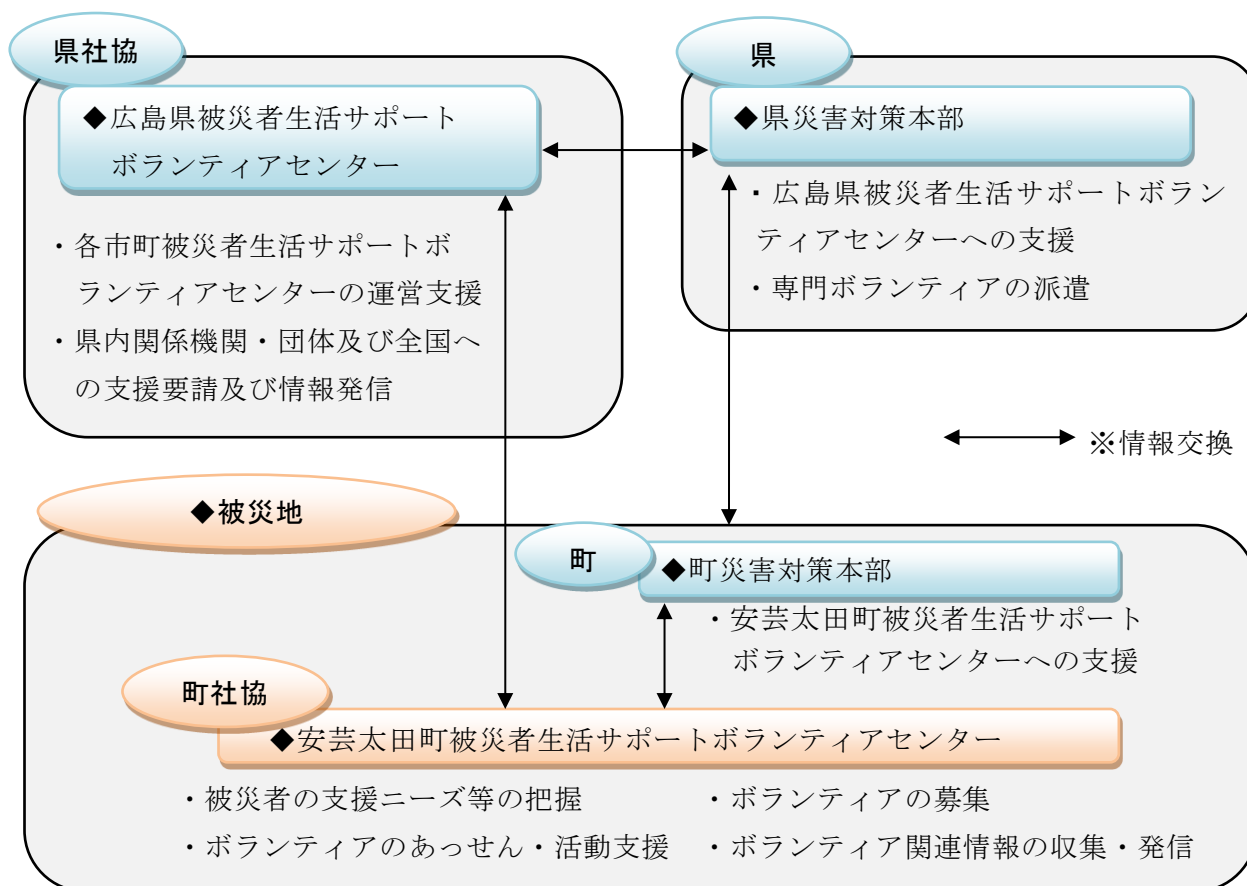
また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができる。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

(6) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市町が共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。



3 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

町は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町及び県は、庁舎、公民館、学校等の一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

5 災害情報等の提供

県は広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ、町は、安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンターへボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供する。

6 ボランティアとの連携・協働

県及び町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置する等し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

7 安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働してセンター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

8 ボランティア保険制度

県及び町は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第30節 住宅応急対策計画

1 方針

地震が発生し、災害救助法が適用された場合には、知事は町長と協力して被災者を受入れるための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じるものとする。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅及び企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等
- (5) 被災建築物応急危険度判定の実施
- (6) 被災宅地危険度判定の実施

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき、避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借り上げを含む。）及び施設の確保に努めるものとする。

なお、県内のみで確保が困難な場合、近隣他府県へ被災者を一時受入れるための施設の提供を要請する。

- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき、町長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について町長に委任したときは町長が実施する。
- (4) 町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、被災建築物応急危険度判定が必要と判断した場合にはこれを実施する。

知事は町長から支援の要請があった場合は必要な支援を行う。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借り上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくはそれに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

また、知事は罹災証明の発行状況を踏まえ、必要に応じて対象の拡充について検討する。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は町長が行うものとする。

ただし、特別な事情がある場合には、町長の協力を得て知事自ら実施するもの

とする。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急住宅の建設は、広島県応急住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、町長の意見を聞き知事が決定するものとする。この場合、別途確保し供与する公営住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮してあらかじめ把握している公有地で確保することとする。

ただし、やむを得ない場合は私有地を利用することもできるものとする。この場合には、利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ウ 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に包めるために、住宅建設に係る関係団体と予め協力協定を締結する等、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

エ 資器材の調達

県(救助実施市町)は、応急仮設住宅の建設に必要な資器材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資器材の調達に関して要請するものとする。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が町長に指示し、町長が実施するものとする。

ただし、特別な事情により町長が実施することが困難な場合は、町長の協力を得て知事自ら実施するものとする。

(1) 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(2) 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限の部分とする。

(3) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により町長の意見を聞いて決定する。

(4) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、関係業界の協力を得て知事が行うこととする。

(5) 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期限の延長を行うことができる。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の適用があるものについて、受入れを行う。

また、緊急対応として災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、県内公営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供も考慮する。

7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

知事は、前記6の公営住宅の提供を考慮する場合には、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

8 民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について、（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部に対して協力を要請するものとする。

9 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 町長は、的確な建築判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

（ア）建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置

（イ）建築判定の実施に関する県との連絡調整及び知事に対する支援要請

（ウ）建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

（エ）応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

（オ）建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

（カ）建築判定資機材の調達、備蓄

（キ）その他必要な事項

イ 知事は、町長からの要請に対して的確な支援を行う。

ウ 県は、建築関係団体と協力し建築判定士等の養成を行う。また、町と協力して必要な判定用資機材を備蓄しておく。

(2) 建築判定実施の事前準備

- ア 町長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。
- イ 町及び県は、地震被害に備え、町は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ整備しておく。

(3) 応急危険度判定の実施

- ア 町長は、地震により多くの建築物が被害を受け必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。
- イ 知事は、町長からの支援要請があったときは建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。なお、県は建築判定士等の派遣等により、積極的に町の活動を支援するものとする。
- ウ 町及び県は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- エ 町及び県は、建築判定の実施の決定後速やかに建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じて宿泊場所の確保等を行うものとする。
- オ 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、町に代わってこれを調達する。

(4) 町と県間の連絡調整等

- ア 町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、速やかに県に連絡するものとする。
- イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議・調整し、速やかに報告するものとする。

10 被災宅地危険度判定

地震により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

また、実施のための事前準備を行う。

(1) 事前対策

- ア 町は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。
 - (ア) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
 - (イ) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
 - (ウ) 宅地判定実施方法の決定等の基準
 - (エ) 初動体制整備のための被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成、確保
 - (オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
 - (カ) 判定資機材の調達、備蓄
 - (キ) その他必要な事項

- イ 知事、は町長からの要請に対して的確な支援を行う。
- ウ 町は、県の協力を得て宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに必要な判定用資機材を備蓄する。
- エ 県は、国、他の都道府県と連携して宅地判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。

(2) 宅地判定実施の事前準備

- ア 町は、広島県土砂災害危険箇所図等を参考に宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。
- イ 町は、宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制についてあらかじめ整備しておく。

(3) 宅地判定の実施

- ア 町長は、地震の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき必要があると判断したときは、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、町長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。
- イ 知事は、町長からの支援要請を受けた場合は宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。
- ウ 被災の規模等により町が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。
- エ 町及び県は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保等を行うものとする。
- オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合には、町に代わってこれを調達する。

(4) 町と県間の連絡調整等

- ア 町は、宅地判定実施本部を設置したときは速やかに県に連絡するものとする。
- イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに支援の内容、支援開始時期等について協議・調整し、速やかに報告するものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画

1 目 的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧並びにこれに要する資金の確保等について必要な事項を定め、災害復旧の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 施設災害復旧計画

1 基本方針

- (1) 町は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するように努める。
- (2) 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行うなど施設の向上に配慮する。
- (3) 災害復旧対策のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術院派遣制度を活用するものとする。

2 復旧計画

- (1) 災害復旧に関しては現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工、早期完成を図ることを目途とする。
- (2) 施設の災害復旧に関する主な法律は、次のとおりである。
 - 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
 - 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
 - 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
 - 道路法（昭和27年法律第180号）
 - 河川法（昭和39年法律第167号）
 - 砂防法（明治30年法律第29号）
 - 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
 - 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
 - 森林法（昭和26年法律第249号）
 - 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
 - 生活保護法（昭和25年法律第144号）
 - 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
 - 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
 - 売春防止法（昭和31年法律第118号）
 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
 - 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

第3節 激甚災害の指定計画

1 基本方針

災害により甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

2 激甚災害に関する調査

町は、激甚な災害が発生した場合には、速やかに被害状況を把握し、県に報告するとともに、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第4節 生業回復等の資金確保計画

1 方針

被災者の生活再建及び生業回復のための資金については、住民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県、町及び各種金融機関の協力のもとに現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実現するため、町においては罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

2 各種支援措置等

県及び町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 支援制度及び救済制度

ア 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

イ 国税及び地方税の減免等

(2) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、町は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神または身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は次のとおりである。

関係法令等	貸付金の種類
日本政策金融公庫法	農業基盤整備資金 農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 農林漁業施設資金（主務大臣指定） 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金（災害等資金） 林業基盤整備資金（樹苗養成施設資金、造林資金、林道資金） 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）
広島県農林水産関係単独事業補助金交付要綱	農業災害等特別対策資金
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金 （住宅資金、転宅資金）
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金（生活安定資金）
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金 総会地区資金（甲種、乙種） 機械購入資金 長期運転資金
商工組合中央金庫法	災害復旧貸付
日本政策金融公庫法	災害復旧貸付
広島県県費預託融資制度要綱	緊急対応融資（セーフティネット資金）

独立行政法人住宅金融支援機構法	災害復旧住宅融資
天災による被害農林漁業者等に対する資金の 融通に関する暫定措置法	経営資金 事業資金

3 町内諸団体の資金の充実

町内の公共的団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

第5節 義援金、救援物資の受入及び配分に関する計画

1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分することを目的とする。

2 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、次の関係機関は、受付窓口を設置し、必要事項を広報する。なお、関係機関は義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

〔関係機関〕 県、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県共同募金会、日本放送協会広島拠点放送局等

(2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、関係機関からなる義援金配分委員会を設置し、適当な配分について協議した上で迅速に行うものとする。

また、直接町へ送金された義援金については、別途町単独による義援金配分委員会を設置し、前記配分委員会で決定されたものを参考に、その使途及び配分等を決定するものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

3 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れの方針

ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前に調整のうえ、調達する。

イ 個人から救援物資の受入れは原則行わないものとし、義援金での協力を依頼する。

(2) 救援物資の受入れ

ア 災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は、県及び町は受付窓口を設置する。

イ 町は県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。

ウ 町は、一時保管場所や避難所への輸送方法等検討する。

一時保管場所は、次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号
戸河内ふれあいセンター	安芸太田町大字戸河内 759 番地1	0826-28-7000
加計体育館	安芸太田町大字加計 3838 番地 1	0826-22-1117

(3) 受入れ体制の広報

円滑な受入れのため、町は次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

ア 必要な物資と必要な数量

イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）

ウ 救援物資の送付先及び送付方法

エ 一方的な救援物資の送り出しを行わないこと

オ 個人からの救援物資の受入れ不能と、義援金での協力要請

（４）救援物資の配分

町は、県と連携して避難所又は避難場所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所又は避難場所でのニーズに応じた、適正な配分に努めるものとする。なお、送付先を避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

（５）個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足等により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提において、前記（３）アからエまでを広報し、物資の確保に努める。

第6節 罹災証明の発行等計画

1 方針

町は、被災者の生活再建及び生業回復のため、町民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県、町及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、町においては、罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

2 各種調査の住民への周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、県は、町の活動の支援に努めるものとする。

3 罹災証明書の交付

町は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用する等適切な手法により実施するものとする。ただし、火災による罹災については、広島市安佐北消防署安芸太田出張所が行う。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を開催するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行う等工夫をするよう努めるものとする。

また、県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、定期的に、各市町の課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行なうこと等により、調整を図るものとする。

4 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

5 戸籍データ等のバックアップ

町は、災害により、町が保存する戸籍、住民記録等のデータが喪失する場合に備え、クラウド化の推進などバックアップに努めるものとする。

